

第 8 章 水防用気象通報、洪水予報及び水防警報

第8章 水防用気象通報、洪水予報および水防警報

第1節 気象台が発表する水防用気象通報

1. 注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

表－9

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報 （大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

2. 注意報、警報の発表基準

表-10

種類 名称	注 意 報	警 報
大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で、（巻末の別表3）の基準に到達することが予想される場合。	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で（巻末の別表3）の基準に到達することが予想される場合。大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記される。
洪水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で（巻末の別表4）の基準に到達することが予想される場合。	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で（巻末の別表4）の基準に到達することが予想される場合。
波浪	風浪、うねり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。有義波高が3 m以上。	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。有義波高が6 m以上。
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で（巻末の別表5）の基準に到達することが予想される場合。	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で（巻末の別表5）の基準に到達することが予想される場合。

3. 津波に関する予報及び警報の種類と内容

- (1) 津波による災害の起こるおそれがあると予想される場合、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

表-11-1

種 類	解 説	津波の高さ予想区分
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m < 高さ
		5 m < 高さ ≤ 10 m
		3 m < 高さ ≤ 5 m
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え3 m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m

(注) 津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差で、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波による災害のおこるおそれがないと予想される場合には、「津波予報」を公表する。

表-11-2

津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などの際には十分な留意が必要である旨を発表する。

4. 福島県における気象注意報・警報の地域細分

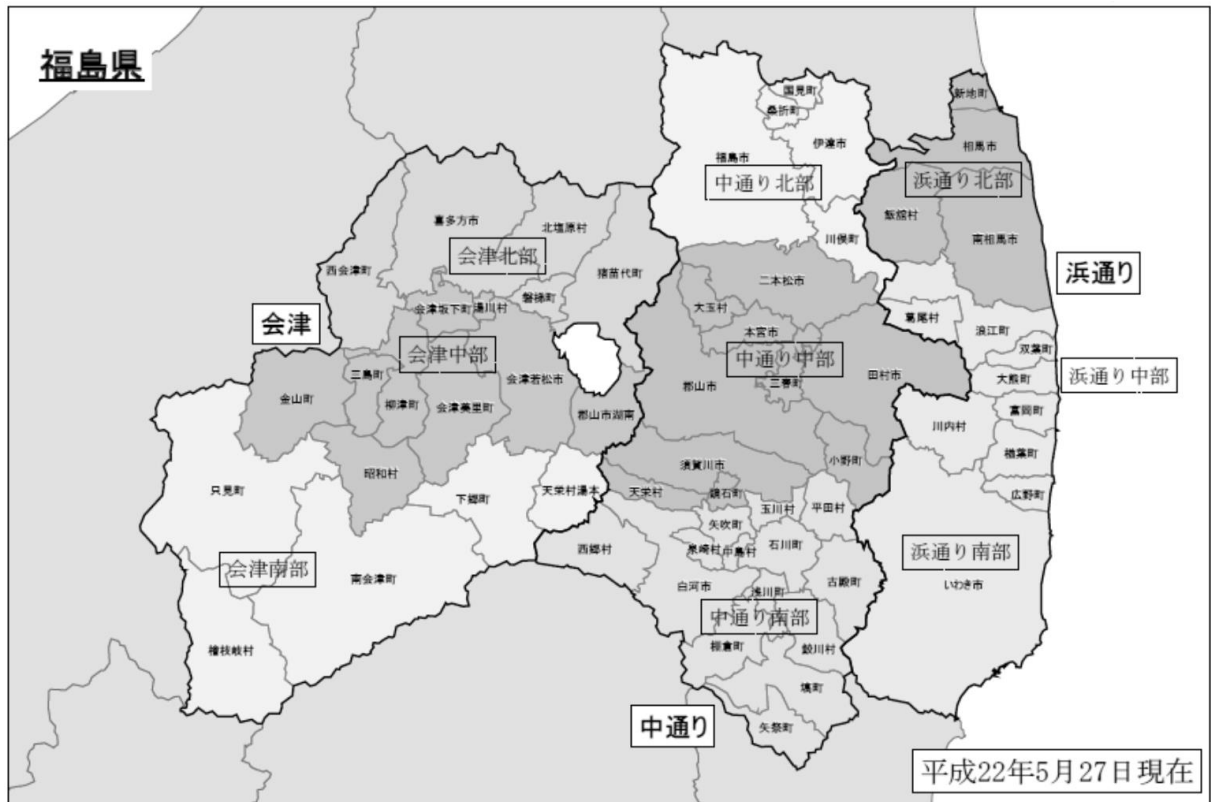
表-12 対象市町村表

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
福島県	中 通 り	中通り北部	福島市、伊達市、伊達郡（桑折町、国見町、川俣町）（5市町）
		中通り中部	郡山市（湖南を除く）、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、安達郡（大玉村）、岩瀬郡（鏡石町、天栄村（会津南部の地域を除く））、田村郡（三春町、小野町）（10市町村）
		中通り南部	白河市、西白河郡（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）、東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）、石川郡（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）（14市町村）
	浜 通 り	浜通り北部	相馬市、南相馬市、相馬郡（新地町、飯舘村）（4市町村）
		浜通り中部	双葉郡（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）（8町村）
		浜通り南部	いわき市（1市）
	会 津	会津北部	喜多方市、耶麻郡（北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町）（5市町村）
		会津中部	会津若松市、郡山市湖南町、河沼郡（会津坂下町、湯川村、柳津町）、大沼郡（三島町、金山町、昭和村、

		会津美里町) (9市町村)
	会津南部	岩瀬郡(天栄村(大字湯本、大字田良尾、大字羽鳥に限る))、南会津郡(下郷村、檜枝岐村、只見町、南会津町) (5町村)
	福島県59市町村61区域	

(市町村ごとに警報・注意報が発表される。)

図-1 地域細分図



第2節 洪水予報

国土交通省福島河川国道事務所、阿賀川河川事務所及び県は、それぞれ阿武隈川、荒川、阿賀川、夏井川、新田川及び宇多川において洪水のおそれがあると認められるときは、水防法第10条の第2項及び第11条の第1項の規定に基づき下記により福島地方气象台と共同して洪水予報を発表するものとする。

① 阿武隈川上流洪水予報（発表のイメージ：P-288～290）

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名	
阿武隈川	阿武隈川	左岸 福島県須賀川市前田川 字二枚橋 119 番地先	から まで	須賀川 阿久津 本宮 二本松 福島 伏黒	福島河川国道事務所 } 共同 福島地方气象台 } 発表
		右岸 福島県石川郡玉川村大字竜崎 字滝山 11 番の 1 地先 福島・宮城県境			
	釈迦堂川	左岸 福島県須賀川市 中宿 96 の 1 番地先	から まで	須賀川	
		右岸 福島県須賀川市 字古屋敷 108 号地先 阿武隈川合流点			
	笹原川	左岸 福島県郡山市安積町荒井 字道場 67 番の 4 地先	から まで	阿久津	
		右岸 福島県郡山市安積町笹川 字広町 28 番の 1 地先 阿武隈川合流点			
	松川	福島県福島市本内字 松川畑 2 番の 4 地先（国道橋） 阿武隈川合流点	から まで	福島	
摺上川	福島県伊達市 字諏訪前 1 番地先（道路橋） 阿武隈川合流点	から まで	福島		
広瀬川	左岸 福島県伊達市梁川町 字上川原 16 番の 1 地先	から まで	伏黒		
右岸 福島県伊達市梁川町 字鶴ヶ丘 16 番の 1 地先 阿武隈川合流点					

② 荒川洪水予報（発表のイメージ：P-291～293）

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
阿武隈川	荒川	左岸 福島県福島市佐原 字山神前3番地の1地先 右岸 福島県福島市荒井 字地藏原61番地先 阿武隈川合流点	から 八木田 まで	福島河川国道事務所 } 共同 福島地方気象台 } 発表

③ 阿賀川洪水予報（発表のイメージ：P-294～296）

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
阿賀野川	阿賀川	福島県大沼郡会津美里町大字穂馬字井戸川 乙538番地の2地先の馬越堰堤から 左岸 福島県喜多方市山都町大字三津合 字古屋敷5845番の14地先 右岸 福島県喜多方市山都町大字小舟寺 字中崎乙の2538番の2地先	馬越 宮古 山科 まで	阿賀川河川事務所 } 共同 福島地方気象台 } 発表

④ 夏井川洪水予報（発表のイメージ：P-297～298）

福島県公告第420号 平成21年10月23日

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
夏井川	夏井川	左岸 福島県いわき市小川町上小川 字川古屋26（新橋） 右岸 福島県いわき市小川町塩田 字平石40（新橋） 海	から 小川 鎌田 まで	福島県いわき建設事務所 } 共同 福島地方気象台 } 発表

⑤ 新田川洪水予報（発表のイメージ：P-299～300）

福島県公告第371号 平成21年6月30日

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
新田川	新田川	左岸 福島県南相馬市原町区大原 字東下田（栢木橋） 右岸 福島県南相馬市原町区深野 字塩塚（栢木橋） 海	から 原町 まで	福島県相双建設事務所 } 共同 福島地方気象台 } 発表

⑥ 宇多川洪水予報（発表のイメージ：P-301～302）

福島県公告第282号 平成22年 7月16日

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
宇多川	宇多川	左岸 福島県相馬市山上 (堀坂橋) 右岸 福島県相馬市今田 (堀坂橋) 相馬市岩子字中島 (松川浦)	中 村 から まで	福島県相双建設事務所 } 共同 福島地方气象台 } 発表

第3節 水位周知

国土交通大臣、または都道府県知事は、洪水予報以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、水防法第13条の規定により避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め、周知する。

なお、水位周知する指定河川は以下のとおりである。（空欄の河川は未指定）

1 国土交通大臣指定河川（発表パターン文：P-303～304）

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
日橋川	阿賀川河川事務所	会津若松市喜多方市湯川村	南大橋水位観測所	3.50m (T.P. 175.26m)	(左岸) 堂島橋 から 阿賀川合流点
					(右岸) 堂島橋 から 阿賀川合流点
湯川	阿賀川河川事務所	会津若松市喜多方市湯川村	新湯川水位観測所	2.60m (T.P. 208.1m)	(左岸) 会津若松市御旗町八番三十二地先 から 阿賀川合流点
					(右岸) 会津若松市緑町二番十六地先 から 阿賀川合流点
釈迦堂川	福島河川国道事務所	須賀川市	西川水位観測所(国)	4.50m (T.P. 238.898m)	(左岸) 国道4号(釈迦堂橋) から 中宿橋
					(右岸) 国道4号(釈迦堂橋) から 中宿橋

2 福島県知事指定河川（発表パターン文：P-305）

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
松川		福島市	清水水位観測所	3.60m (T.P. 84.200m)	(左岸) 福島市北沢又字上並松地内(上松川橋) から 福島市北沢又字川寒下河原地内(川寒橋)
					(右岸) 福島市泉字清水ヶ丘地内(上松川橋) から 福島市御山字松川原地内(JR東北本線阿武隈急行線第2松川橋梁)
大森川	県北建設	福島市	大森水位観測所	1.91m (T.P. 73.110m)	(左岸) 福島市大森字腰巻(東北自動車道橋) から 福島市南町(濁川合流点)
					(右岸) 福島市大森字腰巻(東北自動車道橋) から 福島市郷野目宝来町(濁川合流点)
濁川		福島市	永井川水位観測所	2.50m (T.P. 70.52m)	(左岸) 福島市郷野目宝来町(濁川橋) から 福島市小田字川ノ端(東北自動車道橋)
					(右岸) 福島市鳥谷野字下宿(濁川橋) から 福島市小田字山岸(東北自動車道橋)
東根川	保原土木	伊達市	保原水位観測所	1.60m (T.P. 48.52m)	(左岸) 伊達市保原町大泉字道城場(東根橋下流) から 伊達市保原町字岡代(鳥内橋)
					(右岸) 伊達市保原町大泉字菖蒲沢(東根橋下流) から 伊達市保原町字岡代(鳥内橋)

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
安達太良川	二本松 土木	本宮市	本宮水位 観測所	2.11m (T. P. 212. 810m)	(左岸) 本宮市本宮字沼田 から 本宮市本宮字荒町 (東北自動車道橋) (阿武隈川合流点)
					(右岸) 本宮市本宮字瀬樋内 から 本宮市本宮字下町 (東北自動車道橋) (阿武隈川合流点)
油井川	二本松 土木	二本松市	油井水位 観測所	1.80m (T. P. 218. 55m)	(左岸) 二本松市油井字柳田 から 二本松市油井字梨子木前 (JR東北本線) (梨子木橋)
					(右岸) 二本松市油井字野辺 から 二本松市油井字梨子木前 (JR東北本線) (梨子木橋)
逢瀬川	県中 建設	郡山市	富田水位 観測所	3.00m (T. P. 228. 00m)	(左岸) 郡山市備前館二丁目 から 郡山市富久山町 (後古川橋:セトワカワシ) (久保田字梅田 逢瀬橋)
					(右岸) 郡山市富田町字大島 から 郡山市若葉町 (後古川橋:セトワカワシ) (逢瀬橋)
大滝根川	三春 土木	田村市	中島水位 観測所	3.50m (T. P. 404. 12m)	(左岸) 田村市船引町春山字和久 から 田村市船引町船引字入山 (町尻川合流点) (中ノ内橋)
					(右岸) 田村市船引町春山字上ノ台 から 田村市船引町船引 (町尻川合流点) (字中ノ内前 中ノ内橋)
右支夏井川	三春 土木	小野町	小野新町 水位観測所	3.10m (T. P. 429. 60m)	(左岸) 小野町大字夏井字川除 から 小野町大字飯豊字坂東内前 (夏井川合流点) (坂東内橋)
					(右岸) 小野町大字夏井字川除 から 小野町大字飯豊字落合 (夏井川合流点) (坂東内橋)
阿武隈川 (その1)	須賀川 土木	鏡石町 吹川村	玉城橋水位 観測所	5.20m (T. P. 254. 120m)	(左岸) 西白河郡矢吹町谷中 から 西白河郡矢吹町陣ヶ岡 (うつくしま大橋) (阿由里川合流点)
					(左岸) 岩瀬郡鏡石町諏訪町 から 岩瀬郡鏡石町河原 (矢吹町境) (鈴川合流点)
					(右岸) 石川郡玉川村大字小高 から 石川郡玉川村大字竜崎 (玉城橋) (成竜橋)
釈迦堂川	須賀川 土木	須賀川市	西川水位 観測所	4.90m (T. P. 239. 26m)	(左岸) 須賀川市牛袋町 から 須賀川市陣場町 (東北自動車道橋) (国道4号橋)
					(右岸) 須賀川市影沼町 から 須賀川市館取町 (東北自動車道橋) (国道4号橋)
社川 (その1)	石川 土木	白河市 棚倉町 浅石川	福貴作水位 観測所	3.30m (T. P. 282. 79m)	(左岸) 東白川郡棚倉町大字 から 石川郡石川町大字 (滑川橋) (一色字栗ノ木 沢井字川井 北須川合流点)
					(右岸) 東白川郡棚倉町大字 から 石川郡石川町字猫啼 (滑川橋) (一色字通段 北須川合流点)

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
今出川	石川 土木	石川町	石川水位 観測所	3.10m (T. P. 284.38m)	石川郡石川町字南町 (左岸) から 石川郡石川町大字形見字道橋 (北須川合流点) (里見橋)
					石川郡石川町字新町 (右岸) から 石川郡石川町大字双里字神主 (北須川合流点) (里見橋)
北須川	石川 土木	石川町	石川水位 観測所	3.10m (T. P. 284.38m)	石川郡石川町字白石 (左岸) から 石川郡石川町字新町 (白石橋) (今出川合流点)
					石川郡石川町字白石 (右岸) から 石川郡石川町字鹿ノ坂 (白石橋) (今出川合流点)
阿武隈川 (その2)	県南 建設	西郷村 白河市	白河水位 観測所	3.00m (T. P. 337.76m)	(左岸) 西郷村大字鶴生字摺臼山 から 白河市大字舟田 (千歳川合流点) (泉崎村境)
					(右岸) 西郷村大字熊倉字大久保 から 白河市大字舟田 (千歳川合流点) (泉崎村境)
		泉崎村 白石町 矢吹町	滑津水位 観測所	3.00m (T. P. 271.90m)	(左岸) 白河市大字舟田 から 西白河郡矢吹町大字明新東 (泉崎村境) (明神橋)
					(右岸) 白河市大字舟田 から 西白河郡中島村大字 滑津字代畑 (泉崎村境) (滑津橋)
社川 (その2)	県南 建設	白河市	中寺水位 観測所	2.90m (T. P. 325.10m)	白河市表郷金山字横川 から 白河市表郷深渡戸字川田 (横川橋) (童里夢橋)
					白河市表郷金山字横川 から 白河市表郷下羽原字八斗蒔 (横川橋) (童里夢橋)
		白河市 棚倉町 浅川町	社川水位 観測所	3.00m (T. P. 312.20m)	白河市表郷深渡戸字川田 から 東白川郡棚倉町大字 (童里夢橋) 一色字栗ノ木 (滑川橋)
					白河市表郷下羽原字八斗蒔 から 東白川郡棚倉町大字 (童里夢橋) 一色字通段 (滑川橋)
久慈川	棚倉 土木	棚倉町 塙町	大町水位 観測所	3.29 m (T. P. 190.54m)	東白川郡塙町大字 から 東白川郡塙町大字 (松岡橋) 塙字柳町 (川上川合流点)
					東白川郡棚倉町大字 から 東白川郡塙町大字 (松岡橋) 八槻字松岡 台宿字下川原 (川上川合流点)
		塙町 矢祭町	滝ノ沢 雨量水位 観測所	3.51 m (T. P. 156.21m)	東白川郡塙町大字 から 東白川郡矢祭町大字 (川上川合流点) 関岡字下小坂 (新山下橋)
					東白川郡塙町大字 から 東白川郡矢祭町大字 (川上川合流点) 台宿字下川原 (新夢想橋)
川上川		塙町	板庭 雨量水位 観測所	2.0 m (T. P. 192.80m)	東白川郡塙町大字 から 東白川郡塙町大字 (久慈川合流点) 板庭字広瀬 (渡瀬川合流点)
					東白川郡塙町大字 から 東白川郡塙町大字 (久慈川合流点) 塙字代官町 常世中野字中野内 (渡瀬川合流点)

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
宮川	会津若松建設	会津美里町 会津若松市 会津坂下町	高田雨量 水位観測所	3.31m (T. P. 184.01m)	会津美里町字外川原甲 (左岸) から 会津美里町鶴野辺字堰下 (佐賀瀬川合流点)
					会津美里町字外川原甲 (右岸) から 会津若松市北会津町十二所字下川前 (佐賀瀬川合流点)
		会津美里町 会津若松市 会津坂下町	開津 水位観測所		会津美里町鶴野辺堰下 (左岸) から 会津坂下町宮古 (阿賀川合流点)
					会津若松市北会津町十二所字下川前 (右岸) から 会津坂下町海老細 (阿賀川合流点)
湯川	会津若松市	湯川橋水位 観測所	1.50m (T. P. 212.70m)	会津若松市花見ヶ丘二丁目 (左岸) から 会津若松市御旗町 (直轄境)	
				会津若松市宝町 (右岸) から 会津若松市緑町 (直轄境)	
田付川	喜多方建設	喜多方市	高吉水位 観測所	1.70m (T. P. 197.459m)	喜多方市岩月町喜多方字稲村地内 (左岸) から 喜多方市豊川町沢部字権現堂地内 (沢部橋)
					喜多方市岩月町喜多方字稲村地内 (右岸) から 喜多方市豊川町沢部字権現堂地内 (沢部橋)
大塩川	喜多方市	熊倉水位 観測所	2.63m (T. P. 226.403m)	喜多方市熊倉町都字上川原乙 (左岸) から 喜多方市塩川町字東栄町6丁目 (日橋川合流点)	
				喜多方市熊倉町熊倉字物江 (右岸) から 喜多方市塩川町字東栄町6丁目 (日橋川合流点)	
長瀬川	猪苗代土木	猪苗代町	新堀向水位 観測所	2.17m (T. P. 528.987m)	猪苗代町大字三郷字上太子堂 (左岸) から 猪苗代町大字金田字夷田 (観音寺川合流点)
					猪苗代町字上長瀬 (右岸) から 猪苗代町大字中小松字下川原 (観音寺川合流点)
		猪苗代町	月輪水位 観測所		猪苗代町大字金田字夷田 (左岸) から 猪苗代湖 (観音寺川合流点)
					猪苗代町大字中小松字下川原 (右岸) から 猪苗代湖 (観音寺川合流点)
阿賀川	南会津建設	南会津町	田島水位 観測所	3.50m (T. P. 529.60m)	南会津郡南会津町田島字清水川甲 (左岸) から 南会津郡南会津町中荒井 (小桂川合流点)
					南会津郡南会津町田島字清水川甲 (右岸) から 南会津郡南会津町中荒井 (小桂川合流点)
	南会津町	関本水位 観測所	南会津郡南会津町大字中荒井 (左岸) から 南会津郡南会津町糸沢字高畑 (羽塩沢合流点)		
			南会津郡南会津町大字中荒井 (右岸) から 南会津郡南会津町糸沢字滝ノ上 (羽塩沢合流点)		

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
伊南川	山口 土木	南会津町	浜野雨量 水位観測所	3.88m (T. P. 584.98m)	(左岸) 南会津郡南会津町大字 内川字上ノ原 (内川橋) から 南会津郡南会津町大字 青柳字家ノ下 (青柳橋)
					(右岸) 南会津郡南会津町大字 内川字向ノ原 (内川橋) から 南会津郡南会津町大字 木伏字上河原 (青柳橋)
		只見町	山口水位 観測所	3.62m (T. P. 502.42m)	(左岸) 南会津郡南会津町大字 青柳字家ノ下 (青柳橋) から 南会津郡只見町大字 大倉字沢ノ目 (明和橋)
					(右岸) 南会津郡南会津町大字 木伏字上河原 (青柳橋) から 南会津郡只見町大字 小林字七十苺 (明和橋)
伊南川	只見町	檜戸水位 観測所	3.44m (T. P. 380.94m)	(左岸) 南会津郡只見町大字 大倉字沢ノ目 (明和橋) から 只見川合流点	
				(右岸) 南会津郡只見町大字 小林字七十苺 (明和橋) から 只見川合流点	
小泉川	相馬市	高池水位 観測所	2.20m (T. P. 8.68m)	(左岸) 相馬市大字黒木字穴田 (右支小泉川合流点) から 松川浦	
				(右岸) 相馬市大字中村字外並田 (右支小泉川合流点) から 松川浦	
真野川	相双 建設	水防 小島田堰 観測所	3.90m (T. P. 7.520m)	(左岸) 南相馬市鹿島区御山字 御山下地内 (御山橋) から 海	
				(右岸) 南相馬市鹿島区山下字 田尻地内 (御山橋) から 海	
小高川	南相馬市	小高水位 観測所	2.90m (T. P. 6.440m)	(左岸) 南相馬市小高区小屋木 字新田地内 (吉名橋) から 海	
				(右岸) 南相馬市小高区吉名字 新西迫地内 (吉名橋) から 海	
請戸川	浪江町	請戸雨量 水位観測所	4.10m (T. P. 5.80m)	(左岸) 双葉郡浪江町大字 酒田字川原 (酒田橋) から 海	
				(右岸) 双葉郡浪江町大字 権現堂字北清信 (酒田橋) から 海	
高瀬川	富岡 土木	高瀬水位 観測所	3.30m (T. P. 8.270m)	(左岸) 双葉郡浪江町大字 大堀字大堀 (大伝橋) から 請戸川合流点	
				(右岸) 双葉郡浪江町大字 井手字北川原 (大伝橋) から 請戸川合流点	
富岡川	富岡町	富岡水位 観測所	1.80m (T. P. 6.680m)	(左岸) 双葉郡富岡町大字 本岡字上本町地内 (諸沢橋) から 海	
				(右岸) 双葉郡富岡町大字 本岡字上本町地内 (諸沢橋) から 海	

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
仁井田川	いわき建設	いわき市	戸田水位観測所	3.02m (T.P. 7.387 m)	いわき市四倉町戸田字箒作 (左岸) から いわき市四倉町上仁井田字東山 (東舞子橋)
					いわき市四倉町戸田字古川 (右岸) から いわき市四倉町上仁井田字須賀向 (東舞子橋)
新川			梅本水位観測所	4.58m (T.P. 7.238m)	いわき市内郷内町四方北 (左岸) から 夏井川合流点 (JR常磐線)
					いわき市内郷綴町川原田 (右岸) から 夏井川合流点 (JR常磐線)
好間川			好間水位観測所	2.40 m (T.P. 30.208m)	いわき市好間町北好間字独古内 (左岸) から 夏井川合流点 (独古内橋)
					いわき市好間町北好間字馬場前 (右岸) から 夏井川合流点 (独古内橋)
藤原川			下船尾水位観測所	3.01m (T.P. 5.24m)	いわき市常磐白鳥町北蟹打 (左岸) から いわき市小名浜野田 (岩崎川合流点) (蟹打橋)
					いわき市常磐白鳥町蟹打 (右岸) から いわき市小名浜島 (岩崎川合流点) (蟹打橋)
			南富岡水位観測所	3.24m (T.P. 3.18m)	いわき市小名浜野田 (左岸) から 海 (岩崎川合流点)
					いわき市小名浜島 (右岸) から 海 (岩崎川合流点)
鮫川	松原水位観測所	4.70m (T.P. 4.46m)	いわき市山田町 (左岸) から 海 (四時川合流点)		
			いわき市沼部町 (右岸) から 海 (四時川合流点)		
蛭田川	窪田水位観測所	3.07m (T.P. 5.127 m)	いわき市瀬戸町小玉 (左岸) から 海		
			いわき市瀬戸町鍛冶屋 (右岸) から 海		
合計 35河川	18事務所 (8建設 10土木)	30市町村 (12市16町 4村)	48観測所		49区間

第4節 水 防 警 報

国土交通大臣は、または河川管理者たる都道府県知事は、洪水または災害が起きる恐れがあるときは、水防法第16条の規程により水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告するものとする。
 なお、国土交通大臣及び都道府県知事が水防警報を行う指定河川及び海岸は以下のとおりであり、国土交通大臣が発表する水防警報は福島県が受報し、関係市町村へ通報する。

1 国土交通大臣指定河川

① 阿武隈川（発表パターン文 P-306）

発表担当者	福島河川国道事務所	受報担当者	福島県水防本部長	電話	福島河川国道事務所 TEL:024-546-4331 マイクロ:771-351, 354~356 FAX:771-359
-------	-----------	-------	----------	----	--

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		水防警報発表区域		
		水防管理団体	実施区域			
阿武隈川	須賀川	玉川村 須賀川市	(左) 須賀川市前田川字二枚橋地先 (乙字大橋)	から	須賀川市乙字大橋	から
			須賀川市滑川字十貫内地先	まで		郡山市御代田橋
	阿久津	郡山市	(右) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 (乙字大橋)	から	郡山市御代田橋	
			須賀川市大字江持字赤坂地先	まで		五百川合流点
	本宮	本宮市 大玉村	(左) 郡山市安積町字陣馬地先	から	郡山市御代田橋	
			郡山市日和田大字高倉落合地先 (五百川合流点)	まで		五百川合流点
二本松	二本松市	(右) 郡山市田村町御代田字月夜田地先	から	二本松市坊主滝	から	
		郡山市西田町鬼生田字日向地先	まで		二本松市坊主滝	まで
福島	福島市	(左) 本宮市仁井田字光田地先 (五百川合流点)	から	二本松市坊主滝		から
		安達郡大玉村大山字大沢界地先	まで		移川合流点	まで
伏黒	伊達市 折見町	(右) 本宮市糠沢字八幡地先	から	福島市蓬萊橋		から
		本宮市和田字江口地先	まで		摺上川合流点	まで
伊達市	伊達市	(左) 二本松市坊主滝地先	から	福島市蓬萊橋		から
		二本松市上川崎字畑中地先	まで		摺上川合流点	まで
伊達市	伊達市	(右) 二本松市江口地先	から	摺上川合流点		から
		二本松市小セ川地先 (移川合流点)	まで		宮城県境	まで
福島市	福島市	(左) 福島市黒岩字房ノ内地先 (蓬萊橋)	から	宮城県境		から
		福島市瀬上町字東中川原地先	まで		宮城県境	まで
伊達市	伊達市	(右) 福島市小倉寺字加登内地先 (蓬萊橋)	から	宮城県境		から
		福島市瀬上町字箱石地先	まで		宮城県境	まで
伊達市	伊達市	(左) 伊達市字一本木地先	から	宮城県境		から
		宮城県境	まで		宮城県境	まで
伊達市	伊達市	(右) 伊達市箱崎地先	から	宮城県境		から
		宮城県境	まで		宮城県境	まで
積迦堂川	西川 (国)	須賀川市	(左) 国道4号(積迦堂橋)	から		国道4号
			中宿橋	まで	中宿橋	
積迦堂川	西川 (国)	須賀川市	(右) 国道4号(積迦堂橋)	から		中宿橋
			中宿橋	まで	中宿橋	

	観測所名	地先名	種 別	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画洪水量
				(指定水位) (m)	(警戒水位) (m)	(計画水位) (m)	(危険水位) (m)	(m ³ /S)
水防警報 の対象と なる観測 所	須賀川	須賀川市江持	テレメーター	3.50m	4.50m	7.10m	7.70m	
	阿久津	郡山市大字阿久津町	テレメーター	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	
	本宮	本宮市本宮字下町	テレメーター	4.00m	5.00m	6.30m	7.90m	
	二本松	二本松市安達ヶ原	テレメーター	5.50m	6.50m	10.10m	10.40m	
	福島	福島市杉妻町	テレメーター	3.00m	4.00m	5.10m	5.40m	
	伏黒	伊達市伏黒	テレメーター	3.00m	4.00m	4.50m	5.00m	
	西川	須賀川市江持字中丸	テレメーター	2.70m	3.10m	4.50m	5.40m	
水防警報 の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	その他特に 必要な事項		
	須賀川	水位3.50mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.00mに達しなお上昇のおそれがある	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	阿久津	水位4.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位5.50mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	本宮	水位4.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位5.00mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	二本松	水位5.50mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位6.00mに達しなお上昇のおそれがある	水位6.50mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	福島	水位3.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位3.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位4.00mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	伏黒	水位3.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位3.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位4.00mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	西川 (国)	水位2.70mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.90mに達しなお上昇のおそれがある	水位3.10mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		

② 荒川（発表パターン文 P-306）

発表担当者	福島河川国道事務所	受報担当者	福島県水防本部長	電話	福島河川国道事務所 TEL:024-546-4331 マイクロ:771-351, 354~356 FAX:771-359
-------	-----------	-------	----------	----	--

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域				水防警報発表区域		
		水防管理団体	実施区域					
荒川	八木田	福島市	(左) 福島市佐原字山神前3番の1地先 (地藏原堰堤)	から	福島市地藏原堰堤	から		
			(右) 福島市荒川字地藏原61番地先 (地藏原堰堤)	まで	阿武隈川合流点	まで		
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位 (指定水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (計画水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)	計画洪水量 (m ³ /S)
	八木田水位	福島市須川町80	テレメーター	0.50	1.20	1.30	2.00	1,700
水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	その他特に必要な事項		
	八木田水位	水位0.50mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位0.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位1.20mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		

③ 阿賀川（日橋川、湯川） （発表パターン文 P-307）

発表担当者	阿賀河川事務所	受報担当者	福島県水防本部長	電話	阿賀川河川事務所 TEL:0242-26-6487 マイクロ:723-331, 334, 335 FAX:0242-26-0526
-------	---------	-------	----------	----	---

河川名	区 間	
阿賀川 (幹川)	左岸 福島県大沼郡会津美里町穂馬字井戸川乙538番地の2地先（馬越堰堤） 福島県喜多方市山都町三津合字古屋敷5845番の14地先	から まで
	右岸 福島県喜多方市山都町小舟寺字中崎乙の2538番の2地先	
日橋川 (支川)	左岸 福島県会津若松市河東町福島字築前甲2341番の1地先 福島県喜多方市塩川町金橋字礫の宮38番の2地先（堂島橋）	から
	右岸 幹川合流点まで	まで
湯川 (支川)	左岸 福島県会津若松市御旗町八番の三十二地先 福島県会津若松市緑町二番の十六地先	から
	右岸 幹川合流点まで	まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	氾濫 危険水位 (計画水位) (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	計画洪水量 (m ³ /S)
	馬 越	大沼郡会津美里町馬越	テレメーター	3.40m	3.90m	8.60m	6.60m	2,900
宮 古	河沼郡会津坂下町大字宮古	テレメーター	1.50m	2.00m	5.19m	5.19m	3,900	
山 科	喜多方市慶徳町大字山科	テレメーター	1.80m	2.70m	7.83m	7.70m	4,800	
南大橋(日橋川)	喜多方市塩川町沼尻	テレメーター	2.60m	3.20m	5.37m	4.60m	900	
新湯川	会津若松市御旗町	テレメーター	1.80m	2.30m	3.51m	3.10m	300	

水防警報の範囲	種 類	内 容	発 令 基 準
	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められる時。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。
	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇する恐れがあるときで氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前とする。
	解 除	水防活動の終了を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき、但し氾濫注意水位（警戒水位）以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
	状 況	水位の上昇、下降、滞水時間、最高水位の大きさ時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜、河川の状況を通知する。

2 福島県知事指定河川（発表パターン文 P-308~309）
 * 氾濫危険水位（危険水位）は水位周知河川のみ設定。

① 大森川

福島県報告示第917号 平成30年12月21日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X		
県北建設事務所長	福島市長				河川課	024(525)3756	024(536)3271	
河川名	区 間							
大森川	左岸 福島市大森字腰巻（東北自動車道橋）から 福島市南町（濁川合流点）まで 右岸 福島市大森字腰巻（東北自動車道橋）から 福島市郷野目宝来町（濁川合流点）まで							
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位（計画水位）	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m ³ /s）
	大森水位	福島市大森字堂の前18-1	レベルメーター	1.00 m	1.50 m	2.12 m	2.05 m	250
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項	
	大森水位	水位1.00mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する	

② 濁川

福島県報告示第635号 令和2年9月18日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X		
県北建設事務所長	福島市長				河川課	024(525)3756	024(536)3271	
河川名	区 間							
濁川	左岸 福島市郷野目宝来町（濁川橋）から 福島市小田字川ノ端（東北自動車道橋）まで 右岸 福島市鳥谷野字下宿（濁川橋）から 福島市小田字山岸（東北自動車道橋）まで							
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位（計画水位）	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m ³ /s）
	永井川水位	福島市永井川字木野田35	レベルメーター	1.00 m	1.70 m	2.40 m	2.80 m	330
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項	
	永井川水位	水位1.00mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.70mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する	

③ 東根川

福島県報告示第110号 令和2年6月5日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
保原土木事務所長	伊達市長			消防防災課	024(575)1197	024(573)5865			
河川名	区 間								
東根川	左岸 伊達市保原町大泉字道城場（東根橋下流） から 伊達市保原町字岡代（鳥内橋） まで 右岸 伊達市保原町大泉字菖蒲沢（東根橋下流） から 伊達市保原町字岡代（鳥内橋） まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(計画水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画洪水量(m ³ /s)
	保原水位	伊達市保原町字船橋22-1		レベルメーター	1.05 m	1.50 m		2.10 m	
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	保原水位	水位1.05mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.05mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

④ 安達太良川

福島県報告示第917号 平成30年12月21日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
二本松土木事務所長	本宮市長			防災対策課	0243(24)5365	0243(34)2724			
河川名	区 間								
安達太良川	左岸 本宮市本宮字沼田（東北自動車道橋） から 本宮市本宮字荒町（阿武隈川合流点） まで 右岸 本宮市本宮字瀬樋内（東北自動車道橋） から 本宮市本宮字下町（阿武隈川合流点） まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(計画水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画洪水量(m ³ /s)
	本宮水位	本宮市本宮字上千束58-23		レベルメーター	1.30 m	2.00 m	3.03 m	2.35 m	250
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	本宮水位	水位1.30mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑤ 油井川

福島県報告示第110号 令和2年6月5日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
二本松土木事務所長	二本松市長			生活環境課	0243(55)5102	0243(22)4479			
河川名	区 間								
油井川	左岸 二本松市油井字柳田（JR東北本線） から 二本松市油井字梨子木前（梨子木橋） まで								
	右岸 二本松市油井字野辺（JR東北本線） から 二本松市油井字梨子木前（梨子木橋） まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	油井水位	二本松市油井字川原131-2		テレメーター	1.00 m	1.40 m	2.68 m	2.30 m	140
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	油井水位	水位1.00mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.40mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑥ 逢瀬川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
県中建設事務所長	郡山市長			河川課	024(924)2701	024(931)5243			
河川名	区 間								
逢瀬川	左岸 郡山市備前館二丁目（後古川橋：セブカワツ） から 阿武隈川合流点 まで								
	右岸 郡山市富田町字大島（後古川橋：セブカワツ） から 阿武隈川合流点 まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	富田水位	郡山市備前館二丁目		テレメーター	2.50 m	2.80 m	5.00 m	3.60 m	510
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	富田水位	水位2.50mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が警戒水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑦ 谷田川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
県中建設事務所長	郡山市長			河川課	024(924)2701	024(931)5243			
河川名	区 間								
谷田川	左岸 郡山市田村町大善寺字蛭田 (大善寺橋) から 大滝根川合流点 まで 右岸 郡山市田村町大善寺字割府 (大善寺橋) から 大滝根川合流点 まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	田村水位	郡山市田村町上行合字古川		レベルター	3.00 m	3.70 m	5.70 m	—	800
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項		
	田村水位	水位3.00m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位3.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位3.70m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

⑧ 阿武隈川 (その1)

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
須賀川土木事務所長	鏡石町長	玉川村長 矢吹町長 石川土木事務所長 県南建設事務所長		備考	総務課	0248(62)2111	0248(62)6553		
	住民課		0247(57)4624		0247(57)3952				
	まちづくり推進課		0248(42)2112		0248(42)2138				
	業務課		0247(26)2138		0247(56)1005				
	管理課		0248(23)1526		0248(23)1642				
河川名	区 間								
阿武隈川	左岸 西白河郡矢吹町谷中（うつくしま大橋） から 西白河郡矢吹町陣ヶ岡（阿由里川合流点） まで								
	左岸 岩瀬郡鏡石町諏訪町（矢吹町境） から 岩瀬郡鏡石町河原（鈴川合流点） まで								
	右岸 石川郡玉川村大字小高（玉城橋） から 石川郡玉川村大字竜崎（成竜橋） まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)	
	玉城橋水位	石川郡玉川村大字小高字古川田	レベルゲージ	3.60 m	4.80 m	6.50 m	6.10 m		
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	玉城橋水位	水位3.60mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.10mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位4.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑨ 積迦堂川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
須賀川土木事務所長	須賀川市長			備考	生活課	0248(88)9133	0248(73)4160		
河川名	区 間								
積迦堂川	左岸 須賀川市牛袋町（東北自動車道橋） から 須賀川市陣場町（国道4号橋） まで								
	右岸 須賀川市影沼町（東北自動車道橋） から 須賀川市館取町（国道4号橋） まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)	
	西川水位	須賀川市牛袋町	レベルゲージ	3.20 m	4.00 m	6.10 m	5.70 m	1,800	
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	西川水位	水位3.20mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位3.60mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位4.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑩ 社 川 (その1)

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		受報担当部署		電 話	F A X			
石川土木事務所長	白河市長	備 考	道路河川課	0248(22)1111	0248(24)1844				
	棚倉町長		住民課	0247(33)2116	0247(33)2440				
	浅川町長		総務課	0247(36)4121	0247(36)2895				
	石川町長		町民生活課	0247(26)2111	0247(26)0360				
	県南建設事務所長		管理課	0248(23)1526	0248(23)1642				
	棚倉土木事務所長		業務課	0247(33)3131	0247(23)1006				
河川名	区 間								
社 川	左岸 東白川郡棚倉町大字一色字栗ノ木 (滑川橋) から 北須川合流点 まで 右岸 東白川郡棚倉町大字一色字通段 (滑川橋) から 北須川合流点 まで								
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	福貴作水位	石川郡浅川町大字福貴作		レベルター	2.40 m	2.80 m	3.50 m	3.50 m	
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項		
	福貴作雨量水位	水位2.40m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

⑪ 阿武隈川（その2）

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		受報担当部署	電 話	F A X			
県南建設事務所長	(白河水位観測所区間)		道路河川課 防災課	0248(22)1111 0248(21)5190	0248(24)1844 0248(25)2689			
	白河市長 西郷村長							
	(滑津雨量水位観測所区間)		備 考		0248(22)1111 0248(53)2111 0248(52)2111 0248(42)2112 0247(26)2111 0247(26)2138			
	白河市長 泉崎村長 中島村長 矢吹町長 石川町長 石川土木事務所長							
河川名	区 間							
阿武隈川 (白河)	左岸 西郷村大字鶴生字摺白山 (千歳川合流点) から 白河市大字舟田 (泉崎村境) まで 右岸 西郷村大字熊倉字大久保 (千歳川合流点) から 白河市大字舟田 (泉崎村境) まで							
阿武隈川 (滑津)	左岸 白河市大字舟田 (泉崎村境) から 西白河郡矢吹町大字明新東 (明神橋) まで 右岸 白河市大字舟田 (泉崎村境) から 西白河郡中島村大字滑津字代畑 (滑津橋) まで							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m ³ /s)
	白河水位	白河市中田282-1	テレメーター	2.20 m	2.80 m	3.50 m	3.50 m	1,000
	滑津雨量水位	西白河郡中島村大字滑津字代畑川原		2.20 m	2.80 m	3.50 m	3.50 m	1,100
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	白河水位	水位2.20m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	
	滑津雨量水位	水位2.20m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	

⑫ 社 川 (その2)

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
県南建設事務所長	(中寺雨量水位観測所区間)				道路河川課	0248(22)1111	0248(24)1844		
	白河市長								
	(社川水位観測所区間)		道路河川課		0248(22)1111	0248(24)1844			
	白河市長								
	棚倉町長								
浅川町長		住民課	0247(33)2116	0247(33)2440					
棚倉土木事務所長		総務課	0247(36)4121	0247(36)2895					
石川土木事務所長		業務課	0247(33)3131	0247(23)1006					
業務課		業務課	0247(26)2138	0247(56)1005					
河川名	区 間								
社川(中寺)	左岸 白河市表郷金山字横川(横川橋) から 白河市表郷深度戸字川田(童里夢橋) まで 右岸 白河市表郷金山字横川(横川橋) から 白河市表郷下羽原字八斗蒔(童里夢橋) まで								
社川(社川)	左岸 白河市表郷深度戸字川田(童里夢橋) から 東白川郡棚倉町大字一色字栗ノ木(滑川橋) まで 右岸 白河市表郷下羽原字八斗蒔(童里夢橋) から 東白川郡棚倉町大字一色字通段(滑川橋) まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(計画水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画洪水量(m ³ /s)	
	中寺雨量水位	白河市表郷八幡字上谷地中68		テレメーター	1.80 m	2.50 m	3.20 m	3.20 m	260
	社川水位	東白川郡棚倉町大字逆川			1.80 m	2.50 m	3.20 m	3.20 m	260
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	中寺雨量水位	水位1.80mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		
	社川水位	水位1.80mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は2時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑬ 谷津田川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X		
県南建設事務所長	西郷村長				防災課	0248(21)5190	0248(25)2689	
	白河市長		道路河川課		0248(22)1111	0248(24)1844		
河川名	区 間							
谷津田川	左岸 西白河郡西郷村大字小田倉字上野原(村道4110号) から 西白河郡西郷村大字小田倉字向原(JR橋) まで 右岸 西白河郡西郷村大字小田倉字上野原(村道4110号) から 西白河郡西郷村大字小田倉字向原(JR橋) まで							
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(計画水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画洪水量(m ³ /s)
	乙姫橋水位	白河市白井掛73-3		テレメーター	1.20 m	2.00 m	2.90 m	—
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項	
	乙姫橋水位	水位1.20mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.20mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する	

⑭ 久慈川

福島県報告第19号 平成22年1月12日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
棚倉土木事務所長	(大町水位観測所区間)				住民課	0247(33)2116	0247(33)2440		
	棚倉町長	埴町長	生活環境課		0247(43)2148	0247(43)2424			
	県南建設事務所長		管理課		0248(23)1526	0248(23)1642			
	(滝ノ沢雨量水位観測所区間)		生活環境課		0247(43)2148	0247(43)2424			
埴町長	矢祭町長	町民福祉課		0247(46)4574	0247(46)3155				
県南建設事務所長		管理課	0248(23)1526	0248(23)1642					
河川名	区 間								
久慈川 (大町)	左岸 東白川郡埴町大字埴字松岡 (松岡橋) から 川上川合流点 まで 右岸 東白川郡棚倉町大字八槻字松岡 (松岡橋) から 川上川合流点 まで								
久慈川 (滝ノ沢)	左岸 川上川合流点 から 東白川郡矢祭町大字高野字町田 (新山下橋) まで 右岸 川上川合流点 から 東白川郡矢祭町大字内川字矢祭 (新夢想橋) まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m ³ /s)
	大町水位	東白川郡埴町大字埴		テレメーター	2.50 m	3.00 m	4.50 m	3.49 m	800
	滝ノ沢雨量水位	東白川郡矢祭町大字関岡			2.00 m	2.50 m	4.50 m	3.68 m	2000
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	大町水位	水位2.50mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位3.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		
	滝ノ沢雨量水位	水位2.00mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑮ 川上川

福島県報告第297号 令和3年3月16日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X			
棚倉土木事務所長	埴町長				生活環境課	0247(43)2148	0247(43)2424		
河川名	区 間								
川上川	左岸 東白川郡埴町大字埴字桜木町 (久慈川合流点) から 東白川郡埴町大字板庭字広瀬 (渡瀬川合流点) まで 右岸 東白川郡埴町大字埴字代官町 (久慈川合流点) から 東白川郡埴町大字常世中野字中野内 (渡瀬川合流点) まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m ³ /s)
	板庭雨量水位	埴町大字竹之内字草田143番		テレメーター	1.20 m	1.60 m	4.00 m	2.40 m	
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	板庭雨量水位	水位1.20mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.20mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.60mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑯ 宮 川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X		
会津若松建設事務所長	(高田雨量水位観測所区間)				くらし安心課	0242(55)1119	0242(54)7710	
	会津美里町長		危機管理課		0242(39)1227	0242(26)6435		
	会津若松市長		総務部情報防災班		0242(84)1533	0242(83)1361		
	会津坂下町長							
	(開津水位観測所区間)			くらし安心課	0242(55)1119	0242(54)7710		
	会津美里町長			危機管理課	0242(39)1227	0242(26)6435		
	会津若松市長			総務部情報防災班	0242(84)1533	0242(83)1361		
	会津坂下町長							
河川名	区 間							
宮 川 (高田雨量 水位)	左岸 大沼郡会津美里町松岸字川原 (松岸橋) から 佐賀瀬川合流点 まで 右岸 大沼郡会津美里町旭杉原字大上 (松岸橋) から 佐賀瀬川合流点 まで							
宮 川 (開津水 位)	左岸 佐賀瀬川合流点 から 阿賀川合流点 まで 右岸 佐賀瀬川合流点 から 阿賀川合流点 まで							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	高田雨量水位	大沼郡会津美里町永井野字下川原	テレメーター	1.20 m	1.60 m	2.11 m	1.75 m	669
	開津水位	大沼郡会津坂下町開津字台畑	テレメーター	1.80 m	2.30 m	3.51 m	3.51 m	930
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	高田雨量水位	水位1.20m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位1.60m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	
	開津水位	水位1.80m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.30m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	

⑰ 湯 川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話	F A X			
会津若松建設事務所長	会津若松市長			危機管理課	0242(39)1227	0242(26)6435			
河川名	区 間								
湯 川	左岸 会津若松市花見ヶ丘二丁目 (新田橋)			から 会津若松市御旗町 (国直轄境)					
	右岸 会津若松市宝町 (新田橋)			から 会津若松市緑町 (国直轄境)					
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	湯川橋水位	会津若松市湯川町		レメーター	0.90 m	1.40 m	3.00 m	1.80 m	300
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	湯川橋水位	水位0.90mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位0.90mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.40mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑱ 田付川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話	F A X			
喜多方建設事務所長	喜多方市長			生活環境課	0241(24)5221	0241(22)9571			
河川名	区 間								
田付川	左岸 喜多方市岩月町喜多方字稲村西(猫ノ尾橋)			から 喜多方市豊川町沢部字権現堂(沢部橋) まで					
	右岸 喜多方市桜ガ丘一丁目(上川原橋)			から 喜多方市豊川町米室字高吉(塩川頭首工) まで					
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	高吉水位	喜多方市豊川町米室字高吉		レメーター	1.00 m	1.20 m	2.50 m	2.13 m	275
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	高吉水位	水位1.00mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.20mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

⑬ 大塩川

福島県報告示第917号 平成30年12月21日

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電 話	F A X			
喜多方建設事務所長	喜多方市長		生活環境課	0241 (24) 5221	0241 (22) 9571			
河川名	区 間							
大塩川	左岸 喜多方市熊倉町都字上川原乙(館橋) から 日橋川合流点 まで 右岸 喜多方市熊倉町熊倉字物江(館橋) から 日橋川合流点 まで							
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(計画水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画洪水量(m ³ /s)
	熊倉水位	喜多方市熊倉町都字諏訪後	レベルメーター	1.20 m	1.80 m		3.03 m	500
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項	
	熊倉水位	水位1.20mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.20mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する	

⑩ 長瀬川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電 話	F A X			
猪苗代土木事務所長	猪苗代町長		総務課	0242(62)2111	0242(62)0213			
河川名	区 間							
長瀬川 (新堀向水位)	左岸 耶麻郡猪苗代町大字三郷字上太子堂 から 観音寺川合流点 まで							
	右岸 耶麻郡猪苗代町字上長瀬地内(長瀬川橋) から 観音寺川合流点 まで							
長瀬川 (月輪)	左岸 観音寺川合流点 から 猪苗代湖 まで							
	右岸 観音寺川合流点 から 猪苗代湖 まで							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	新堀向水位	耶麻郡猪苗代町字上長瀬1734-2	テレメーター	1.80 m	2.10 m	2.35 m	2.35 m	1,300
	月輪水位	耶麻郡猪苗代町大字金田字上川原254-2	テレメーター	1.80 m	2.10 m	4.58 m	3.87 m	1,400
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	新堀向水位	水位1.80m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	
	月輪水位	水位1.80m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	

⑫ 阿賀川

福島県報告示第110号 令和2年6月5日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F A X		
南会津建設事務所長	(田島水位観測所区間) 南会津町長			住民生活課	0241(62)6120	0241(62)1288		
	(関本水位観測所区間) 南会津町長			住民生活課	0241(62)6120	0241(62)1288		
河川名	区 間							
阿賀川 (田島)	左岸 南会津郡南会津町田島字清水川甲 (水無川合流点) から 南会津郡南会津町中荒井 (小桂川合流点) まで 右岸 南会津郡南会津町田島字清水川甲 (水無川合流点) から 南会津郡南会津町中荒井 (小桂川合流点) まで							
阿賀川 (関本)	左岸 南会津郡南会津町中荒井 (小桂川合流点) から 南会津郡南会津町糸沢字高畑 (羽塩沢合流点) まで 右岸 南会津郡南会津町中荒井 (小桂川合流点) から 南会津郡南会津町糸沢字滝ノ上 (羽塩沢合流点) まで							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	田島水位	南会津郡南会津町長野字下大沢	テレメーター	1.80 m	2.80 m		3.80 m	
	関本水位	南会津郡南会津町関本字関本		1.60 m	1.90 m		2.30 m	
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	田島水位	水位1.80m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す と思われる とき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	
	関本水位	水位1.60m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す と思われる とき	水位1.60m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位1.90m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する	

発表者	受報者		受報担当部署	電 話	F A X				
山口土木事務所長	(浜野雨量水位観測所区間) 南会津町長		備 考	住民生活課	0241(62)6120	0241(62)1288			
	(山口水位観測所区間) 南会津町長 只見町長			住民生活課	0241(62)6120	0241(62)1288			
				町民生活課	0241(82)5100	0241(82)2104			
	(櫛戸水位観測所区間) 只見町長			町民生活課	0241(82)5100	0241(82)2104			
河川名	区 間								
伊南川 (浜野)	左岸 南会津郡南会津町内川字上ノ原(内川橋) から 南会津郡南会津町青柳字家ノ下(青柳橋) まで 右岸 南会津郡南会津町内川字向ノ原(内川橋) から 南会津郡南会津町木伏字上河原(青柳橋) まで								
伊南川 (山口)	左岸 南会津郡南会津町青柳字家ノ下(青柳橋) から 南会津郡只見町大字大倉字沢ノ目(明和橋) まで 右岸 南会津郡南会津町木伏字上河原(青柳橋) から 南会津郡只見町大字小林字七十蒔(明和橋) まで								
伊南川 (櫛戸)	左岸 南会津郡只見町大字大倉字沢ノ目(明和橋) から 只見川合流点 まで 右岸 南会津郡只見町大字小林字七十蒔(明和橋) から 只見川合流点 まで								
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m ³ /s)
	浜野雨量水位	南会津郡南会津町浜野字荒瀬		テレメーター	2.40 m	3.30 m	4.70 m	4.41 m	
	山口水位	南会津郡南会津町鶴巣字福原			2.50 m	3.50 m	5.10 m	4.86 m	
	櫛戸水位	南会津郡只見町大字小川字荒井原			1.80 m	2.40 m	5.00 m	4.07 m	
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項		
	浜野雨量水位	水位2.40m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.60m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位3.30m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		
	山口水位	水位2.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位3.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		
	櫛戸水位	水位1.80m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

⑳ 小泉川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話		F A X		
相双建設事務所長	相馬市長			地域防災対策室	0244(37)2121	0244(35)4196			
河川名	区 間								
小泉川	左岸 相馬市黒木字穴田 (右支小泉川合流点) から 松川浦 まで 右岸 相馬市中村字外並田 (右支小泉川合流点) から 松川浦 まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(計画高水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画高水量(m ³ /s)
	高池水位	相馬市黒木字高池		テレメーター	1.40 m	1.90 m	3.00 m	2.56 m	160
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	高池水位	水位1.40mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.40mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.90mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

㉑ 宇多川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話		F A X		
相双建設事務所長	相馬市長			地域防災対策室	0244(37)2121	0244(35)4196			
河川名	区 間								
宇多川	左岸 相馬市山上字中川 (堀坂橋) から 松川浦 まで 右岸 相馬市今田字西田 (堀坂橋) から 松川浦 まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(計画高水位)	氾濫危険水位(危険水位)	計画高水量(m ³ /s)
	中村水位	相馬市西山字表西山		テレメーター	1.30 m	2.30 m	4.80 m	3.40 m	700
水防警報の範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項		
	中村水位	水位1.30mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する		

㊸ 真野川

福島県報告第489号 平成22年7月16日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
相双建設事務所	南相馬市長			危機管理課	0244(24)5232		0244(23)2511		
河川名	区 間								
真野川	左岸 南相馬市鹿島区御山字御山下 (御山橋) から 海 まで			右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻 (御山橋) から 海 まで					
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画高水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m^3/s)
	水防小島田堰	南相馬市鹿島区鹿島字西町		テレメーター	2.50 m	3.20 m	5.10 m	4.60 m	1,100
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項		
	水防小島田堰	水位2.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位3.20m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

㊸ 新田川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
相双建設事務所	南相馬市長			危機管理課	0244(24)5232		0244(23)2511		
河川名	区 間								
新田川	左岸 南相馬市原町区大原字東下田 (栢木橋) から 海 まで			右岸 南相馬市原町区深野字塩塚 (栢木橋) から 海 まで					
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画高水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m^3/s)
	原町水位	南相馬市原町区北新田字本町243-1		テレメーター	1.30 m	2.10 m	3.51 m	2.96 m	1,350
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項		
	原町水位	水位1.30m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

㉗ 小高川

福島県報告第489号 平成22年7月16日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
相双建設事務所	南相馬市長				危機管理課	0244(24)5232		0244(23)2511	
河川名	区 間								
小高川	左岸 南相馬市小高区小屋木字新田			(吉名橋)	から 海		まで		
	右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫			(吉名橋)	から 海		まで		
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画高水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m^3/s)
	小高水位	南相馬市小高区小高字八景前		テレメーター	1.80 m	2.50 m	4.10 m	3.41 m	600
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	小高水位	水位1.80m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

㉘ 請戸川

福島県報告第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
富岡土木事務所長	浪江町長				帰町準備室 危機防災係	0240(34)0229		0240(34)0260	
河川名	区 間								
請戸川	左岸 双葉郡浪江町大字酒田字川原			(酒田橋)	から 海		まで		
	右岸 双葉郡浪江町大字権現堂字北清信			(酒田橋)	から 海		まで		
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画高水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m^3/s)
	請戸雨量水位	双葉郡浪江町大字幾世橋字幾内143-5		テレメーター	2.50 m	4.10 m	5.30 m	4.30 m	1150
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	請戸雨量水位	水位2.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.70m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位4.10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

㊹ 高瀬川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話		F A X		
富岡土木事務所長	浪江町長				帰町準備室 危機防災係	0240(34)0229		0240(34)0260	
河川名	区 間								
高瀬川	左岸 双葉郡浪江町大字大堀字大堀			(大伝橋)	から 請戸川合流点		まで		
	右岸 双葉郡浪江町大字井手字北川原			(大伝橋)	から 請戸川合流点		まで		
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画高水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m ³ /s)
	高瀬水位	双葉郡浪江町大字高瀬字清水51-1		テレメーター	2.10 m	2.50 m	5.20 m	3.60 m	1550
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項		
	高瀬水位	水位2.10m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

㊺ 富岡川

福島県報告示第588号 平成22年9月10日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話		F A X		
富岡土木事務所長	富岡町長				安全対策課	024(983)9022		024(961)3440	
河川名	区 間								
富岡川	左岸 双葉郡富岡町大字本岡字上本町			(諸沢橋)	から 海		まで		
	右岸 双葉郡富岡町大字本岡字上本町			(諸沢橋)	から 海		まで		
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画高水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m ³ /s)
	富岡水位	双葉郡富岡町大字本岡字関の前		テレメーター	1.50 m	1.80 m	5.91 m	2.20 m	600
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項		
	富岡水位	水位1.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位1.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

③ 夏井川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電 話		F A X			
いわき建設事務所長	いわき市長		河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492		0246(22)7598			
河川名	区 間								
夏井川	左岸 いわき市小川町上小川字川古屋(新橋) から 海 まで 右岸 いわき市小川町塩田字平石(新橋) から 海 まで								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m ³ /s)	
	小川水位	いわき市小川町上小川字彦太郎内5-6	テレメーター	2.00 m	2.40 m		3.75 m	1,200	
	鎌田水位	いわき市平字鎌田17番地	テレメーター	3.70 m	4.50 m	7.50 m	7.00 m	2,200	
水防警報の範囲	観測所名	待 機 準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項			
	小川水位	水位2.00mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位2.40mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜洪水予報、出水情報を以て状況を通知する		
	鎌田水位	水位3.70mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位3.70mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位4.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜洪水予報、出水情報を以て状況を通知する		

㊸ 仁井田川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者	備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
いわき建設事務所長	いわき市長		河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492		0246(22)7598		
河川名	区 間							
仁井田川	左岸 いわき市四倉町戸田字箒作（笠松橋） から いわき市四倉町上仁井田字東山（東舞子橋） まで 右岸 いわき市四倉町戸田字古川（笠松橋） から いわき市四倉町上仁井田字家ノ前（松葉橋） まで							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	戸田水位	いわき市四倉町戸田字北高柳	テレメーター	2.10 m	2.60 m	5.10 m	3.21 m	460
水防警報の 範 囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	戸田水位	水位2.10m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.60m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以 て状況を通知する	

㊹ 新 川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者	備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
いわき建設事務所長	いわき市長		河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492		0246(22)7598		
河川名	区 間							
新 川	左岸 いわき市内郷内町四方北（JR橋） から いわき市平北白土字宮田（古川橋） 右岸 いわき市内郷綴町川原田（JR橋） から いわき市平南白土字古宿（高橋）							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	梅本水位	いわき市平字梅本	テレメーター	2.50 m	3.30 m	5.39 m	5.01 m	360
水防警報の 範 囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	梅本水位	水位2.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位3.30m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以 て状況を通知する	

③ 好間川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者	備 考	受報担当部署	電 話	F A X			
いわき建設事務所長	いわき市長		河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492	0246(22)7598			
河川名	区 間							
好間川	左岸 いわき市好間町北好間字独古内（独古内橋上流170m） から 夏井川合流点 まで 右岸 いわき市好間町上好間字岩穴（岩穴吊橋上流約300m） から 夏井川合流点 まで							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	好間水位	いわき市好間町上好間大堰1	テレメーター	2.00 m	2.20 m	4.26 m	2.58 m	800
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	好間水位	水位2.00m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.00m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.20m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以 て状況を通知する	

㊦ 藤原川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電 話		F A X		
いわき建設事務所長	いわき市長		河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492	0246(22)7598			
河川名	区 間							
藤原川 (下船尾)	左岸	いわき市常磐白鳥町北蟹打(蟹打橋)		から	いわき市小名浜野田(岩崎川合流点)		まで	
	右岸	いわき市常磐白鳥町蟹打(蟹打橋)		から	いわき市小名浜島(岩崎川合流点)		まで	
藤原川 (南富岡)	左岸	いわき市小名浜野田(岩崎川合流点)		から	いわき市泉町下川字大剣(みなと大橋)		まで	
	右岸	いわき市小名浜島(岩崎川合流点)		から	いわき市泉町下川字大剣(みなと大橋)		まで	
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m ³ /s)
	下船尾水位	いわき市常磐西郷町落合	レメーター	2.50 m	2.70 m		3.46 m	400
	南富岡水位	いわき市小名浜南富岡字中前23	レメーター	2.70 m	3.10 m		3.44 m	440
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に 必要な事項	
	下船尾水位	水位2.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき”	水位2.70m に達し、な お上昇のお それがある とき”	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を知する	
	南富岡水位	水位2.70m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.70m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位3.10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を知する	

③⑥ 鮫川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話		F A X		
勿来土木事務所長	いわき市長			河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492		0246(22)7598		
河川名	区 間								
鮫 川	左岸 いわき市仁井田町松原（松原橋） から 海 右岸 いわき市沼部町宿（沼部橋） から 海								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	松原水位	いわき市仁井田町松原		テレメーター	3.50 m	4.70 m	5.78 m	5.30 m	3,400
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	松原水位	水位3.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位3.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位4.70m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以 て状況を通知する		

③⑦ 蛭田川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話		F A X		
勿来土木事務所長	いわき市長			河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492		0246(22)7598		
河川名	区 間								
蛭田川	左岸 いわき市勿来町酒井関根前（観音橋） から 海 右岸 いわき市錦町重殿（錦橋） から 海								
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	窪田水位	いわき市勿来町窪田十条		テレメーター	2.20 m	2.50 m	4.45 m	3.31 m	320
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	窪田水位	水位2.20m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す ると思われ るとき	水位2.20m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以 て状況を通知する		

3 福島県知事指定海岸（発表パターン文 P-310）
 福島県報告示第308号 平成18年3月28日

① 埴浜地区海岸～毛萱浜地区海岸

発表者	受報者		備考	受報担当部署	電 話	F	A	X
相双建設事務所長 相馬港湾建設事務所長 共同発表	新地町長	相馬市長 南相馬市長 浪江町長 富岡町長			総務課	0244(62)2111	0244	(62)
	地域防災対策室		0244(37)2121		0244	(35)	4196	
	危機管理課		0244(24)5232		0244	(23)	2511	
	総務課防災安全係		0240(34)0229		0240	(35)	5352	
	生活環境課		0240(22)9004		0240	(22)	0899	
海岸名	区 間							
釣師浜漁港海岸 埴浜地区海岸 谷地小屋地区海岸 大戸浜地区海岸	北端 相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜（埴浜地区海岸 最北端） から 南端 相馬郡新地町大字大戸浜字前田上（大戸浜地区海岸 最南端） まで							
松川浦漁港海岸 原釜地区海岸 尾浜地区海岸	北端 相馬市原釜字大津（釣棧橋） から 南端 相馬市尾浜字二合田（原釜尾浜海水浴場） まで							
真野川漁港海岸 南右田地区海岸 鳥崎地区海岸	北端 南相馬市鹿島区大字南右田字二ツ沼 から 南端 南相馬市鹿島区大字鳥崎字戸屋（八竜神社） から							
小高海岸 浦尻地区海岸	北端 南相馬市小高区大字浦尻字町（浦尻農村公園） から 南端 南相馬市小高区大字浦尻字町（県道幾世橋小高線と市道浦尻線交差点） まで							
請戸漁港海岸 請戸地区海岸 浪江海岸 請戸中浜地区海岸	北端 双葉郡浪江町大字請戸字明神前（請戸漁港南防波堤） から 南端 双葉郡浪江町大字中浜字持平 まで							
富岡海岸 毛萱浜地区海岸	北端 双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑（渋川） から 南端 双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑（紅葉川） まで							
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	基準波高 H _{1/3} (m)			
	四倉漁港	いわき市四倉町東6丁目		自記	4.00			
水防警報の 範 囲	観測所名	待機・準備	出 動	解 除	波 高	その他特に 必要な事項		
	四倉漁港	波高が4.00m に達し、なお 上昇のおそれ があるとき	高潮波浪に より被害の 恐れがある とき	波浪による 危険がなく なったとき	波高は1時 間毎に数字 を以て行う			

② 久之浜地区海岸～永崎地区海岸

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電 話	F	A	X
いわき建設事務所長 小名浜港湾建設事務所長 共同発表	いわき市長		河川課	0246(22)1111 直通0246(22)7492	0246(22)7598		
海岸名	区 間						
久之浜海岸	北端 いわき市久之浜町久之浜字東町 (大久川) から						
久之浜地区海岸	南端 いわき市久之浜町田之網字静 まで						
四倉漁港海岸	北端 いわき市四倉町字東4丁目 (境川) から						
四倉海岸	南端 いわき市四倉町上仁井田字東山 (仁井田川) まで						
磐城海岸	北端 いわき市永崎字川畑 (天神前川) から						
永崎地区海岸	南端 いわき市永崎字橋出 まで						
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名	種 別	基準波高 H _{1/3} (m)			
	四倉漁港	いわき市四倉町字6丁目	自記	4.00			
水防警報の 範 囲	観測所名	待機・準備	出 動	解 除	波 高	その他特に 必要な事項	
	四倉漁港	波高が4.00m に達し、なお 上昇のおそれ があるとき	高潮波浪に より被害の 恐れがある とき	波浪による 危険がなく なったとき	波高は1時 間毎に数字 を以て行う		

発表者	
国土交通省 気象庁	福島河川国道事務所 福島地方気象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

阿武隈川上流氾濫注意情報

阿武隈川上流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
福島河川国道事務所・福島地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】阿武隈川上流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】阿武隈川上流の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】阿武隈川上流の△△△水位観測所（〇〇県△△市△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】阿武隈川上流の□□□水位観測所（〇〇県□□市□□）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■			
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
	00日04時00分の予測	—				
	00日05時00分の予測	—				
	00日06時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所		△△△水位観測所		□□□水位観測所	
	〇〇県〇〇市〇〇		〇〇県△△市△△		〇〇県□□市□□	
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9		48.6		23.1	
レベル3水位 避難判断水位*	144.6		48.0		21.5	
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5		46.5		20.0	
レベル1水位 水防団待機水位	142.0		45.5		—	
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川		□□川	
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川		△△△川		—	
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	
	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	
	〇〇〇〇川		—		—	
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—		—	
右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—		—		

発表者	
国土交通省 気象庁	福島河川国道事務所 福島地方気象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

あらかわ はんらん
荒川氾濫注意情報

荒川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
ふくしません こだうじむ しょ ふくしまちほう ましやうだい
福島河川国道事務所・福島地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】 あらかわ荒川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】 あらかわ荒川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所		
	〇〇県〇〇市〇〇		
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9		
レベル3水位 避難判断水位*	144.6		
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5		
レベル1水位 水防団待機水位	142.0		
受け持ち区間	〇〇川		
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
	〇×川		
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
	〇〇〇〇川		
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市			
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから
	https://www.river.go.jp
	https://frl.river.go.jp
	https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 福島河川国道事務所 調査第一課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
 気象関係：気象庁 福島地方气象台 電話：000-000-0000

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省 気象庁	阿賀川河川事務所 福島地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

阿賀川^{あが がわ}氾濫注意情報

阿賀川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
阿賀川河川事務所・福島地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】阿賀川^{あが がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

（主 文）

【警戒レベル2相当】阿賀川^{あが がわ}の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】阿賀川^{あが がわ}の△△△水位観測所（〇〇県△△市△△）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】阿賀川^{あが がわ}の□□□水位観測所（〇〇県□□市□□）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■			
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
	00日04時00分の予測	—				
	00日05時00分の予測	—				
	00日06時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所		△△△水位観測所		□□□水位観測所	
	〇〇県〇〇市〇〇		〇〇県△△市△△		〇〇県□□市□□	
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9		48.6		23.1	
レベル3水位 避難判断水位*	144.6		48.0		21.5	
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5		46.5		20.0	
レベル1水位 水防団待機水位	142.0		45.5		—	
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川		□□川	
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川		△△△川		—	
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	
	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	
	〇〇〇〇川		—		—	
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—		—	
右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—		—		

氾濫が発生した場合の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県〇〇市〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇〇〇×地区、 △△県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、
------------------	---	---	--

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから
	https://www.river.go.jp
	https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 阿賀川河川事務所 工務課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 福島地方气象台 電話：000-000-0000

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	小川水位観測所	鎌田水位観測所	
	いわき市	いわき市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	3.75	7.00	
レベル3水位 避難判断水位※	3.00	6.35	
レベル2水位 氾濫注意水位	2.40	4.50	
レベル1水位 水防団待機水位	2.00	3.70	
受け持ち区間	夏井川 福島県いわき市小川 町上小川字川古屋2 6(新橋)から海まで 福島県いわき市小川 町塩田字平石40 (新橋)から海まで	夏井川 福島県いわき市小川 町上小川字川古屋2 6(新橋)から海まで 福島県いわき市小川 町塩田字平石40 (新橋)から海まで	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	福島県いわき市-	福島県いわき市-	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福島県ホームページ 気象庁ホームページ	http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ https://www.jma.go.jp/	http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/ kasen/uryousui.html

問い合わせ先

水位関係：福島県いわき建設事務所 企画管理部管理課

電話：0246-24-6121

気象関係：気象庁福島地方気象台

電話：024-534-2162

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福島県ホームページ 気象庁ホームページ	http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ https://www.jma.go.jp/	http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/kasen/uryousuii.html

問い合わせ先

水位関係：福島県相双建設事務所 企画管理部管理課

電話：0244-26-1183（内線）387

気象関係：気象庁福島地方気象台

電話：024-534-2162

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	中村水位観測所			
	相馬市			
レベル4水位 氾濫危険水位※	3.40			
レベル3水位 避難判断水位※	2.70			
レベル2水位 氾濫注意水位	2.30			
レベル1水位 水防団待機水位	1.30			
受け持ち区間	宇多川 左岸 福島県相馬市山上(堀坂橋)から福島県相馬市岩子字中島(松川浦)まで 右岸 福島県相馬市今田(堀坂橋)から福島県相馬市岩子字中島(松川浦)まで			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	福島県相馬市-			

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福島県ホームページ 気象庁ホームページ	http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ https://www.jma.go.jp/	http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/kasen/uryousui.html

問い合わせ先

水位関係：福島県相双建設事務所 企画管理部管理課

電話：0244-26-1183 (内線) 387

気象関係：気象庁福島地方気象台

電話：024-534-2162

日橋川 避難判断水位情報（ 到達・状況・減水 情報 ）

【主 文】

日橋川は〇〇時〇〇分に、南大橋水位観測所で、避難判断水位（避難準備・高齢者等避難開始の発令に資する水位）〇〇. 〇〇mに達しました。

南大橋水位観測所では、〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分の1時間に〇. 〇〇m水位が上昇し今後とも水位の上昇が見込まれます。
また、南大橋水位観測所の水位があと〇. 〇〇m上昇すると、南大橋水位観測所の受け持つ阿賀川合流点～堂島橋区間のうち、特に喜多方市塩川町赤堀地先で氾濫の恐れがあります。なお、他の箇所でも氾濫の起こる可能性がありますので、十分に注意してください。

自治体が発する避難情報に注意すると共に、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

破堤等の恐れのある水位(氾濫危険水位) 4.60m

避難準備・高齢者等避難開始の発令に資する水位(避難判断水位) 3.50m

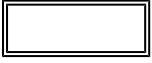
避難準備情報等に資する水位(氾濫注意水位) 3.20m

水防団が待機する水位(水防団待機水位) 2.60m

※避難判断水位とは、水防法第13条で規定される特別警戒水位のこと

問い合わせ先 国土交通省阿賀川河川事務所工務課
TEL 0242-26-6441 (代表)

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 福島河川国道事務所	機関名	機関名	機関名



釈迦堂川氾濫注意情報

令和元年 月 日 時 分
 国土交通省 福島河川国道事務所発表
 (第 号)

【主文】

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】釈迦堂川の西川水位観測所（須賀川市）では、
 日 時 分頃に氾濫注意水位（3.10m）に到達しました。

洪水に関する情報に注意してください。

(参考)

釈迦堂川 西川水位観測所（須賀川市）

（受け持ち区間は 釈迦堂川左岸：須賀川市釈迦堂橋から中宿橋まで、右岸：須賀川市釈迦堂橋から中宿橋まで）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	5.40m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	4.50m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	3.10m	氾濫発生に対する注意を求める段階

避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 福島河川国道事務所 調査第一課 電話：024-539-6127 (内線) 354

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

〇〇〇川 避難判断水位情報

第 号

令和 年 月 日
時 分 発表
福島県 事務所

【主 文】

川では、_____時_____分現在、_____市町村_____字_____地
内の_____水位観測所において、水位が_____mとなり、避難準備・高齢者等避難開始の
目安となる避難判断水位_____mに達しました。

【注意事項】

水位観測所では、_____時～_____時の1時間に、約_____m水位が上昇、

今後も上昇が見込まれます。

また、水位観測所の水位が、あと_____m上昇すると、水位観測所の受け持つ区間
(_____市町村_____大字_____～_____市町村_____大字_____)の
う
ち特に堤防が低い箇所や河幅が狭い箇所で氾濫のおそれがあります。(他の場所でも
氾濫のおそれがありますので警戒してください。)
の
河川の氾濫による浸水被害等、重大な被害が発生する可能性がありますので、住民
の
避難等安全対策に万全を期してください。

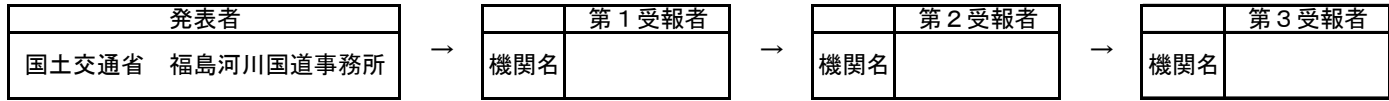
降雨は小康状態となっていますが、今後の水位変化に警戒してください。

(参考資料) 水位観測所の設定水位

氾濫危険水位 [計画高水位]	. m
氾濫危険水位 [相当換算水位]	. m
避難判断水位 [特別警戒水位]	. m
氾濫注意水位 [警戒水位]	. m

避難判断水位 (水防法第13条で規定される特別警戒水位)

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
事務所		時 分	市町村(_____課)		時 分
事務所		時 分	市町村(_____課)		時 分
事務所		時 分	市町村(_____課)		時 分
事務所		時 分	市町村(_____課)		時 分
事務所		時 分	事務所		時 分
事務所		時 分	河川整備課		時 分
河川整備課		時 分	NHK福島		時 分
			ラジオ福島(r f c)		時 分
			福島テレビ(F T V)		時 分
			福島中央テレビ(F C T)		時 分
			福島放送(K F B)		時 分
			テレビユー福島(T U F)		時 分
			ふくしまFM		時 分
河川整備課		時 分	県警本部		時 分
河川整備課		時 分	福島河川国道事務所		時 分
河川整備課		時 分	阿賀川河川事務所		時 分
河川整備課		時 分	災害対策課		時 分
河川整備課		時 分	福島地方气象台		時 分



水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
阿武隈川	福島	

国土交通省 福島河川国道事務所発表

（現 況）

阿武隈川の福島水位観測所（福島市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発 表）

水防機関は待機してください。

福島河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
須賀川				
阿久津				
二本松				
本宮				
福島				
伏黒				
西川				
八木田				

（参考資料）

福島水位観測所（福島市）

受け持ち区間：阿武隈川

摺上川合流点から福島市蓬莱橋まで

摺上川合流点から福島市蓬莱橋まで

松川

福島市松川橋から阿武隈川合流点まで

福島市松川橋から阿武隈川合流点まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 福島河川国道事務所調査第一課

電話：024-539-6127

（内線）

水防警報（準備）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
阿賀川	馬越水位観測所	第1号

令和 年 月 日 時 分

国土交通省 阿賀川河川事務所発表

【現況】

阿賀川の馬越水位観測所(大沼郡会津美里町)の水位は、○日○時○分現在○.○○mです。

阿賀川の馬越水位観測所(大沼郡会津美里町)の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

雨量・水位・流量や河川状況により水防警報(準備)が必要と認められます。

【発表】

水防機関は準備してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
馬越		○		
宮古				
山科				
南大橋				
新湯川				

(参考)

阿賀川 馬越水位観測所 (大沼郡会津美里町)
(待ち受け区間は 阿賀川左岸:会津若松市蟹川から会津美里町穂馬、右岸:会津若松市四合から会津若松市大戸町)

問い合わせ先
国土交通省 阿賀川河川事務所 工務課 電話:0242-26-6852 (内線)84723362

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

[伝達確認欄]

通知先	本局河川管理課	福島県河川整備課管理グループ	北会津(出)	塩川(出)	大川ダム	河川情報センター	阿賀野川
FAX	M84-2625	M82-779-43	M6140	M6240	M6340	M718-60,61	M726-359
電話番号	M84-3766 025-370-6769	M82-779-21 024-521-7483	M6131 0242-56-2315	M6231 0241-27-2168	M6350~6357 0242-92-2839	M718-26,29 025-222-3711	M726-354 0250-23-4461
通報者							
受報者							
時刻							

福島県水防警報（河川）

機関名： _____ 事務所

河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
	水防警報	待機、準備 出動、解除	第 号	令和 年 月 日 時 分	事務所長

本文

1. 待機、準備

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mに達し、なお増水の見込みです。

左岸 _____ より、左岸 _____ まで

右岸 _____ 右岸 _____

水防団の^{待機}準備を要します。

2. 出 動

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mに達し、氾濫注意水位を_____m

越えており、なお増水するおそれがあるので、左岸 _____ より、

右岸 _____

左岸 _____ まで水防団の出動を要します。

右岸 _____

3. 解 除

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mになり、引き続き減水する見込みです。

左岸 _____ より、左岸 _____ まで

右岸 _____ 右岸 _____

水防警報を解除します。

氾濫注意水位	m
水防団待機水位	m

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分	河川整備課		時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
河川整備課		時 分	県警察本部		時 分
河川整備課		時 分	災害対策課		時 分

福島県水防警報（河川）

機 関 名 : _____ 事務所

河川名	警 報	種 別	発表番号	発 表 日 時	発 表 事 務 所
	水防警報	待機、準備 出動、解除	第 号	令和 年 月 日 時 分	事務所長

本文

1. 待機、準備

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mに達し、なお増水の見込みです。

左岸_____より、左岸_____まで

右岸 _____ 右岸

待機
水防団の _____ を要します。
準備

2. 出 動

_____水位観測所の水位は、_____時現在 _____ mに達し、氾濫注意水位を _____ m

越えており、なお増水するおそれがあるので、左岸_____より、

右岸

左岸_____まで水防団の出動を要します。

右岸

3. 解 除

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mになり、引き続き減水する見込みです。

左岸_____より、左岸_____まで

右岸 _____ 右岸

水防警報を解除します。

注意事項

1. なお、支川 _____ 川についても同様な増水のおそれがあるので、注意願います。

2. なお、支川 _____ 川についても同様に減水する見込みです。

氾濫注意水位	m
水防団待機水位	m

発 信 機 関	発 信 者	発 信 時 刻	受 信 機 関	受 信 者	受 信 時 刻
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分	河 川 整 備 課		時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
河 川 整 備 課		時 分	県 警 察 本 部		時 分
河 川 整 備 課		時 分	災 害 対 策 課		時 分

福島県水防警報（海岸）

機 関 名 : _____ 事務所

海岸名	警 報	種 別	発表番号	発 表 日 時	発 表 事 務 所
海岸 海岸	水防警報	待機、準備 出動、解除	第 号	令和 年 月 日 時 分	建設事務所長 港湾建設事務所長

本文

1. 待機、準備

_____波高観測所の波高は、_____時現在_____mに達し、なお高くなる見込みです。
 _____海岸より、_____海岸
 まで水防団の待機準備を要します。

2. 出 動

_____波高観測所の波高は、_____時現在_____mに達し、高波波浪による
 被害のおそれがあるので、_____海岸より、
 _____海岸まで水防団の出動を要します。

3. 解 除

_____波高観測所の波高は、_____時現在_____mとなり、引き続き衰える見込み
 です。
 _____海岸より、_____海岸
 水防警報を解除します。

発 信 機 関	発 信 者	発 信 時 刻	受 信 機 関	受 信 者	受 信 時 刻
建設事務所		時 分			時 分
港湾建設事務所		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分	河 川 整 備 課		時 分
		時 分	港 湾 課		時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
河 川 整 備 課		時 分	県 警 察 本 部		時 分
河 川 整 備 課		時 分	災 害 対 策 課		時 分

第9章 ダム及び水門の操作

第9章 ダム及び水門の操作

第1節 ダム及び水門の操作

ダムの管理者は、各ダム毎に定めるダム操作規則、操作（管理）規程、その他の水門の操作責任者は、「河川水門等操作要領」に基づき、ゲート等の操作を確実に実施し、水害の発生を未然に防止するものとする。

第2節 操作に関する連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、操作内容について、表-13に定める連絡系統図により各関係機関に連絡するものとする。

第3節 異常時の対応

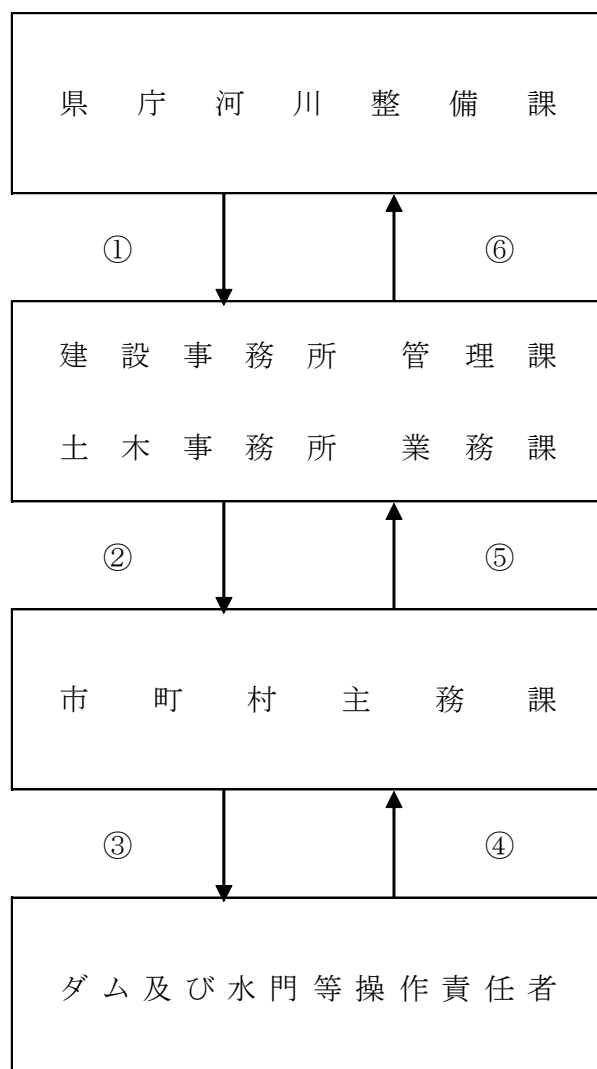
ダム及び水門等の管理者は、機器の異常等により操作が不可能または著しく困難となったときは、水防団等の応援を要請し、適切な処置を講ずる。

表-13 ダム及び水門等操作連絡系統図

通報の内容は下記のとおりとする。

- ① 県庁河川整備課の判断による必要事項の問い合わせ
- ② 警戒体制の指示及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示
- ③ ②と同じ
- ④ ゲート開閉の報告、事故その他必要な事項の報告及び問い合わせに対する回答
- ⑤ ④と同じ
- ⑥ 問い合わせに対する報告及び事故等の報告

表-13



○ ダ ム の 操 作

ダム の 操 作 に つ い て は、 操 作 規 則 の 定 め る と こ ろ に よ り 操 作 し、 水 防 通 信 連 絡 系 統 に 基 づ き 事 前 に そ の 旨 を 関 係 機 関 へ 通 報 す る も の と す る。

○ ダ ム の 調 節 方 法

水 系 名	河 川 名	名 称	設 置 場 所	管 理 者	洪 水 調 節 方 式	備 考
阿賀野川	湯 川	東 山 ダ ム	会 津 若 松 市	福 島 県 会 津 若 松 建 設 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 396.5 洪 水 貯 留 準 備 水 位 393.2 (6/21~10/10)
阿賀野川	押 切 川	日 中 ダ ム	喜 多 方 市	福 島 県 大 峠 日 中 総 合 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 480.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 463.0 (6/14~10/31)
真野川	真野川	真野ダム	飯 館 村	福 島 県 真 野 ダ ム 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 176.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 173.0 (6/15~10/15)
鮫 川	鮫 川	高 柴 ダ ム	い わ き 市	福 島 県 鮫 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 52.5 活 用 水 位 53.5 (4/10~9/30)
鮫 川	四 時 川	四 時 ダ ム	い わ き 市	福 島 県 鮫 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	一 定 率 一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 103.5 洪 水 貯 留 準 備 水 位 102.5 (6/1~9/30)
阿賀野川	阿 賀 川	大 川 ダ ム	会 津 若 松 市 下 郷 村	国 土 交 通 省 北 陸 地 方 整 備 局 大 川 ダ ム 管 理 支 所	一 定 率 一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 380.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 373.0 (6/21~10/10) 予 備 放 流 水 位 370.0
阿武隈川	広 戸 川	龍 生 ダ ム	天 栄 村	天 栄 村	ピ ー ク カ ッ ト	平 常 時 最 高 貯 水 位 473.23 洪 水 貯 留 準 備 水 位 -
阿武隈川	原 瀬 川	岳 ダ ム	二 本 松 市	岳 ダ ム 管 理 事 務 所	一 定 率 一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 461.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 457.0 (5/31~10/31)
阿武隈川	八 反 田 川	大 笹 生 ダ ム	福 島 市	福 島 市	一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 281.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 280.36 (7/1~10/31)
夏井川	小 玉 川	小 玉 ダ ム	い わ き 市	福 島 県 小 玉 ダ ム 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 188.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 -
阿武隈川	大 滝 根 川	三 春 ダ ム	三 春 町	国 土 交 通 省 東 北 地 方 整 備 局 三 春 ダ ム 管 理 所	一 定 量	平 常 時 最 高 貯 水 位 326.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 318.0 (6/11~10/10)
阿武隈川	摺 上 川	摺 上 川 ダ ム	福 島 市	国 土 交 通 省 東 北 地 方 整 備 局 摺 上 川 ダ ム 管 理 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 296.5 洪 水 貯 留 準 備 水 位 295.0 (6/11~10/10)
阿賀野川	高 野 川	田 島 ダ ム	南 会 津 町	福 島 県 南 会 津 建 設 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 662.2 洪 水 貯 留 準 備 水 位 -
阿賀野川	長 瀬 川	裏 磐 梯 三 湖	北 塩 原 村 猪 苗 代 町	福 島 県 猪 苗 代 土 木 事 務 所	桧 原 湖	平 常 時 最 高 貯 水 位 822.36 洪 水 貯 留 準 備 水 位 821.43 (6/21~10/10)
					小 野 川 湖	平 常 時 最 高 貯 水 位 797.72 洪 水 貯 留 準 備 水 位 796.74 (6/21~10/10)
					秋 元 湖	平 常 時 最 高 貯 水 位 735.92 洪 水 貯 留 準 備 水 位 733.70 (6/21~10/10)
阿武隈川	堀 川	堀 川 ダ ム	西 郷 村	福 島 県 県 南 建 設 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 609.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 -
宇 多 川	宇 多 川	松 ケ 房 ダ ム	相 馬 市	松 ケ 房 ダ ム 管 理 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 407.0 洪 水 貯 留 準 備 水 位 -
阿賀野川	猪 苗 代 湖	十 六 橋 水 門	猪 苗 代 町 会 津 若 松 市	福 島 県 猪 苗 代 土 木 事 務 所	定 開 度	平 常 時 最 高 貯 水 位 514.12 洪 水 貯 留 準 備 水 位 513.55 (6/21~10/10)
夏井川	黒 森 川	こ ま ち ダ ム	小 野 町	福 島 県 三 春 土 木 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 479.00 洪 水 貯 留 準 備 水 位 -
木 戸 川	木 戸 川	木 戸 ダ ム	檜 葉 町	福 島 県 富 岡 土 木 事 務 所	自 然 調 節	平 常 時 最 高 貯 水 位 181.50 洪 水 貯 留 準 備 水 位 -

○ 水 門 の 操 作

管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障がないように点検整備しなければならない。

洪水期における操作は指定水防管理団体にあつては、水防計画に定め、その他にあつては、管理者において予め所轄地方水防本部と協議を行い、操作の都度通報するものとする。

福島県が管理する水門

○ 河川水門等操作要領（平成元年3月7日改正）

第1条 指定区間内の一級河川及び二級河川（以下「本川」という。）の洪水の発生に際し、支川、水路（以下「支川等」という。）への逆流等による被害を防止するため、河川の水門、樋門及び樋管（以下「水門等」という。）の維持及び操作について、必要な事項を定めるものとする。

（洪水時における操作の方法）

第2条 市町村の委託を受けた水門等の操作責任者（以下「水門等操作責任者」という。）は、洪水時においては、本川の水位及び支川等の水位の状況を観察し、次の各号に定めるところにより、水門等のゲートを操作するものとする。

- （1）本川から支川等への逆流が始まるまでの間においては、ゲートを全開しておくこと。
- （2）本川から支川等への逆流が始まろうとするときは、水門等のゲートを全閉すること。
- （3）水門等のゲートを全閉している場合において、水門等の上流の水位が水門等の下流の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項2、3号の場合においては、外水位と内水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（平水時における操作の方法）

第3条 平水時においては、水門等のゲートは全開しておくものとする。

（通 報）

第4条 第2条の規定に基づき水門等のゲートが全開若しくは全閉したとき、又は、水門等のゲート操作に起因して不測の事態が生じた場合は、水門等操作責任者は、直ちに水門等の操作を委託した市町村長（以下「市町村長」という。）に通報するものとし、通報を受けた市町村長は直ちに建設事務所長または土木事務所長（以下「所長」という。）に通報するものとする。

（警報発表時等の体制）

第5条 洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがある場合は、市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にするものとし、水門等操作責任者は、水門等の操作にあたる体制にはいるものとする。

(点検整備)

第6条 市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の操作に備えて、毎月、点検整備注油等を行い、これを常に良好な状態に保つものとする。

2 水門等の点検及び整備内容等については、別に定める水門等点検整備要領によるものとする。

(操作に関する記録及び報告)

第7条 水門等操作責任者は、水門等のゲート操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、洪水警報等が解除された後、市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長はその都度所長に報告するものとする。

(1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(2) 気象及び水象の状況

(3) 操作の際に行った通知の状況

(4) その他参考となるべき事項

(記録の保存)

第8条 市町村長及び所長は操作に関する記録を整備し、これを保存するものとする。

附 則

1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。

2 河川水門等操作要領(昭和59年3月19日付59河第161号土木部長通知)は廃止する。

水 門 等 操 作 細 則

第1条 水門等の操作については、河川水門等操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(通知等)

第2条 要領第4条に規定する通報、その他水門等の操作に関する通報及び報告等は別記連絡系統図により行うものとする。

(操作に関する記録)

第3条 要領第7条第1項に規定する記録は、別記様式1に記載するものとする。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から適用する。

第 10 章 水 防 訓 練

第10章 水 防 訓 練

指定水防管理団体は、水防法第32条の2の定めにより、毎年水防団等の水防訓練をおこなうものとする。

また、県は、市町村の水防体制の充実化を図り、適切な水防活動を実施するため、以下に示す「福島県水防訓練実施計画」に基づき水防訓練を実施する。

福島県水防訓練実施計画

一、目 的

水防は迅速かつ適切な処置によってその効果を期待することができる。よって水防に関する知識及び技術の向上により市町村の水防体制の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的とし、本計画に基づき水防訓練を実施する。

二、実 施 要 領

1. 訓練名 福島県水防訓練
2. 実施時期 水防月間中を原則とする。
3. 主 催 福島県
4. 場 所 下表による。

福島県水防訓練実施計画表

実施年度	担当建設事務所	共 催
平成 26 年度	会津若松建設事務所	(阿賀川水防連絡会)
平成 27 年度	県南建設事務所	
平成 28 年度	喜多方建設事務所	(阿賀川水防連絡会)
平成 29 年度	県北建設事務所	
平成 30 年度	いわき建設事務所	
令和元年度	県中建設事務所	(東北地方整備局)
令和 2 年度	中止	
令和 3 年度	中止	
令和 4 年度	相双建設事務所	
令和 5 年度	南会津建設事務所	(北陸地方整備局)
令和 6 年度	県北建設事務所	

*各整備局と共催の場合は、担当事務所が変更となる場合がある。

福島県水防訓練の記録を次ページに示す。

○ 福島県水防訓練の記録

昭和24年水防法改正により水防訓練が義務付けられる。

回数	年 度	年 月 日	場 所	訓 練 種 目
1	昭和26年度 水防演習	昭和 26. 7. 11	福島市杉妻町地内(県庁前) 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
2	昭和27年度 水防演習	27. 7. 12	白河市金勝寺地内 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 五徳工
3	昭和28年度 水防演習	28. 7. 11	北会津郡門田村字飯寺地内(高田橋) 阿賀川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 五徳工
4	昭和29年度 水防演習	29. 7. 10	双葉郡浪江町地内(請戸橋) 請戸川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 五徳工
5	昭和30年度 水防演習	30. 7. 13	伊達郡伊達町地内(伊達橋) 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 五徳工
6	昭和31年度 水防演習	31. 7. 1	耶麻郡塩川町堂島金青橋地内 阿賀川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 五徳工
7	昭和32年度 水防演習	32. 7. 12	東白川郡塙町字台宿地内 久慈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 五徳工
8	昭和33年度 水防演習	33. 7. 17	原町市大字南新田字高田地内 新田川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 五徳工
9	昭和34年度 水防演習	34. 7. 17	会津若松市門田村字飯寺地内(高田橋) 阿賀川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工
10	昭和35年度 水防演習	35. 7. 18	南会津郡田島町字鎌倉崎地内 阿賀川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
11	昭和36年度 水防演習	36. 7. 1	勿来市錦町錦端地内 蛭田川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
12	昭和37年度 水防演習	37. 8. 28	伊達郡伊達町地内(伊達橋下流) 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
13	昭和38年度 水防演習	38. 7. 17	喜多方市 押切川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
14	昭和39年度 水防演習	39. 7. 31	相馬市 宇多川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
15	昭和40年度 水防演習	40. 7. 23	西白河郡西郷村字長坂板地内 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
16	昭和41年度 水防演習	41. 8. 4	福島市(岡部橋上流) 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
17	昭和42年度 水防演習	42. 7. 26	大沼郡会津高田町地内 宮川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
18	昭和43年度 水防演習	43. 7. 6	東白川郡塙町大字塙字下川原地内 久慈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
19	昭和44年度 水防演習	44. 7. 29	郡山市水門町地内(行合橋下流) 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
20	昭和45年度 水防演習	45. 7. 25	南会津郡田島町地内(永田橋下流) 阿賀川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
21	昭和46年度 水防演習	46. 7. 31	いわき市平塩字中町地内 夏井川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
22	昭和47年度 水防演習	47. 8. 11	福島市古川地内 松川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
23	昭和48年度 水防演習	48. 7. 27	喜多方市慶徳町地内 濁川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
24	昭和49年度 水防演習	49. 8. 2	相馬郡鹿島町 真野川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
25	昭和50年度 水防演習	50. 7. 25	白河市舟田地内 阿武隈川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
26	昭和51年度 水防演習	51. 8. 6	大沼郡会津高田町外川原地内 宮川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
27	昭和52年度 水防演習	52. 8. 3	須賀川市西川町地内 釈迦堂川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
28	昭和53年度 水防演習	53. 8. 11	田島建設事務所管内 阿賀川	竹尖げ 土俵作り 蓆張工 木流し工 積土俵工 川倉工 月の輪工
29	昭和54年度 水防訓練	54. 8. 10	いわき建設事務所管内 新川	土のう作り 積土のう工 木流し工

回数	年 度	年 月 日	場 所	訓 練 種 目
30	昭和55年度 水防訓練	昭和 55. 6. 10	福島建設事務所管内 阿武隈川	土のう作り 積土のう工 木流し工
31	昭和56年度 水防訓練	56. 6. 29	喜多方建設事務所管内 大塩川	土のう作り 積土のう工 木流し工
32	昭和57年度 水防訓練	57. 6. 8	原町建設事務所管内 新田川	土のう作り 積土のう工 木流し工
33	昭和58年度 水防訓練	58. 6. 10	白河建設事務所管内 阿武隈川	土のう作り 積土のう工 木流し工
34	昭和59年度 水防訓練	59. 6. 12	会津若松建設事務所管内 宮川	土のう作り 積土のう工 木流し工
35	昭和60年度 水防訓練	60. 6. 5	郡山建設事務所管内 釈迦堂川	土のう作り 積土のう工 木流し工
36	昭和61年度 水防訓練	61. 6. 5	田島建設事務所管内 阿賀川	土のう作り 積土のう工 木流し工
37	昭和62年度 水防訓練	62. 5. 29	いわき建設事務所管内 新川	土のう作り 積土のう工 木流し工
38	昭和63年度 水防演習	63. 5. 27	福島建設事務所管内 (阿武隈川水防演習と共催)	松川 阿武隈川 土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 月の輪工 外
39	平成元年度 水防訓練	平成 元. 7. 13	喜多方建設事務所管内 濁川	土のう作り 積土のう工 木流し工
40	平成2年度 水防訓練	2. 5. 24	原町建設事務所管内 新田川	土のう作り 積土のう工 木流し工
41	平成3年度 水防演習	3. 6. 4	会津若松建設事務所管内 (阿賀川水防演習と共催)	阿賀川 土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 川倉工 外
42	平成4年度 水防訓練	4. 5. 29	白河建設事務所管内 阿武隈川	土のう作り 積土のう工 木流し工
43	平成5年度 水防訓練	5. 5. 28	田島建設事務所管内 阿賀川	土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工
44	平成6年度 水防演習	6. 6. 1	県中建設事務所管内 (阿武隈川水防演習と共催)	阿武隈川 土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 月の輪工
45	平成7年度 水防演習	7. 5. 31	いわき建設事務所管内 新川	土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 月の輪工
46	平成8年度 水防訓練	8. 6. 12	県北建設事務所管内 (阿武隈川上流水防訓練と共催)	松川 土のう作り 積土のう工 水マット工 月の輪工 月の輪工
47	平成9年度 水防訓練	9. 5. 29	喜多方建設事務所管内 濁川	土のう作り 積土のう工 ブロック水制工 木流し工 釜段工
48	平成10年度 水防訓練	10. 5. 28	相双建設事務所管内 真野川	土のう作り 積土のう工 ブロック水制工 木流し工 月の輪工
49	平成11年度 水防訓練	11. 6. 2	会津若松建設事務所管内 阿賀川	土のう作り 積土のう工 木流し工 月の輪工 大型土のう工
50	平成12年度 水防演習	12. 6. 4	県北建設事務所管内 (阿武隈川水防演習と共催)	阿武隈川 土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 月の輪工 釜段工
51	平成13年度 水防演習	13. 6. 2	会津若松建設事務所管内 (阿賀川水防演習と共催)	阿賀川 土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 月の輪工 釜段工
52	平成14年度 水防訓練	14. 5. 26	県南建設事務所管内 阿武隈川	土のう作り 積土のう工 木流し工 大型土のう工
53	平成15年度 水防訓練	15. 5. 18	南会津建設事務所管内 阿賀川	土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 大型土のう工
54	平成16年度 水防訓練	16. 5. 23	いわき建設事務所管内 鮫川	土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 大型土のう工
55	平成17年度 水防訓練	17. 5. 29	喜多方建設事務所 濁川	土のう作り 積土のう工 シート張工 木流し工 大型土のう工 月の輪工
56	平成18年度 水防演習	18. 6. 3	県中建設事務所 (阿武隈川水防演習と共催)	阿武隈川 木流し工 シート張工 積土のう工 大型土のう工 月の輪工 築きまわし工
57	平成19年度 水防訓練	19. 5. 27	相双建設事務所 真野川 (国道6号下流右岸)	木流し工 シート張工 積土のう工 大型土のう工 月の輪工 水マット工 水防マット工 防災ブロック工
58	平成20年度 水防訓練	20. 5. 25	県北建設事務所 東根川 遊水地	木流し工 シート張工 積土のう工 大型土のう工 月の輪工 水マット工 水防マット工 防災ブロック工
59	平成21年度 水防訓練	21. 5. 24	会津若松建設事務所 宮川	木流し工 シート張工 積土のう工 大型土のう工 月の輪工

回数	年 度	年 月 日	場 所	訓 練 種 目
60	平成22年度 水防訓練	22. 5. 23	県南建設事務所 阿武隈川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 大型土のう工
-	平成23年度 水防訓練	未開催	東日本大震災の影響により未開催	
61	平成24年度 水防訓練	24. 6. 10	水防講演会 福島市	
62	平成25年度 水防訓練	25. 5. 26	県北建設事務所 (阿武隈川水防演習と共催) 阿武隈川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 大型土のう工
62	平成26年度 水防訓練	26. 6. 1	会津若松建設事務所 (阿賀川水防演習と共催) 阿賀川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 大型土のう工
63	平成27年度 水防訓練	27. 5. 31	県南建設事務所 阿武隈川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 大型土のう工
64	平成28年度 水防訓練	28. 6. 5	喜多方建設事務所 (阿賀川水防演習と共催) 阿賀川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 大型土のう工
65	平成29年度 水防訓練	29. 6. 4	県北建設事務所 東根川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 大型土のう工
66	平成30年度 水防訓練	29. 6. 3	いわき建設事務所 鮫川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 大型土のう工
67	令和元年度 水防訓練	令和 元. 5. 26	県中建設事務所 阿武隈川	木流し工 月の輪工 シート張工 積土のう工 釜段工
-	令和2年度 水防訓練	未開催	新型コロナウイルスの影響により未開催	
-	令和3年度 水防訓練	未開催	新型コロナウイルスの影響により未開催	

第 11 章 陸上自衛隊の救援体制

第11章 陸上自衛隊の救援体制

福島県知事は、福島県地域防災計画（自衛隊災害派遣）に定めるところにより、陸上自衛隊の福島駐屯地に対し、救援活動の要請を行うことができる。

なお、陸上自衛隊の救援調書を次ページに示す。



○ 陸上自衛隊救援調書

陸上自衛隊福島駐屯部隊救援調書

管内名	救援先・地区名	救援出来る主な河川、海岸名	救援該当市町村	救援主要路線	救援先所要時間
県北(建)	福島市太田町(八木田橋)	荒川、天戸川、須川、鍛冶屋川	福島市(吾妻山を含む)	上名倉・飯坂・伊達線、福島・吾妻・裏磐梯線、国道115号(方木田地区)	0'25"
県北(建)	福島市字南沢又北沢又入口(上松川橋)	松川、八反田川、摺上川	福島市	上名倉・飯坂・伊達線、庭坂・福島線、飯坂線、国道13号	0'35"
県北(建)	福島市桜木町	阿武隈川、八反田川、摺上川	福島市(飯坂町、瀬上町)	福島・吾妻・裏磐梯線、国道4号、国道115号(南町、郷野目)	0'35"
保原(土)	伊達市保原町	阿武隈川、広瀬川、産ヶ沢川、東根川、石田川、小国川	伊達市(保原町、梁川町、霊山町)、国見町、桑折町	国道115号、東北自動車道、国道4号(主)、国道399号、国道349号、梁川・霊山線	1'00" (1'15")
二本松(土)	本宮市本宮	阿武隈川、安達太良川、口太川、白岩川	本宮市(白沢村)	東北自動車道(主)、国道4号	1'05" (1'20")
二本松(土)	二本松市若宮	阿武隈川、油井川、木幡川、杉田川、小浜川	二本松市(東和町、安達町、岩代町)	東北自動車道(主)、国道4号	0'50" (1'05")
富岡(土)	双葉郡浪江町	請戸川、前田川、棚塩、請戸中沢、郡山中野の4海岸	浪江町、双葉町	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	3'00"
富岡(土)	双葉郡富岡町字大膳原	熊川、富岡川、井出川、浅見川、木戸川、細谷、深谷、富岡、毛萱、波倉、井出、山田浜の7海岸	富岡町、大熊町、楡葉町、広野町、川内村	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	3'30"
相双(建)	相馬市中村	三滝川、地藏川、宇多川、小泉川、木崎、大戸、大浜、今泉、磯部、浦庭の5海岸	相馬市、新地町	国道115号、国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号、東北中央自動車道	2'10" (2'50")
相双(建)	南相馬市原町区錦町	真野川、新田川、太田川、南海老、北泉、渋佐、幸の4海岸	南相馬市(原町区、鹿島区)	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	2'30" (2'45")
相双(建)	南相馬市小高区	小高川、川房川、宮田川、塚原、村上、角部内、浦尻の4海岸	南相馬市(小高区)	国道114号、原町・川俣線、国道6号、国道115号、東北自動車道、国道4号	2'40"
県中(建)	郡山市虎丸町	藤田川、逢瀬川、笹原川、谷田川、五百川、阿武隈川	郡山市(三徳田町、日和田町、田村町)	市道	0'20"
三春(土)	田村郡三春町	桜川、大滝根川、牧野川	田村市(船引町、常葉町、大越町)、三春町	国道4号、国道288号	0'40"
三春(土)	田村郡小野町	夏井川、右支夏井川、車川、梵天川、黒森川	田村市(滝根町)、小野町	国道49号、小野田母神線	1'00"
いわき(建)	いわき市久之浜町	大久川、未統川、久之浜、未統の2海岸	いわき市(久之浜町、大久町)	国道49号、国道6号、及市道	2'20"
いわき(建)	いわき市平谷川瀬	夏井川、滑津川、矢田川、原高野川、好間川、三坂川、新川、四倉、夏井、豊間、沼ノ内、永崎の5海岸	いわき市(平、内郷、常磐、湯本町、小名浜、四倉町、小川町、川前町、好間町)	国道49号、国道6号	2'10"
勿来(土)	いわき市勿来町、植田町	鮫川、山田川、四時川、蛭田川、渋川、岩間、植田、須賀、関田の4海岸	いわき市(勿来町、遠野町、田人町)	国道49号、国道6号	2'30"
須賀川(土)	須賀川市大町	阿武隈川、釈迦堂川、江花川、竜田川	須賀川市、鏡石町、天栄村	国道4号、郡山長沼線	0'50"
県南(建)	白河市道場小路	阿武隈川、社川、黄金川、堀川、真名子川、藤野川	白河市(表郷村、大信村、東村)西郷村、泉崎村、矢吹町、中島村	国道4号、郡山長沼線	1'00"

※ 救援主要路線…水防災害時、通行の可否についての情報を必要とする路線

() 内は、住経路使用時の所要時間

管内名	救援先・地区名	救援出来る主な河川、海岸名	救援該当市町村	救援主要路線	救援先所要時間
石川(土)	石川郡石川町	阿武隈川、社川、今出川、北須川、泉郷川、鮫川	石川町、浅川町、古殿町、平田村、玉川村	国道4号、国道118号	1'20"
棚倉(土)	東白川郡棚倉町	久慈川、鮫川、近津川、渡瀬川、川上川、社川	棚倉町、塙町、鮫川村、矢祭町	国道4号、国道118号	1'50"
県中(建)	郡山市湖南町字福良	常夏川、菅川、船津川、猪苗代湖	郡山市	国道49号	1'10"
猪苗代(土)	耶麻郡猪苗代町	長瀬川、小田川、酸川、檜原湖	猪苗代町、北塩原村	国道49号、国道115号	1'10"
会津若松(建)	会津若松市追手町	阿賀川、宮川、不動川、氷玉川、藤川、赤沢川、佐賀瀬川、東尾岐川	会津若松市、会津美里町(会津本郷町、会津高田町、新鶴村)	国道49号	2'00"
会津若松(建)	会津坂下町(会津坂下町役場)	阿賀川、宮川、瀬川、栗村用水路	会津坂下町、湯川村	国道49号	2'20"
喜多方(建)	喜多方市寺町	阿賀川、日橋川、大塩川、田付川、押切川、濁川、野辺沢川	喜多方市(塩川町、熱塩加納町)、北塩原村	国道49号、国道121号	2'30"
喜多方(建)	喜多方市山都町(山都総合支所)	阿賀川、只見川、五枚沢川、一の戸川、宮古川	喜多方市(山都町、高郷町)	国道49号 会津坂下・山都線 喜多方・西会津線	2'30"
喜多方(建)	耶麻郡西会津町(西会津町役場)	阿賀川、長谷川、笹川、奥川	西会津町	国道49号	2'30"
宮下(土)	河沼郡柳津町(柳津町役場)	只見川、銀山川、滝谷川	柳津町	国道49号、国道252号	2'40"
宮下(土)	大沼郡三島町宮下	大谷川、滝谷川、只見川、沼沢川	三島町	国道49号、国道252号	2'40"
宮下(土)	大沼郡金山町川口	只見川、野尻川、見沢川、畑沢川	金山町、昭和村	国道49号、国道252号	3'40"
南会津(建)	南会津郡下郷町(下郷町役場)	阿賀川、戸石川、加藤谷川、観音川、小野川	下郷町	国道49号、国道121号	2'30"
南会津(建)	南会津郡南会津町田島	阿賀川、水無川、高野川、桧沢川、荒海川	南会津町	国道49号、国道121号	2'50"
山口(土)	南会津郡只見町(只見町役場)	浦生川、叶津川、只見川、黒谷川、伊南川	只見町	国道49号、国道252号	3'50"
山口(土)	南会津郡南会津町山口	伊南川、布沢川、鹿水川、富沢川、小屋川、館岩川、小滝川	南会津町(南郷村、伊南村、館岩村) 檜枝岐村	国道49号、国道252号 国道289号	4'10"

※ 救援主要路線…水防災害時、通行の可否についての情報を必要とする路線

() 内は、住経路使用時の所要時間

災害派遣に関する福島県知事と陸上自衛隊福島駐屯地司令との協定書

福島県知事(以下「甲」という。)と陸上自衛隊福島駐屯地司令(以下「乙」という。)とは、自衛隊法第83条第1項及び同条第2項に基づき災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

(自衛隊の任務の周知徹底)

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的、趣旨を平時から関係機関に周知徹底し、災害派遣要請の適正を期するものとする。

(平時における情報の収集)

第2条 甲は、乙に対し災害に関する資料を提供するほか、自衛隊が行う災害に関する情報収集活動に対しても、積極的な援助を行うものとする。

(甲が行う訓練の支援)

第3条 乙は、甲の実施する災害救助演習、水防演習等には、業務に支障のない限り、部隊等を参加させ、これを支援する。

この場合、甲は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする部隊人員、装備等について乙に要請するものとする。

2 市町村長の計画する演習の支援については、前項の規定に準じ甲があらかじめ調整するものとする。

(災害発生が予想される場合の連絡)

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要する災害の発生が予想され

る場合は、すみやかに乙にその状況及び事後の見直し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき必要に応じ連絡班を派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所開設に必要な施設及び電話機等を提供する等、所要の支援を行うものとする。

(偵察者の派遣)

第5条 災害の発生が予想され、又は発生した場合において、乙が現地に偵察者を派遣するとき、甲は、必要に応じ関係職員を当該偵察者と同行させる等して、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

(現地責任者の指定等)

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し現地における責任者をそれぞれ指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

(現地本部等の設置)

第7条 災害の規模、様相等により必要がある場合は、双方協議の上、現地に現地本部等を設置し、業務の円滑効率的な実施を図るものとする。

現地本部等に必要施設等は、甲が準備するものとする。

(救援資材の集積、使用及び補償等の責任)

第8条 災害救援のため必要な資材は、甲が準備集積したものを使用するものとする。

2 災害派遣において、自衛隊の物品を自衛隊以外の者が使用す

る場合においては、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年1月10日総理府令第1号)によるほか、その都度協議して定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣等に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

ア 災害派遣部隊が災害対応活動を実施するため必要な資器材等(自衛隊装備品に係わるものを除く。)の購入費、借上料及び修繕費

イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 災害派遣部隊の災害対応活動に伴う光熱水費及び電話料等
エ 災害派遣部隊の災害対応活動中に発生した損失に対する補償費

(2) 乙が負担するもの

ア 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 災害派遣部隊の災害対応活動中に発生した損害に対する賠償費

(3) 前各項に定める内容は、災害派遣に関して増援される部隊についても同様とする。

(4) 1号及び2号に定める経費並びにこれ以外の諸経費で負担

区分に疑義を生じた場合は、甲乙間で協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

協定締結の証として、協定書2部を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1部を所持するものとする。

附 則

1 この協定は、令和2年3月26日から施行する。

2 昭和45年7月1日に締結された「災害派遣に関する福島県知事と陸上自衛隊福島駐とん地司令及び郡山駐とん地司令との協定書」は、これを廃止する。

令和2年3月25日

甲 福島県

福島県知事

内 堀 雅 雄

乙 陸上自衛隊第44普通科連隊

陸上自衛隊第44普通科連隊長

兼ねて福島駐屯地司令

土 肥 直 人

参 考

○ 水 防 法

昭和24年 6月 4日
法律 第 193号
平成17年 5月 2日
法律 第 37号
平成23年12月27日
法律 第 124号
平成27年 5月20日
法律 第 22号
最終改正 平成29年 6月19日
法律 第 31号

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定 義)

- 第二条** この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。
- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市長村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市長村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市長村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市長村にあつては消防長を、消防本部を置かない市長村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続

するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置く事ができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは傷害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前頁の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員、は関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で

定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、

その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次頁において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ち

に当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通

省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に

建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街

等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省

令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

- 第十五条の七** 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

- 第十五条の八** 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の九** 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この

条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定を

しようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のために出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

- 第二十七條** 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。
- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の

障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
 - 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができ

る。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必

要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市長村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市長村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市長村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市長村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市長村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、

負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、当該水防管理団対は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市長村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、

六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則（昭和二七年七月三十一日法律第二五八号）抄

1 この法律は、昭和二七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で制令で定める日から施行する。

附 則（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和三七年六月二三日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市長村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施

行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについて同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年六月一三日法律第四六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成一七年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定に

より都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関しては必要な経過措置は政令で定める。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から実施する。

附則（平成二二年一一月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定める。

附則（平成二三年一二月一四日法律第一二四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附則（平成二五年六月一二日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二五年六月一四日法律四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条、（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年十一月一九日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区

域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。) とあるのは「浸水想定区域」と同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新防水法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

緊急

警報配備・水防体制状況報告書

第 報

担当	受信相手	確認日時

【 発令日時 令和 年 月 日 時 分発令 】

発令内容	<input type="checkbox"/> 警戒配備体制 【発令内容】 <input type="checkbox"/> 暴風警報 <input type="checkbox"/> 暴風雪警報 <input type="checkbox"/> 大雪警報 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 地方水防本部 【発令内容】 <input type="checkbox"/> 大雨警報 <input type="checkbox"/> 洪水警報 <input type="checkbox"/> 高潮警報 <input type="checkbox"/> 波浪警報 <input type="checkbox"/> 地震(震度 弱・強)←管内震度を記入 土砂災害警戒情報発表 (有 ・ 無)
	TEL	連絡先 (体制設置・解散時)
		道路管理課 河川整備課 道路管理課

発信元	建設事務所	課	職氏名	発信枚数	A4	枚
	土木事務所				A3	枚
	管理事務所				計	枚

【令和 年 月 日 時現在】

< 警戒配備体制 > 設置・解散状況
 地方水防本部

事務所名	設置日時	解散日時
建設事務所	月 日 時 分	月 日 時 分
土木事務所	月 日 時 分	月 日 時 分
土木事務所	月 日 時 分	月 日 時 分
土木事務所	月 日 時 分	月 日 時 分

< 水防活動状況 >

事務所名	設置日時	市町村名	町・大字	活動内容	備考	解散日時
建設事務所	月 日 時 分					月 日 時 分
土木事務所	月 日 時 分					月 日 時 分
土木事務所	月 日 時 分					月 日 時 分
土木事務所	月 日 時 分					月 日 時 分

< 施設巡視状況 >

事務所名	調査率 (%) 【整数で記入】					
	道路	河川	都市(公園)	砂防	海岸	その他 ()
建設事務所	%	%	%	%	%	%
土木事務所	%	%	%	%	%	%
土木事務所	%	%	%	%	%	%
土木事務所	%	%	%	%	%	%

【記入必須】※異常の有無 有り 無し (時間は24h表記) **被災がある場合は、下表へ記入願います。**

< 公共土木施設被災状況 >

路河川(公園)名	市町村名	町・大字	被災状況	路河川(公園)名	市町村名	町・大字	被災状況

その他添付資料 (管内図、河川現況図、住宅地図、デジタルカメラ画像、その他【 】)

国水環 保 第 26 号
平成 31 年 3 月 29 日

福島県 土木部長 殿

水管理・国土保全局 河川環境課長



河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改訂について

「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル」については、平成 29 年 3 月 27 日付水管理・国土保全局河川環境課長名により運用しているところであるが、今般別添のとおり改めたので、今後はこれにより運用されたい。

なお、平成 29 年 3 月 27 日付け国水環 第 35 号「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改訂について」は廃止する。

〔別添〕

河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル
(地方整備局及び都道府県から国土交通本省への伝達)

(目的)

第1条 「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領(平成13年2月26日付け河川局長通知)」及び「『河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について』並びに『河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について』(平成13年2月26日付け河川環境課長、治水課長、防災課長、保全課長通知)」について、河川に係る情報伝達の運用方針を定め、もって災害発生時の緊急かつ適切な対応に資する事を目的とする。

(対象河川)

第2条 連絡対象河川は、地方整備局及び北海道開発局が管理する一級河川、並びに都道府県が管理する一級河川指定区間及び二級河川とする。

(情報伝達の対象事象)

第3条 情報伝達を行う対象は、次の各号に掲げる事象とする。

- 一 地震
- 二 河川の氾濫
- 三 高潮、津波による災害
- 四 大規模な山腹崩壊・土石流が発生し、下流の河川区域に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
- 五 その他、連絡すべきと判断される事象

(情報伝達の種類、時期、手段、内容及びルール)

第4条 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局及び都道府県から国土交通本省へ情報伝達する情報の種類、伝達時期、手段、内容及び伝達ルートは、別紙に示すとおりとする。

なお、出水状況、被害状況などによっては、資料の追加等がある場合は、その都度、本省から指示するものとする。

(情報伝達担当者等)

第5条 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに都道府県内における広報及び本省への情報伝達については、事前に担当者を選定しておくものとする。

(地方整備局等と都道府県との伝達ルートの確立)

第6条 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局と都道府県との情報伝達ルートについても、対象事象毎に定めておくものとする。

(別紙)

1 出水時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート	
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1) 出水概要	氾濫注意水位を超えた時から、減水して氾濫注意水位を下回るまで	本省の指示により適宜	E-mail	整備局ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・排水ポンプ車等による水防活動状況 ・ホットライン実施状況 ・水防団活動実施状況 【出水様式-総括】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		定期的【原則として16時時点でとりまとめ、17時報告。(その他本省の指示により適宜報告)】	E-mail	洪水予警報発令状況 ・ホットライン実施状況 ・避難勧告等発令状況 ・水防団活動実施状況 【洪水予警報発令状況報告様式】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
	(2) 水位予測	大出水が予測される時 ※ (具体的には、氾濫注意水位を超えた時から3時間ビッチ、既往最高水位または危険水位を超える恐れのある時から毎正時。但し、「特定の区間」が指定されている区間においては、氾濫注意水位を超えた時から毎正時。ピーク水位以降については、本省に確認。)		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	代表基準点の水位予測 【出水様式-1】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
	(3) 危険箇所情報	氾濫危険水位を超える恐れがある時以降、ピーク水位に達するまで、定期的(30分毎)に報告 ※		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・危険箇所の実況水位 ・避難勧告等発令状況(発令時刻、範囲) ・河道形状(堤防構造等) ・破堤した場合の被害想定 【危険箇所水位状況報告様式】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
	災害及び復旧状況	(4) 被害情報	整備局等が情報を受けた時直ちに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式-2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)
重大な被害が発生した場合			第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
		第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式-2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]	
(5) 緊急復旧状況	本省の指示により定期的に		E-mail (FAX)	【出水様式-3】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課]	
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 出水状況(水位・雨量)	氾濫危険水位に達した場合(氾濫危険水位の設定がされていない河川においては越水などの恐れがある場合)	第1報	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・水位上昇の見込み(天端超過の可能性) ・ホットライン実施状況 ・避難勧告等発令状況(発令時刻、範囲) ・河道形状(掘込みor有堤等) ・破堤した場合の被害想定	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
			第2報以降 本省の指示により適宜	E-mail (FAX)	都道府県ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・排水ポンプ車等による水防活動状況 【出水様式-総括】	
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	洪水予測を実施している場合は【出水様式-1】にて報告 【出水様式-2(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	
			定期的【原則として16時時点でとりまとめ、17時報告。(その他本省の指示により適宜報告)】	E-mail	・ホットライン実施状況 ・避難勧告等発令状況 ・水防団活動実施状況 【洪水予警報発令状況報告様式】	
	災害及び復旧状況	(2) 被害情報	重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等
第2報以降 適宜速やかに				E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【出水様式-総括】 【出水様式-2(1)・(2)】 【出水様式-3】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]

※ 統一河川情報システム、川の防災情報等において本省でも確認できる場合は本省の指示による

2 地震時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン) 第2報以降 適宜速やかに	マイクロ電話 (携帯電話) E-mail (FAX) (マイクロ電話)	被害状況(箇所、形態、規模等) 【地震様式-1】
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン) 第2報以降 適宜速やかに	マイクロ電話 (携帯電話) E-mail (FAX) (マイクロ電話)	被害状況(箇所、形態、規模等) 【地震様式-1】
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真 添付)	[都道府県]→[整備局等]→[本省治水課]

3 津波時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート	
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1) 津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに 重大な被害が生じた場合	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
			第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【津波様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]	
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに 重大な被害が生じた場合	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
			第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、形態、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【津波様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	緊急復旧情報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等]→[本省治水課]	

4 河岸崩落時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・避難状況等 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、規模等)
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画 室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)		
【都道府県 管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・避難状況等 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	マイクロ電話 (携帯電話)	被害状況(箇所、規模等)
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (FAX) (マイクロ電話)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画 室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (FAX) (マイクロ電話)		

5 その他の事象の情報伝達

その他の災害等で、本省に伝達すべき事象が発生した場合は、上記1～4に準じて、適宜伝達するものとする。

出水様式一総括

○河川(○月○日○:○現在)

■被害状況

<国管理河川>

1)一般被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸)		家屋損壊 戸			田畑等浸水		被害状況
				地点		浸水家屋数			家屋損壊数		
				左右岸	KP	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	

2)河川管理施設等被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (うち 箇所にて対策完了)		被害状況		対策状況
				地点		状態	数量 (約)	
				左右岸	KP			

<都道府県管理河川>

1)一般被害

都道府県	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸)		家屋損壊 戸			田畑等浸水		被害状況
				地点		浸水家屋数			家屋損壊数		
				左右岸	KP	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	

2)河川管理施設等被害

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況	進捗
				状態	件数		

■国管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

整備局等	水系	河川

2)現在、**避難判断水位**を超えている河川

整備局等	水系	河川

3)現在、**氾濫注意水位**を超えている河川

整備局等	水系	河川

4)**氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

整備局等	水系	河川

5)**避難判断水位**を超えたが現在下回った河川

整備局等	水系	河川

6)**氾濫注意水位**を超えたが現在下回った河川

整備局等	水系	河川

■都道府県管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

都道府県	水系	河川

2)**氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

都道府県	水系	河川

■国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	市町村	地点		排水P車出動状況		水防活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	排水P車出動状況		水防活動状況
				出動数 (台)	稼働 状況	

○国管理河川のホットライン実施状況

水系		市町村		回
整備局等	水系	河川事務所	市町村	回数

○水防団による水防活動の実施状況

<国管理河川>

水系		団体
整備局等	水系	団体数

<都道府県管理河川>

団体	
都道府県	団体数

洪水予警報発令状況

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 〇:〇〇 現在

■ 整備局等体制

整備局等	体制	発令(切替)日	発表(切替)時刻	発令(切替)理由

■ 洪水予報、水位到達情報の発令状況

整備局等	水系	河川	基準観測所	号数	洪水予報No.	警報種別	発表日	発表時刻	PUSH型

■ 水防警報の発令状況

整備局等	水系	河川	基準観測所	号数	警報種別	発表日	発表時刻

ホットライン実施状況

■ ホットラインの状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川事務所	役職	方向	市町村	役職	実施日	実施時刻	内容

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	事務所等	役職	方向	市町村	役職	実施日	実施時刻	内容

避難勧告等発令状況

■ 避難勧告等の発令状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	市町村	避難状況			発令日	発令時刻	解除日	解除時刻	備考
				類型※	世帯数	人数					

※「準備」:避難準備・高齢者等避難開始 「勧告」:避難勧告 「指示」:避難指示(緊急)

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	避難状況			発令日	発令時刻	実施日	実施時刻	備考
				類型※	世帯数	人数					

※「準備」:避難準備・高齢者等避難開始 「勧告」:避難勧告 「指示」:避難指示(緊急)

水防団活動実施状況

■ 水防活動の状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容

<都道府県管理河川>

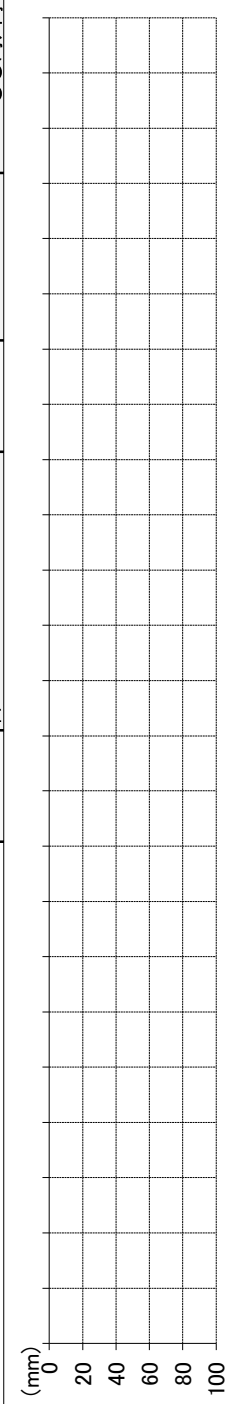
都道府県	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容

水位予測

出水名 _____ 平成〇年〇月〇〇日~〇〇日 降雨成因 _____ 台風〇号 _____

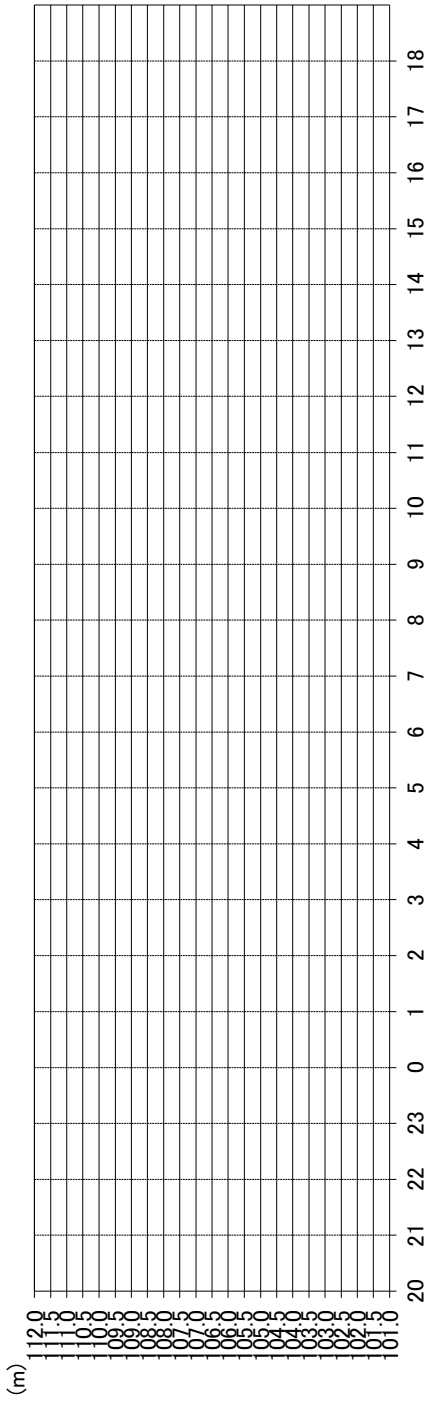
〇〇地方整備局 _____
〇〇河川事務所 _____

水系名 _____
〇〇水系 _____
河川名 _____
〇〇川 _____
予測地点名 _____
〇〇地点 _____
洪水予報基準地点 _____
予測手法 _____



□ 予測降雨
□ 実績降雨

雨量 _____
流域平均雨量 _____
グラフの開始時刻 _____
年 _____ 2002 _____
月 _____ 5 _____
日 _____ 7 _____
時刻 _____ 20 _____



— 実績水位
- - - 予測水位

時刻	07日		07日		08日		08日		08日		08日		08日		08日		09日		09日		
	21時	22時	23時	00時	01時	02時	03時	04時	05時	06時	07時	08時	09時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	
実績																					
1時間先の予測	予測降雨																				
2時間先の予測	水位																				
3時間先の予測	予測降雨																				
4時間先の予測	水位																				
5時間先の予測	予測降雨																				
6時間先の予測	水位																				

※記入要綱
1. Rave(流域平均雨量)がない場合は、代表雨量観測所とする
2. 既往最大洪水水位曲線と、今回出水の水位上昇時の警戒水位を台致させて記入のこと
3. 観測所の河川横断図、H.W.L、危険水位、警戒水位、指定水位を記入のこと
【備考】
予測・・・「予測降雨」を用いた場合の水位予測結果(出水中)
再現・・・「実績降雨」を用いた場合の水位予測結果(出水後、チェツ

事務所 本局 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 時 _____ 分 _____ 秒

送信 受信 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 時 _____ 分 _____ 秒

本局 本省 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 時 _____ 分 _____ 秒

送信 受信 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 時 _____ 分 _____ 秒

危険箇所水位状況報告様式【有堤部】

第1報より記載

第1報より記載

第2報より追加

日付	時間	地盤名	事務所名	水系名	河川名	堤防特定 基準観測所名	キ口標 (m)	左・右岸	特定区間 (堤防天端一帯況水位)	水位状況 (堤防天端一帯況水位) (m)	市町村名	浸水想定		避難勧告等	堤防構造		
												浸水戸数(戸)	主要公共施設		堤防の有無 (高水堤防)	天端舗装の有無	トレーンの有無
9月3日	18:00	〇〇地方整備局	〇〇河川事務所	〇〇川水系	〇〇川	〇〇水位観測所	1.2	左		2.2	〇〇市	120	国道〇〇号、〇〇市庁舎	有	有	無	2.2
	18:30	"	"	"	"	"	"	"	1.2	"	"	"	"	"	"	"	"
	19:30	"	"	"	"	"	"	"	0.7	"	"	"	"	"	"	"	"
9月3日	18:00	〇〇地方整備局	〇〇河川事務所	〇〇川水系	〇〇川	〇〇水位観測所	0.6	右	特定区間	3.2	△△市	120	国道〇〇号、△△市庁舎	有	有	無	3.2
	18:30	"	"	"	"	"	"	"	2.7	"	"	"	"	"	"	"	"
	19:30	"	"	"	"	"	"	"	2.2	"	"	"	"	"	"	"	"
	19:30	"	"	"	"	"	"	"	1.7	"	"	"	"	"	"	"	"

※必須：汎濫危険水位設定箇所(基準観測所の浸水箇所)、特定区間に特定区間がある場合、特定区間で基準観測所換算水位が最も低い箇所も記載)
 ※第1報以降、30分程度毎に報告

危険箇所水位状況報告様式【無堤部】

■無堤部

第1報より記載

第2報より追加

日付	時間	地盤名	事務所名	水系名	河川名	受け持ち 基準観測所名	河口標 (km)	左・右岸	水位状況		浸水想定			避難勧告等
									浸水の有無	宅盛までの高さ (宅盛高-集況水位) (m)	市町村名	浸水戸数(戸)	主要公共施設	
9月3日	18:00	〇〇地方整備局	〇〇河川事務所	〇〇川水系	〇〇川	〇〇水位観測所	1.2	左	無	0.5	〇〇市	120	国道〇〇号、〇〇市庁舎	【避難勧告】17:00発令、〇〇市(100世帯、300人)
	18:30	"	"	"	"	"	"	"	有	0.2	"	"	"	"
	19:00	"	"	"	"	"	"	"	有	0.0	"	"	"	"
	19:30	"	"	"	"	"	"	"	有	0.0	"	"	"	"
9月3日	18:00	〇〇地方整備局	〇〇河川事務所	〇〇川水系	〇〇川	〇〇水位観測所	1.8	右	無	1.0	△△市	120	国道〇〇号、△△市庁舎	【避難勧告】17:00発令、△△市(100世帯、300人)
	18:30	"	"	"	"	"	"	"	無	0.8	"	"	"	"
	19:00	"	"	"	"	"	"	"	無	0.5	"	"	"	"
	19:30	"	"	"	"	"	"	"	有	0.2	"	"	"	"

※宅盛までの高さ：人家が浸水する高さ

※必須：汎濫危険水位設定箇所

※必要に応じて記載：浸水家屋数が比較的多い箇所

※第1報以降、30分程度毎に報告

河川環境課河川保全企画室 宛
 (マイクロ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
 (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式－２(１) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)
 (都道府県名 :)

出水名	台風〇〇号 (第 報)			
水系名	1級河川 <small>ふりがな</small> 〇〇〇川	河川名	<small>ふりがな</small> 〇〇〇川	
出水状況 現状 (見込み)				
被害状況 現状 (予測)	発生日時	H . . 〇〇 : 〇〇	発生場所	〇〇県〇〇町 <small>ふりがな</small>
	原因	破堤 : 越水 : 溢水 内水 : 未確認	距離標	左 : 右 〇.〇~〇.〇km
【記入例】	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >			
	(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消)			
	(1) 浸水面積	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	〇〇町	〇〇ha	(予測	ha)
〇〇町		(予測	ha)	
(2) 人的被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	死者	人		
	行方不明者	人		
(3) 家屋被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	床下浸水	戸 (予測	戸)	
	床上浸水	戸 (予測	戸)	
	軒下浸水	戸 (予測	戸)	
	家屋流出	戸		
(4) その他	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	国道〇号線	通行止め		
(予測	〇〇町	J R 〇〇線	通行止め)	

注) ・ 平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)
 ・ 現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室 宛
 (マイクロ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
 (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式－2(2) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)
 (都道府県名 :)

被害への 対応状況 現状 (予定)	〇〇月〇〇日〇〇時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況 等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇市〇〇町 : 〇〇世帯〇〇人 等、具体的に記載 (2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇市〇〇町 : 〇〇世帯〇〇人 等、具体的に記載 (3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇市〇〇町 : 〇〇世帯〇〇人 等、具体的に記載 (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況 現状 (予定)	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 〇〇町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況 (2) 〇〇町

河川環境課河川保全企画室 宛
 (マイクロ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
 (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式－3 緊急復旧情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)
 (都道府県名 :)

出水名	台風〇〇号 (第 報)		
水系名	1級河川 〇〇〇川	河川名	〇〇〇川
時 点	〇月〇日〇時現在	発生日時	H31.3.1 12:00
発生場所	〇〇県〇〇町	距離標	左 : 右 〇.〇~〇.〇km
被災状況	破堤 : 堤防洗掘 : 河岸洗掘 漏水 : その他 ()	状 況	拡大中 : 変化なし 減少中
	被災数量 延 長 m 洗掘土砂量 m ³		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員 (人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・ 平面図、横断図を添付 (全体計画及び進捗状況が分かる図面)
 ・ 写真を添付

地震様式-1

○河川(○月○日○:○現在)

■点検状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

■被害状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (うち箇所対策完了)		被害状況		対策状況
				地点	被害状況	状態	数量(約)	
				左右岸	KP			

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況	進捗
				状態	件数		

■河川管理施設の状況

<国管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

整備局等	水系	河川	施設名称	開閉状況	備考

<都道府県管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

都道府県	施設数	開閉状況	備考

河川環境課河川保全企画室 宛
 (マイクロ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
 (マイクロ)

(月 日 時 分)

地震様式－２ 緊急復旧情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)

(都道府県名 :)

地震名	(第 報)		
水系名	1級河川 ○○○川	河川名	○○○川
時 点	○月○日○時現在	発生日時	H31.3.1 12:00
発生場所	○○県○○町	距離標	左 : 右 ○.○~○.○km
被災状況	堤防縦断亀裂 (HWLに達する、達しない) : 堤防横断亀裂 (HWLに達する、達しない) 堤防すべり崩壊 (はらみ出し) : 堤防沈下 その他 ()		
	被災数量 延長 m 沈下量 m		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員 (人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・ 平面図、横断図を添付 (全体計画及び進捗状況が分かる図面)
 ・ 写真を添付

津波様式-1

○河川(○月○日○:○現在)

■津波警報対象河川

<国管理河川>

水系		河川	
整備局等	水系	河川	発令状況

<都道府県管理河川>

水系		河川	
都道府県	水系	河川	発令状況

■被害状況

<国管理河川>

1)一般被害

水系		河川		箇所 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)		田畑等浸水		被害状況					
整備局等	水系	河川	市町村	地 点		浸水家屋数			家屋損壊数				
				左右岸	KP	原因	床上 (約戸)		床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因

2)河川管理施設等被害

水系		河川		箇所 (うち 箇所対策完了)		被害状況		対策状況
整備局等	水系	河川	市町村	地 点		被害状況		
				左右岸	KP	状態	数量 (約)	

<都道府県管理河川>

1)一般被害

水系		河川 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)		田畑等浸水		被害状況					
都道府県	水系	河川	市町村	浸水家屋数			家屋損壊数				
				原因	床上 (約戸)		床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因

2)河川管理施設等被害

水系		河川		被害状況		対策状況	進捗
都道府県	水系	河川	市町村	状態	件数		

■河川管理施設の状況

<国管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

整備局等	水系	河川	施設名称	開閉状況	備考

<都道府県管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

都道府県	施設数	開閉状況	備考

河川環境課河川保全企画室 宛
 (マイクロ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
 (マイクロ)

(月 日 時 分)

津波様式－２ 緊急復旧情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 :)

(都道府県名 :)

要因名	(第報)		
水系名	1級河川 ○○○川	河川名	○○○川
時点	○月○日○時現在	発生日時	H31.3.1 12:00
発生場所	○○県○○町	距離標	左 : 右 ○.○~○.○km
被災状況	決壊 : 堤防洗掘 : 護岸崩壊 その他 ()		
	被災数量 延長 m 洗掘土砂量 m ³		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員 (人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・平面図、横断図を添付 (全体計画及び進捗状況が分かる図面)
 ・写真を添付

河川環境課河川保全企画室
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

宛 課 (氏名 :)
(マイクロ)

(月 日 時 分)

崩落様式－ 1 (1) 河岸崩落被害情報

(整備局等名 :)
(都道府県名 :)

発生場所	〇〇 ^{ふりがな} 県〇〇町	発生日時	H31. 3. 1 12:00
水系名	1級河川 〇〇〇 ^{ふりがな} 川	河川名	〇〇〇 ^{ふりがな} 川 (左:右)
法指定	法河川 : 砂防指定地 : 普通河川 : その他 ()		
管理者		崩落原因	
崩落状況	〇〇月〇〇日〇〇時現在 (1) 崩落土砂量 (2) 河道埋塞状況 (3) ダムアップ状況 (4) 河道崩落土砂流出の可能性		
被害状況	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 > (拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消) (1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 〇〇h a (2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 死者 人 行方不明者 人 (3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 床下浸水 戸 床上浸水 戸 軒下浸水 戸 家屋流出 戸 (4) その他 < (有) : 無 : 調査中 : 未確認 > 〇〇町 国道〇号線 通行止め		

注) ・位置図、平面図、崩落状況図を添付
 ・現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室 宛
 (マイクロ 80-35462、35465、35467)

課 (氏名 :)
 (マイクロ)

(月 日 時 分)

崩落様式－１（２）

河岸崩落被害情報

(整備局等名 :)

(都道府県名 :)

避難状況等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(4) 自衛隊出動要請状況等
復旧活動状況等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 復旧状況
	(2) 上下流における安全対策
	(3) 直轄支援状況
	(4) その他

○ 水防法と係わりのある法令

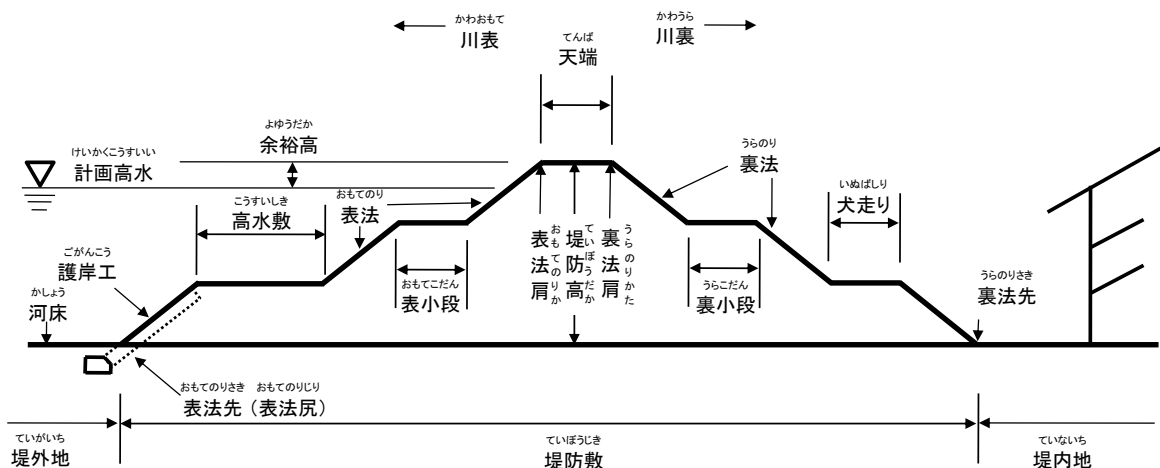
項目	水防法 条文	法 律 名	政 令	省 令	通 達
消 防 機 関	2の4	消防組織法 9 (S22 法226)			市町村消防計画 の基準 (S41 消防庁告示1)
市 町 村 の 水 防 責 任	3	災害対策基本法 5 (S36 法223) 消防組織法 6			
水 害 事 務 組 合 の 設 立	3の2	水害予防組合法 (M41 法50)			
都 道 府 県 の 水 防 責 任	3の6	災害対策基本法 4			
公 務 災 害 補 償	6の2	消防団員等公務災害補償 等責任共済等に関する法律 (S31 法107)	非常勤消防団員等 に係る損害補償の 基準を定める政令 (S31 政令335) 消防団員等公務災 害補償等責任共済 等に関する法律施 行令 (S31 政令346)		
退 職 報 償 金	6の3	地方自治法 204の2 (S22 法67) 消防組織法 15の8 (S22 法226)			
都 道 府 県 の 水 防 計 画	7	消防組織法 15の3 災害対策基本法 (40) 41 消防組織法 4 23			消防組織規定 25-13 (S46 消防庁訓令3)
洪 水 予 報	10 11	気象業務法 14の2 (S27 法165)	気象業務法施行令 (S27 政令471)	気象業務法施行 規則 (S27 運輸省令101)	気象庁予報警報規 程 (S28 運輸省告示63)
浸水想定区域	14			水防法施行規則 (H12 建設省令44)	

項目	水防法 条文	法律名	政令	省令	通達
優先通行	18	道路交通法 39 (S27 法105) 消防法 26の1 (S23 法186)	道路交通法施行令 13の1 ⑦ (S35 政令270)		
警察官の 援助の要求	22	警察官職務執行法 4, 6 (S23 法136)			
応 援	23	自衛隊法 83, 94 (S39 法167) 消防組織法 24-2 災害対策基本法 67, 68			
居住者等の 水防義務	24	河川法 22 (S39 法167) 水害予防組合法 50 災害対策基本法 65			
公用負担	28	日本国憲法 29 (S21 憲法) 河川法 22 水害予防組合法 50 災害対策基本法 64			
立退きの指示	29	警察官職務執行法 4 災害対策基本法 60, 61 軽犯罪法 1⑧			
指定水防管理 団体の水防計画	33	災害対策基本法 42			
費用の補助	44	激甚災害に対処するための 特別の財政援助等に関 する法律 21 (S37 法150)	激甚災害に対処す るための特別の財 政援助等に関する 法律施行令 39, 40 (S37 政令403)	水防施設費国庫 補助規則 (S26 建設省令5)	
報 償	46			水防功労者報償 規則 (S31 建設省令6) 自衛隊法施行規 則 1, 2 (S29 総理府令40)	退職水防団員等報 償規程 (S38 建設省告示162)
罰 則	52 53 54	刑法 121 (M20 法45) 軽犯罪法 1⑧ (S23 法39) 消防法 26の1			

○ 水 防 工 法

【河川堤防の名称】

※下流に向かって右岸が右岸、左岸が左岸。



(1) 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるか、その目的と資材人員等に依りて最も適切なものを選ばなければならない。

い。

では河川堤防の破堤原因にはどうなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水（溢水）による場合・・・堤防から水が溢れてで、堤防の裏法面から欠壊していく。
- ② 浸透（漏水）による場合・・・河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合・・・河川の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
越水	積み土のう	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤防の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シー張り工 ト	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在	
漏水	川裏対策	釜段 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニール帆布製中空形水マット積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	急流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り裏のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在	
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端 裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、橋のピアなどに堆積した流木のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう	
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「実務者のための水防技術ハンドブック」により)

○ 市町村水防協議会条例（例）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第5項の規定による_____水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

第2条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故あるときは会長の指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故あるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を代理する。

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当職にある期間とし、その他委員の任期は2カ年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 市町村において特別の事由があると認めるときは、前項の特定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

第5条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会員の2分の1以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記各々若干名をおき、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は上司の命を受け、庶務に従事する。

第8条 会長、委員、幹事又は書記に対しては予算の範囲内で市（町、村）の定めるところにより手当の支給及び費用弁償をすることができる。

第9条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか協議会について必要なる事項は会長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

○ 指定水防管理団体水防計画書 作成要領

※ 詳細については、各建設事務所と十分協議の上作成のこと。

平成〇年度

水防計画書

福島県〇〇市町村

目 次

第1	総 則	P〇〇
1	目 的	P〇〇
2	水防組織	P〇〇
第2	水防協議会	P〇〇
1	水防本部	P〇〇
2	本部組織	P〇〇
第3	重要水防区域	P〇〇
第4	水防施設	P〇〇
1	水防倉庫の資器材備蓄基準	P〇〇
2	水防倉庫の資器材備蓄状況	P〇〇
3	調達可能水防施設	P〇〇
4	輸 送	P〇〇
5	費用負担と公用負担	P〇〇
第5	水位、雨量、高潮の観測所	P〇〇
1	水位観測所	P〇〇
2	雨量観測所	P〇〇
3	波高及び潮位観測所	P〇〇
第6	気象情報、水防情報の連絡	P〇〇
1	水防通信連絡	P〇〇
2	通報と伝達の系統図	P〇〇
第7	洪水予報	P〇〇
1	国土交通大臣が行う洪水予報	P〇〇
2	知事が行う洪水予報	P〇〇
第8	水位周知	P〇〇
1	国土交通大臣が行う水位周知	P〇〇
2	知事が行う水位周知	P〇〇
第9	水防警報	P〇〇
1	国土交通大臣が行う水防警報	P〇〇
2	知事が行う水防警報	P〇〇
第10	水防活動	P〇〇
1	水防巡視	P〇〇
2	出動及び水防作業	P〇〇
3	水防通報及び避難場所	P〇〇
4	水防解除	P〇〇
5	水防活動の報告	P〇〇
第11	水防演習	P〇〇

1	実施期日	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
2	実施内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇

参 考 資 料

・	水 防 法		
・	〇〇市町村水防協議会委員名簿	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	〇〇市町村水防協議会条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	他市町村との協定事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	福島県水防信号規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	水防法第11条の規定による標識	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	水 防 工 法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	重要水防箇所評定基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	水防用気象情報並びに水防警報	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	水防警報パターン文	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	水防活動実施報告書等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
・	管 内 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇

卷 末 資 料

(注意報、警報の発表基準)

○注意報、警報の発表基準

大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いている。

<参考>

○用語解説

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

平坦地：概ね傾斜が 30 パーセント以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

○警報の危険度分布の基準値について

危険度分布には、警報基準（基準Ⅱ）、注意報基準（基準Ⅰ）に加え、警報基準よりも一段高く設定した基準（基準Ⅲ）を用いている。

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準よりも一段高く設定した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、市町村等の域内において単一の値をとる。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅲ（洪水警報の基準よりも一段高く設定した流域雨量指数基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定している。

警報・注意報発表基準一覧表

(仙台管区気象台管内)

令和2年8月6日現在

発表官署		福島地方気象台			
府県予報区		福島県			
一次細分区域		浜通り			
市町村等をまとめた地域		中通り北部	中通り中部	中通り南部	会津南部
大雨		区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合			
洪水		区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
暴風(平均風速)	18m/s ^{*1}	陸上 18m/s, 海上 18m/s			
暴風雪(平均風速)	18m/s 雪を伴う ^{*1}	陸上 18m/s, 海上 18m/s 雪を伴う			
大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山沿い、12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山沿い、12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ25cm 山沿い、12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山沿い、12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ40cm 山沿い、12時間降雪の深さ50cm 12時間降雪の深さ55cm ^{*2}
波浪(有義波高)		6.0m			
高潮					
大雨		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
洪水		区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合			
強風(平均風速)	12m/s ^{*3}	陸上 12m/s, 海上 12m/s			
風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う ^{*3}	陸上 12m/s, 海上 12m/s 雪を伴う			
大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm 山沿い、12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山沿い、12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山沿い、12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山沿い、12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山沿い、12時間降雪の深さ30cm 12時間降雪の深さ30cm ^{*4}
波浪(有義波高)		3.0m			
高潮					
雷		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
融雪		落雪等により被害が予想される場合			
濃霧(視程)	100m	融雪により被害が予想されるとき			
乾燥		陸上 100m, 海上 500m			
なだれ		①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60% ①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			
低温		夏期: 最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期: 浜通り・中通り中部・中通り北部の平地: 最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続く 中通り南部の平地: 最低気温が-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続く 会津の平地: 最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く			
霜		早霜・晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合 100mm			

記録的短時間大雨情報(1時間雨量)

*1 白河特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。
*2 松枝岐(アマダス)の観測値は60cmを目安とする。
*3 白河特別地域気象観測所の観測値は14m/sを目安とする。
*4 松枝岐(アマダス)の観測値は40cmを目安とする。

(別表1)大雨警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中通り北部	福島市	12	105
	伊達市	13	105
	桑折町	15	105
	国見町	15	105
	川俣町	15	98
中通り中部	郡山市	16	105
	須賀川市	11	108
	二本松市	14	103
	田村市	11	102
	本宮市	15	105
	大玉村	16	105
	鏡石町	15	141
	天栄村	16	118
	三春町	16	105
	小野町	16	102
	中通り南部	白河市	18
西郷村		19	120
泉崎村		19	135
中島村		19	189
矢吹町		19	150
棚倉町		19	113
矢祭町		19	176
埴町		19	113
鮫川村		19	113
石川町		19	120
玉川村		19	111
平田村		19	109

(別表1)大雨警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	浅川町	19	113
	古殿町	19	116
浜通り北部	相馬市	14	105
	南相馬市	14	129
	新地町	14	125
	飯舘村	12	102
浜通り中部	広野町	14	117
	檜葉町	14	164
	富岡町	16	175
	川内村	13	103
	大熊町	16	121
	双葉町	18	171
	浪江町	16	117
	葛尾村	13	104
浜通り南部	いわき市	15	98
会津北部	喜多方市	12	119
	北塩原村	12	106
	西会津町	12	129
	磐梯町	13	106
	猪苗代町	12	92
会津中部	会津若松市	10	126
	郡山市湖南	11	92
	会津坂下町	11	127
	湯川村	11	—
	柳津町	11	94
	三島町	11	104
	金山町	11	129

(別表1)大雨警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	昭和村	9	94
	会津美里町	11	94
会津南部	天栄村湯本	12	134
	下郷町	14	120
	檜枝岐村	12	131
	只見町	12	126
	南会津町	12	120

(別表2)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
中通り北部	福島市	摺上川流域=31.9, 八反田川流域=5.7, 濁川流域=9.7, 水原川流域=9.4, 小川流域=14.7, 須川流域=19.3	阿武隈川流域=(9, 53.6)	阿武隈川上流[福島・伏黒], 荒川[八木田]	
	伊達市	東根川流域=8, 伝樋川流域=6.6, 小国川流域=11.5, 古川流域=5.9	東根川流域=(6, 7.2), 伝樋川流域=(6, 5.9), 小国川流域=(6, 10.3), 阿武隈川流域=(6, 56)	阿武隈川上流[福島・伏黒]	
	桑折町	佐久間川流域=5.1, 産ヶ沢川流域=8.5	—	阿武隈川上流[伏黒]	
	国見町	滝川流域=9.1, 普蔵川流域=3.2	—	阿武隈川上流[伏黒]	
	川俣町	広瀬川流域=16.3, 女神川流域=7.3, 三百川流域=6	—	—	
中通り中部	郡山市	五百川流域=18.3, 藤田川流域=11.7, 逢瀬川流域=15, 南川流域=6.3, 谷田川流域=19.7, 黒石川流域=11.2	五百川流域=(5, 16.4), 逢瀬川流域=(5, 13.5), 阿武隈川流域=(5, 49)	阿武隈川上流[須賀川・阿久津]	
	須賀川市	滑川流域=13.9, 釈迦堂川流域=31.7, 初瀬川流域=8.4, 江花川流域=13.8	釈迦堂川流域=(5, 22.3), 阿武隈川流域=(5, 48.7)	阿武隈川上流[須賀川]	
	二本松市	移川流域=29.7, 油井川流域=9.5, 杉田川流域=15.3, 口太川流域=21.2, 安達太田川流域=11.1, 小浜川流域=9	移川流域=(6, 27), 小浜川流域=(6, 8.6), 阿武隈川流域=(6, 51)	阿武隈川上流[本宮・二本松]	
	田村市	大滝根川流域=23.8, 移川流域=15.7, 牧野川流域=13.7, 桧山川流域=12.2, 古道川流域=19, 南川流域=10.8, 夏井川流域=10.8	—	—	
	本宮市	百日川流域=7, 安達太良川流域=8.7, 五百川流域=22.7, 仲川流域=6.4	五百川流域=(9, 18.8)	阿武隈川上流[阿久津・本宮・二本松]	
	大玉村	杉田川流域=14.6, 百日川流域=6.5, 安達太良川流域=8.8, 七瀬川流域=7	—	阿武隈川上流[本宮]	
	鏡石町	阿武隈川流域=49.4, 釈迦堂川流域=30.1, 鈴川流域=7.7, 隈戸川流域=19.5	—	—	
	天栄村	釈迦堂川流域=25.9, 竜田川流域=9.2, 細野川流域=6.9	—	—	
	三春町	桜川流域=9.8, 大滝根川流域=27.2, 八島川流域=9.7	桜川流域=(6, 9.8)	—	
	小野町	右支夏井川流域=15.1, 黒森川流域=5.1, 十石川流域=7.3, 夏井川流域=19.9	—	—	
	中通り南部	白河市	阿武隈川流域=32.4, 谷津田川流域=9.4, 隈戸川流域=18.0, 矢武川流域=11.3, 社川流域=21.2, 藤乃川流域=15.8, 外面川流域=8.8	谷津田川流域=(8, 8.4), 矢武川流域=(8, 7.9)	—
		西郷村	阿武隈川流域=21.8, 谷津田川流域=9.3, 堀川流域=16.3	阿武隈川流域=(7, 19.6)	—
泉崎村		阿武隈川流域=32.5, 泉川流域=11.6	—	—	
中島村		阿武隈川流域=33.9, 泉川流域=15.8	—	—	
矢吹町		阿武隈川流域=41.7, 泉川流域=15.5, 隈戸川流域=19.6	阿武隈川流域=(8, 37.5)	—	
棚倉町		社川流域=24, 久慈川流域=21, 近津川流域=14.2, 大草川流域=10	—	—	
矢祭町		久慈川流域=42, 矢祭川流域=15.1, 小田川・滝川流域=11.8	久慈川流域=(8, 37.8), 小田川・滝川流域=(12, 10.6)	—	
塙町		久慈川流域=36.6, 川上川流域=27.6, 渡瀬川流域=14.5, 西川流域=6.2	久慈川流域=(8, 32.9)	—	
鮫川村		鮫川流域=15.3, 渡瀬川流域=13.2	—	—	
石川町		阿武隈川流域=36.5, 社川流域=37, 北須川流域=20.5, 今出川流域=12.9	—	—	
玉川村		阿武隈川流域=47.6, 泉郷川流域=10.3, 金波川流域=7.5	阿武隈川流域=(5, 42.8)	阿武隈川上流[須賀川]	
平田村		北須川流域=16.2, 平田川流域=9.8	—	—	
浅川町		社川流域=25.9, 殿川流域=9.9	—	—	
古殿町		鮫川流域=25.2, 小松川流域=10.7, 太平川流域=9.9	—	—	

(別表2) 洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
浜通り北部	相馬市	地藏川流域=10, 小泉川流域=9.3, 梅川流域=5.3, 日下石川流域=12.1	梅川流域=(5, 4.7), 日下石川流域=(5, 10.8), 宇多川流域=(5, 21.5)	福島県宇多川[中村]
	南相馬市	真野川流域=28.8, 笹部川流域=8, 小高川流域=18.2, 前川流域=6.2	小高川流域=(7, 16.3)	福島県新田川[原町]
	新地町	三滝川流域=5.2, 砂子田川流域=5.5, 立田川流域=6.3	—	—
	飯館村	新田川流域=11.4, 比曾川流域=12.1, 飯樋川流域=10.8	—	—
浜通り中部	広野町	北追川流域=11.9, 浅見川流域=12.3	—	—
	楢葉町	木戸川流域=33.6, 井出川流域=15.6	—	—
	富岡町	富岡川流域=18.1, 紅葉川流域=11.7, 境川流域=9.9	—	—
	川内村	木戸川流域=25.4, 小白井川流域=16.5, 長綱川流域=10.2	—	—
	大熊町	熊川流域=21, 境川流域=10.6	—	—
	双葉町	前田川流域=14.6, 戎川流域=4.7	前田川流域=(8, 14.2)	—
	浪江町	高瀬川流域=34.5, 請戸川流域=8.4	請戸川流域=(8, 6)	—
	葛尾村	葛尾川流域=12.8, 野川川流域=7.1	—	—
浜通り南部	いわき市	仁井田川流域=17.8, 新川流域=14.1, 好間川流域=18.5, 鮫川流域=45.4, 大久川流域=17.6, 滑津川流域=11.6, 藤原川流域=9.7, 蛭田川流域=8.7, 三夜川流域=3.2, 宮川流域=6.3, 障子川流域=2.2	新川流域=(8, 9.3), 鮫川流域=(14, 36), 藤原川流域=(12, 7.2), 蛭田川流域=(8, 7.9), 宮川流域=(8, 5.6)	福島県夏井川[小川・鎌田]

(別表2)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=22.6, 濁川流域=21.5, 田付川流域=13, 大塩川流域=19.8, 姥堂川流域=9, 境見川流域=7.9	一ノ戸川流域=(5, 22.3), 大塩川流域=(5, 17.8), 境見川流域=(5, 7.4)	阿賀川[馬越・宮古・山科]
	北塩原村	大塩川流域=14.5, 三ノ森川流域=6.6, 長瀬川流域=26.1	—	—
	西会津町	奥川流域=16.3, 笹川流域=9.3, 長谷川流域=12.2, 阿賀川流域=89.7	奥川流域=(6, 16), 阿賀川流域=(6, 89.2)	—
	磐梯町	前川流域=5.1, 小屋川・大谷川流域=10.9, 滝尻川流域=4.5	—	—
	猪苗代町	高橋川流域=5.4, 小黒川流域=10.3, 長瀬川流域=31.7, 酸川流域=18.2, 大倉川流域=19.7, 高森川流域=8.5	小黒川流域=(5, 5.4)	—
会津中部	会津若松市	宮川流域=24.5, 湯川流域=13.7, 原川流域=11.2, 水玉川流域=10.8	—	阿賀川[馬越・宮古]
	郡山市湖南	常夏川流域=6.9, 菅川流域=8.3, 舟津川流域=15.6	—	—
	会津坂下町	只見川流域=72.5, 旧宮川流域=5.6, 宮川流域=24.6	只見川流域=(5, 52.6), 阿賀川流域=(7, 42.4)	阿賀川[馬越・宮古・山科]
	湯川村	瀬川流域=15.4, 旧湯川流域=9.2	—	阿賀川[馬越・宮古・山科]
	柳津町	只見川流域=78.8, 銀山川流域=8.4, 滝谷川流域=18.9	只見川流域=(7, 47.6)	—
	三島町	只見川流域=78.2, 滝谷川流域=19.4, 大谷川流域=12.4	—	—
	金山町	只見川流域=70.9, 野尻川流域=25, 山入川流域=12.6	只見川流域=(5, 63.8)	—
	昭和村	滝谷川流域=9.1, 野尻川流域=23.6, 玉川流域=17.3, 見沢川流域=11.1	野尻川流域=(5, 21.2), 見沢川流域=(5, 9.9)	—
	会津美里町	宮川流域=24.6, 佐賀瀬川流域=9.6, 水玉川流域=9.9, 藤川流域=8	水玉川流域=(5, 8.9)	阿賀川[馬越]
	会津南部	天栄村湯本	鶴沼川流域=23.9, 河内川流域=8.9, 赤石川流域=10.2	—
下郷町		鶴沼川流域=25.3, 観音川流域=13.4, 戸石川流域=7.6, 加藤谷川流域=16.7, 阿賀川流域=50.6	戸石川流域=(7, 6.8)	—
檜枝岐村		桧枝岐川流域=22.5, 舟岐川流域=14.1, 実川流域=12.2	—	—
只見町		只見川流域=65.4, 蒲生川流域=19.3, 叶津川流域=19.2, 伊南川流域=54.1, 黒谷川流域=18.3, 布沢川流域=13.2, 塩岐川流域=12.2, 田の口沢川流域=2.9	只見川流域=(5, 40), 叶津川流域=(5, 17.2), 黒谷川流域=(5, 16.4), 塩ノ岐川流域=(5, 10.9)	—
南会津町		水無川流域=16.8, 桧沢川流域=19, 伊南川流域=38.3, 小屋川流域=8.5, 館岩川流域=30.6, 湯ノ岐川流域=16, 西根川流域=14.3, 阿賀川流域=29.2	伊南川流域=(7, 36.5), 小屋川流域=(5, 7.6), 館岩川流域=(5, 27.5), 西根川流域=(5, 13.5), 阿賀川流域=(5, 28.8)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中通り北部	福島市	6	72
	伊達市	8	72
	桑折町	6	72
	国見町	9	72
	川俣町	7	67
中通り中部	郡山市	8	70
	須賀川市	6	72
	二本松市	7	69
	田村市	7	68
	本宮市	8	70
	大玉村	8	70
	鏡石町	7	94
	天栄村	8	79
	三春町	8	70
	小野町	8	68
	中通り南部	白河市	9
西郷村		9	75
泉崎村		10	85
中島村		10	119
矢吹町		10	94
棚倉町		10	71
矢祭町		10	110
埴町		10	71
鮫川村		10	71
石川町		8	75
玉川村		6	69
平田村		9	68

(別表3)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	浅川町	9	71
	古殿町	9	73
浜通り北部	相馬市	7	68
	南相馬市	9	83
	新地町	6	81
	飯舘村	7	66
浜通り中部	広野町	10	74
	檜葉町	10	104
	富岡町	10	112
	川内村	9	65
	大熊町	10	77
	双葉町	10	109
	浪江町	10	74
	葛尾村	9	66
浜通り南部	いわき市	10	64
会津北部	喜多方市	7	76
	北塩原村	8	67
	西会津町	8	82
	磐梯町	6	67
	猪苗代町	8	58
会津中部	会津若松市	7	80
	郡山市湖南	8	58
	会津坂下町	7	81
	湯川村	8	89
	柳津町	7	60
	三島町	8	66
	金山町	6	82

(別表3)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	昭和村	5	60
	会津美里町	6	60
会津南部	天栄村湯本	9	85
	下郷町	9	76
	檜枝岐村	8	83
	只見町	9	80
	南会津町	7	76

(別表4)洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
中通り北部	福島市	摺上川流域=25.5, 八反田川流域=4.5, 濁川流域=7.7, 水原川流域=7.5, 小川流域=11.7, 須川流域=15.4	阿武隈川流域=(5, 38.1)	阿武隈川上流[福島], 荒川[八木田]
	伊達市	東根川流域=6.4, 伝樋川流域=5.2, 小国川流域=9.2, 古川流域=4.7	東根川流域=(6, 5.1), 伝樋川流域=(6, 4.2), 小国川流域=(6, 7.4), 古川流域=(5, 4.5), 阿武隈川流域=(6, 39.8)	阿武隈川上流[福島・伏黒]
	桑折町	佐久間川流域=4, 産ヶ沢川流域=6.8	佐久間川流域=(5, 3.2)	阿武隈川上流[伏黒]
	国見町	滝川流域=7.2, 普蔵川流域=2.5	滝川流域=(5, 7.2)	阿武隈川上流[伏黒]
	川俣町	広瀬川流域=13, 女神川流域=5.8, 三百川流域=4.8	—	—
中通り中部	郡山市	五百川流域=14.6, 藤田川流域=9.3, 逢瀬川流域=12, 南川流域=5, 谷田川流域=15.7, 黒石川流域=8.9	五百川流域=(5, 11.7), 逢瀬川流域=(5, 12), 阿武隈川流域=(5, 34.9)	阿武隈川上流[須賀川・阿久津]
	須賀川市	滑川流域=11.1, 釈迦堂川流域=25.3, 初瀬川流域=6.7, 江花川流域=11	滑川流域=(5, 8.9), 釈迦堂川流域=(5, 20.1), 阿武隈川流域=(5, 31.5)	阿武隈川上流[須賀川]
	二本松市	移川流域=23.7, 油井川流域=7.6, 杉田川流域=12.2, 口太川流域=16.9, 安達太田川流域=8.8, 小浜川流域=7.2	移川流域=(6, 23.7), 安達太田川流域=(7, 8.8), 小浜川流域=(5, 7.2), 阿武隈川流域=(5, 27.3)	阿武隈川上流[本宮・二本松]
	田村市	大滝根川流域=19, 移川流域=12.5, 牧野川流域=10.9, 桧山川流域=9.7, 古道川流域=15.2, 南川流域=8.6, 夏井川流域=8.6	大滝根川流域=(6, 15.2), 牧野川流域=(5, 10.9), 南川流域=(5, 8.6)	—
	本宮市	百日川流域=5.6, 安達太良川流域=6.9, 五百川流域=18.1, 仲川流域=5.1	百日川流域=(5, 5.6), 安達太良川流域=(5, 6.6), 五百川流域=(5, 14.5), 阿武隈川流域=(5, 57.6)	阿武隈川上流[阿久津・本宮・二本松]
	大玉村	杉田川流域=11.6, 百日川流域=5.2, 安達太良川流域=7, 七瀬川流域=5.6	阿武隈川流域=(5, 57.7)	阿武隈川上流[本宮]
	鏡石町	阿武隈川流域=39.5, 釈迦堂川流域=24, 鈴川流域=6.1, 隈戸川流域=15.6	—	—
	天栄村	釈迦堂川流域=20.7, 竜田川流域=7.3, 細野川流域=5.5	竜田川流域=(6, 5.8), 細野川流域=(5, 5.5)	—
	三春町	桜川流域=5.3, 大滝根川流域=21.7, 八島川流域=7.7	桜川流域=(5, 5.3), 八島川流域=(6, 6.2)	—
	小野町	右支夏井川流域=12, 黒森川流域=4, 十石川流域=5.8, 夏井川流域=15.9	右支夏井川流域=(5, 12), 黒森川流域=(5, 4), 十石川流域=(5, 4.4), 夏井川流域=(6, 12)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
中通り南部	白河市	阿武隈川流域=25.9, 谷津田川流域=6.6, 隈戸川流域=14.4, 矢武川流域=8, 社川流域=16.9, 藤乃川流域=12.6, 外面川流域=7	阿武隈川流域=(5, 22.4), 谷津田川流域=(8, 5.3), 矢武川流域=(8, 5.1), 外面川流域=(5, 7)	—
	西郷村	阿武隈川流域=17.4, 谷津田川流域=5.3, 堀川流域=13	阿武隈川流域=(5, 17.4), 谷津田川流域=(5, 5.3), 堀川流域=(5, 13)	—
	泉崎村	阿武隈川流域=26, 泉川流域=9.2	—	—
	中島村	阿武隈川流域=27.1, 泉川流域=12.6	阿武隈川流域=(5, 27.1)	—
	矢吹町	阿武隈川流域=33.3, 泉川流域=12.4, 隈戸川流域=15.6	阿武隈川流域=(5, 33.3), 隈戸川流域=(8, 12.5)	—
	棚倉町	社川流域=19.2, 久慈川流域=16.8, 近津川流域=11.3, 大草川流域=8	社川流域=(7, 15.8), 久慈川流域=(5, 16.8)	—
	矢祭町	久慈川流域=33.6, 矢祭川流域=12, 小田川・滝川流域=9.4	久慈川流域=(5, 28.6), 小田川・滝川流域=(7, 7.7)	—
	塙町	久慈川流域=29.2, 川上川流域=22, 渡瀬川流域=11.6, 西川流域=4.9	久慈川流域=(5, 27.2)	—
	鮫川村	鮫川流域=12.2, 渡瀬川流域=10.5	渡瀬川流域=(5, 7.2)	—
	石川町	阿武隈川流域=29, 社川流域=28, 北須川流域=16.4, 今出川流域=10.3	阿武隈川流域=(5, 29), 社川流域=(7, 28), 今出川流域=(8, 8.2)	—
	玉川村	阿武隈川流域=38, 泉郷川流域=8.2, 金波川流域=6	阿武隈川流域=(5, 38), 泉郷川流域=(5, 8.2)	阿武隈川上流[須賀川]
	平田村	北須川流域=12.9, 平田川流域=7.8	—	—
	浅川町	社川流域=20.7, 殿川流域=7.9	—	—
	古殿町	鮫川流域=20.1, 小松川流域=8.5, 太平川流域=7.9	鮫川流域=(7, 17.9), 太平川流域=(7, 6.3)	—
浜通り北部	相馬市	地藏川流域=8, 小泉川流域=6.8, 梅川流域=4.2, 日下石川流域=9.6	地藏川流域=(5, 8), 小泉川流域=(5, 6.8), 梅川流域=(5, 3.2), 日下石川流域=(5, 6.5), 宇多川流域=(5, 13.5)	福島県宇多川[中村]
	南相馬市	真野川流域=23, 笹部川流域=6.4, 小高川流域=14.5, 前川流域=4.9	真野川流域=(5, 15.2), 笹部川流域=(7, 5.1), 小高川流域=(5, 10.5)	福島県新田川[原町]
	新地町	三滝川流域=4.1, 砂子田川流域=4.4, 立田川流域=5	三滝川流域=(5, 4.1), 砂子田川流域=(5, 4.4)	—
	飯館村	新田川流域=9.1, 比曾川流域=9.6, 飯樋川流域=8.6	新田川流域=(5, 9.1)	—
浜通り中部	広野町	北追川流域=9.5, 浅見川流域=9.8	—	—
	檜葉町	木戸川流域=26.8, 井出川流域=12.4	—	—
	富岡町	富岡川流域=14.4, 紅葉川流域=9.3, 境川流域=7.9	富岡川流域=(8, 11.5)	—
	川内村	木戸川流域=20.3, 小白井川流域=13.2, 長綱川流域=8.1	木戸川流域=(5, 19.7), 小白井川流域=(5, 13.2)	—
	大熊町	熊川流域=16.8, 境川流域=8.4	熊川流域=(5, 16.8)	—
	双葉町	前田川流域=11.6, 戎川流域=3.7	前田川流域=(5, 11.6)	—
	浪江町	高瀬川流域=27.6, 請戸川流域=6.7	高瀬川流域=(8, 22.1), 請戸川流域=(7, 5.4)	—
	葛尾村	葛尾川流域=10.2, 野川川流域=5.6	野川川流域=(7, 4.5)	—
浜通り南部	いわき市	仁井田川流域=14.2, 新川流域=11.2, 好間川流域=14.8, 鮫川流域=36.3, 大久川流域=14, 滑津川流域=9.2, 藤原川流域=7.7, 蛭田川流域=6.9, 三夜川流域=2.5, 宮川流域=5, 障子川流域=1.7	仁井田川流域=(5, 14.2), 新川流域=(8, 8.4), 好間川流域=(8, 11.8), 鮫川流域=(8, 29), 大久川流域=(5, 11.2), 滑津川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 蛭田川流域=(7, 5.5), 夏井川流域=(5, 36), 三夜川流域=(5, 2.5), 宮川流域=(5, 5)	福島県夏井川[小川・鎌田]

(別表4)洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
会津北部	喜多方市	一ノ戸川流域=18, 濁川流域=17.2, 田付川流域=10.4, 大塩川流域=15.8, 姥堂川流域=7.2, 境見川流域=6.3	一ノ戸川流域=(5, 14.4), 田付川流域=(6, 8.3), 大塩川流域=(5, 12.6), 阿賀川流域=(5, 52.4), 境見川流域=(5, 6.3)	阿賀川[宮古・山科]
	北塩原村	大塩川流域=11.6, 三ノ森川流域=5.2, 長瀬川流域=20.8	大塩川流域=(6, 9.3)	—
	西会津町	奥川流域=13, 笹川流域=7.4, 長谷川流域=9.7, 阿賀川流域=71.7	奥川流域=(6, 10.4), 長谷川流域=(5, 8.8), 阿賀川流域=(5, 71.1)	—
	磐梯町	前川流域=4, 小屋川・大谷川流域=8.7, 滝尻川流域=3.6	—	—
	猪苗代町	高橋川流域=4.3, 小黒川流域=5.3, 長瀬川流域=25.3, 酸川流域=14.5, 大倉川流域=15.7, 高森川流域=6.8	高橋川流域=(6, 3.4), 小黒川流域=(5, 4.4), 高森川流域=(5, 6.8)	—
会津中部	会津若松市	宮川流域=19.6, 湯川流域=10.9, 原川流域=8.9, 水玉川流域=8.6	宮川流域=(5, 19.6), 水玉川流域=(5, 6.9)	阿賀川[馬越・宮古]
	郡山市湖南	常夏川流域=5.5, 菅川流域=6.6, 舟津川流域=12.4	—	—
	会津坂下町	只見川流域=58, 旧宮川流域=4.4, 宮川流域=19.6	只見川流域=(5, 47.3), 宮川流域=(5, 19.6), 阿賀川流域=(6, 37)	阿賀川[宮古・山科]
	湯川村	瀬川流域=12.3, 旧湯川流域=7.3	—	阿賀川[宮古]
	柳津町	只見川流域=63, 銀山川流域=6.7, 滝谷川流域=15.1	只見川流域=(6, 42.8), 滝谷川流域=(5, 15.1)	—
	三島町	只見川流域=62.5, 滝谷川流域=15.5, 大谷川流域=9.9	只見川流域=(5, 50), 大谷川流域=(5, 7.9)	—
	金山町	只見川流域=56.7, 野尻川流域=20, 山入川流域=10	只見川流域=(5, 56.7), 山入川流域=(5, 10)	—
	昭和村	滝谷川流域=7.2, 野尻川流域=18.8, 玉川流域=13.8, 見沢川流域=8.8	滝谷川流域=(5, 7.2), 野尻川流域=(5, 15), 見沢川流域=(5, 7)	—
	会津美里町	宮川流域=19.6, 佐賀瀬川流域=7.6, 水玉川流域=7.9, 藤川流域=6.4	宮川流域=(5, 19.6), 水玉川流域=(5, 6.3), 藤川流域=(5, 5.1)	阿賀川[馬越]
	会津南部	天栄村湯本	鶴沼川流域=19.1, 河内川流域=7.1, 赤石川流域=8.1	鶴沼川流域=(7, 17.3)
下郷町		鶴沼川流域=20.2, 観音川流域=10.7, 戸石川流域=6, 加藤谷川流域=13.3, 阿賀川流域=40.4	戸石川流域=(7, 6)	—
檜枝岐村		檜枝岐川流域=18, 舟岐川流域=11.2, 実川流域=9.7	—	—
只見町		只見川流域=52.3, 蒲生川流域=15.4, 叶津川流域=15.3, 伊南川流域=43.2, 黒谷川流域=14.6, 布沢川流域=10.5, 塩ノ岐川流域=9.7, 田の口沢川流域=2.3	只見川流域=(5, 36), 叶津川流域=(5, 15.3), 伊南川流域=(5, 43.2), 黒谷川流域=(5, 11.7), 布沢川流域=(6, 8.4), 塩ノ岐川流域=(5, 7.8), 田の口沢川流域=(5, 2.3)	—
南会津町		水無川流域=13.4, 桧沢川流域=15.2, 伊南川流域=30.6, 小屋川流域=6.8, 館岩川流域=24.4, 湯ノ岐川流域=12.8, 西根川流域=11.4, 阿賀川流域=23.3	伊南川流域=(5, 24.5), 小屋川流域=(5, 5.4), 館岩川流域=(5, 19.5), 湯ノ岐川流域=(5, 10.2), 西根川流域=(5, 11.4), 阿賀川流域=(5, 18.1)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
中通り北部	福島市	—	—
	伊達市	—	—
	桑折町	—	—
	国見町	—	—
	川俣町	—	—
中通り中部	郡山市	—	—
	須賀川市	—	—
	二本松市	—	—
	田村市	—	—
	本宮市	—	—
	大玉村	—	—
	鏡石町	—	—
	天栄村	—	—
	三春町	—	—
	小野町	—	—
中通り南部	白河市	—	—
	西郷村	—	—
	泉崎村	—	—
	中島村	—	—
	矢吹町	—	—
	棚倉町	—	—
	矢祭町	—	—
	塙町	—	—
	鮫川村	—	—
	石川町	—	—
	玉川村	—	—
	平田村	—	—
	浅川町	—	—
	古殿町	—	—
浜通り北部	相馬市	1.3m	0.9m
	南相馬市	1.4m	0.9m
	新地町	1.4m	0.9m

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
	飯館村	—	—
浜通り中部	広野町	1.4m	0.9m
	檜葉町	1.4m	0.9m
	富岡町	1.4m	0.9m
	川内村	—	—
	大熊町	1.4m	0.9m
	双葉町	1.4m	0.9m
	浪江町	1.4m	0.9m
	葛尾村	—	—
浜通り南部	いわき市	1.4m	0.9m
会津北部	喜多方市	—	—
	北塩原村	—	—
	西会津町	—	—
	磐梯町	—	—
	猪苗代町	—	—
会津中部	会津若松市	—	—
	郡山市湖南	—	—
	会津坂下町	—	—
	湯川村	—	—
	柳津町	—	—
	三島町	—	—
	金山町	—	—
	昭和村	—	—
	会津美里町	—	—
会津南部	天栄村湯本	—	—
	下郷町	—	—
	檜枝岐村	—	—
	只見町	—	—
	南会津町	—	—

(参考)大雨警報(浸水害)の危険度分布の基準値

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数		
		基準Ⅲ(大雨警報(浸水害)の基準 を大きく超過した表面雨量指数基準)	基準Ⅱ (大雨警報(浸水害)基準)	基準Ⅰ (大雨注意報基準)
中通り北部	福島市	24	12	6
	伊達市	21	13	8
	桑折町	19	15	6
	国見町	19	15	9
	川俣町	19	15	7
中通り中部	郡山市	22	16	8
	須賀川市	19	11	6
	二本松市	26	14	7
	田村市	26	11	7
	本宮市	23	15	8
	大玉村	26	16	8
	鏡石町	26	15	7
	天栄村	26	16	8
	三春町	26	16	8
	小野町	26	16	8
中通り南部	白河市	29	18	9
	西郷村	29	19	9
	泉崎村	29	19	10
	中島村	29	19	10
	矢吹町	29	19	10
	棚倉町	29	19	10
	矢祭町	29	19	10
	塙町	29	19	10
	鮫川村	29	19	10
	石川町	29	19	8
	玉川村	29	19	6
	平田村	29	19	9
	浅川町	29	19	9
	古殿町	29	19	9
浜通り北部	相馬市	24	14	7
	南相馬市	24	14	9
	新地町	19	14	6
	飯舘村	16	12	7
浜通り中部	広野町	17	14	10
	楡葉町	18	14	10
	富岡町	20	16	10
	川内村	16	13	9
	大熊町	20	16	10
	双葉町	23	18	10
	浪江町	21	16	10

(参考)大雨警報(浸水害)の危険度分布の基準値

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数		
		基準Ⅲ(大雨警報(浸水害)の基準 を大きく超過した表面雨量指数基準)	基準Ⅱ (大雨警報(浸水害)基準)	基準Ⅰ (大雨注意報基準)
	葛尾村	16	13	9
浜通り南部	いわき市	25	15	10
会津北部	喜多方市	15	12	7
	北塩原村	16	12	8
	西会津町	15	12	8
	磐梯町	17	13	6
	猪苗代町	15	12	8
会津中部	会津若松市	18	10	7
	郡山市湖南	15	11	8
	会津坂下町	17	11	7
	湯川村	18	11	8
	柳津町	15	11	7
	三島町	15	11	8
	金山町	15	11	6
	昭和村	16	9	5
	会津美里町	16	11	6
会津南部	天栄村湯本	16	12	9
	下郷町	18	14	9
	檜枝岐村	15	12	8
	只見町	15	12	9
	南会津町	15	12	7

(参考)洪水警報の危険度分布の基準値

令和2年9月6日現在

市町村等を まとめた地域	基準Ⅲ(洪水警報の基準よりも 一段高く設定した基準)		基準Ⅱ(洪水警報基準)		基準Ⅰ(洪水注意報基準)	
	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準*1	流域雨量指数基準	複合基準*1
中通り北部	福島市	稲上川流域=35.1, 八反田川流域=6.3, 瀧川流域=10.7, 水原川流域=10.3, 小川流域=16.2, 須川流域=21.2	稲上川流域=31.9, 八反田川流域=5.7, 瀧川流域=9.7, 水原川流域=9.4, 小川流域=14.7, 須川流域=19.3	阿武隈川流域=(9, 33.6)	阿武隈川流域=4.5, 八反田川流域=7.5, 須川流域=11.7, 須川流域=15.4	阿武隈川流域=(5, 38.1)
		伊達市	東根川流域=10, 伝樋川流域=7.9, 小国川流域=12.7, 古川流域=6.5	東根川流域=8, 伝樋川流域=6.6, 小国川流域=11.5, 古川流域=5.9	東根川流域=(6, 7.2), 伝樋川流域=(6, 5.9), 小国川流域=(6, 10.3), 阿武隈川流域=(6, 56)	東根川流域=(6, 5.1), 伝樋川流域=(6, 4.2), 小国川流域=(6, 7.4), 古川流域=(5, 4.5), 阿武隈川流域=(6, 39.8)
桑折町	佐久間川流域=5.6, 産ヶ沢川流域=9.4	佐久間川流域=5.1, 産ヶ沢川流域=8.5	—	—	佐久間川流域=4, 産ヶ沢川流域=6.8	佐久間川流域=(5, 3.2)
国見町	滝川流域=10, 普蔵川流域=3.5	滝川流域=9.1, 普蔵川流域=3.2	—	—	滝川流域=7.2, 普蔵川流域=2.5	滝川流域=(5, 7.2)
川俣町	広瀬川流域=17.9, 女神川流域=8, 三百川流域=6.6	広瀬川流域=16.3, 女神川流域=7.3, 三百川流域=6	—	—	広瀬川流域=13, 女神川流域=5.8, 三百川流域=4.8	—
中通り中部	郡山市	五百川流域=23.9, 藤田川流域=12.9, 達瀬川流域=16.7, 南川流域=8.9, 谷田川流域=21.7, 黒石川流域=12.3	五百川流域=18.3, 藤田川流域=11.7, 達瀬川流域=15, 南川流域=6.3, 谷田川流域=19.7, 黒石川流域=11.2	五百川流域=(5, 16.4), 達瀬川流域=(5, 13.5), 阿武隈川流域=(5, 49)	五百川流域=14.6, 藤田川流域=9.3, 達瀬川流域=12, 南川流域=5, 谷田川流域=15.7, 黒石川流域=8.9	五百川流域=(5, 11.7), 達瀬川流域=(5, 12), 阿武隈川流域=(5, 34.9)
		須賀川市	滑川流域=15.3, 釈迦堂川流域=34.9, 初瀬川流域=9.2, 江花川流域=15.2	移川流域=29.7, 油井川流域=9.5, 杉田川流域=15.3, 口太川流域=21.2, 安達太田川流域=11.1, 小浜川流域=9	釈迦堂川流域=(5, 22.3), 阿武隈川流域=(5, 48.7)	滑川流域=11.1, 釈迦堂川流域=25.3, 初瀬川流域=6.7, 江花川流域=11
二本松市	移川流域=32.7, 油井川流域=10.5, 杉田川流域=16.8, 口太川流域=23.3, 安達太田川流域=12.2, 小浜川流域=10.2	移川流域=29.7, 油井川流域=9.5, 杉田川流域=15.3, 口太川流域=21.2, 安達太田川流域=11.1, 小浜川流域=9	移川流域=(6, 27), 小浜川流域=(6, 8.6), 阿武隈川流域=(6, 51)	移川流域=23.7, 油井川流域=7.6, 杉田川流域=12.2, 口太川流域=16.9, 安達太田川流域=8.8, 小浜川流域=7.2	移川流域=(6, 23.7), 安達太田川流域=(5, 7.2), 阿武隈川流域=(5, 27.3)	
田村市	大滝根川流域=26.2, 移川流域=17.3, 牧野川流域=15.1, 松山川流域=13.4, 古道川流域=20.9, 南川流域=11.9, 夏井川流域=11.9	大滝根川流域=23.8, 移川流域=15.7, 牧野川流域=13.7, 松山川流域=12.2, 古道川流域=19, 南川流域=10.8, 夏井川流域=10.8	—	大滝根川流域=19, 移川流域=12.5, 牧野川流域=10.9, 松山川流域=9.7, 古道川流域=15.2, 南川流域=8.6, 夏井川流域=8.6	大滝根川流域=(6, 15.2), 牧野川流域=(5, 10.9), 南川流域=(5, 8.6)	
本宮市	百日川流域=7.7, 安達太良川流域=9.6, 五百川流域=25, 仲川流域=7	百日川流域=7, 安達太良川流域=8.7, 五百川流域=22.7, 仲川流域=6.4	五百川流域=(9, 18.8)	百日川流域=5.6, 安達太良川流域=6.9, 五百川流域=8.1, 仲川流域=5.1	百日川流域=(5, 5.6), 安達太良川流域=(5, 6.6), 五百川流域=(5, 14.5), 阿武隈川流域=(5, 57.6)	
大玉村	杉田川流域=16.1, 百日川流域=7.2, 安達太良川流域=9.7, 七瀬川流域=7.7	杉田川流域=14.6, 百日川流域=6.5, 安達太良川流域=8.8, 七瀬川流域=7	—	杉田川流域=11.6, 百日川流域=5.2, 安達太良川流域=7, 七瀬川流域=5.6	阿武隈川流域=(5, 57.7)	
鯉石町	阿武隈川流域=54.3, 釈迦堂川流域=33.1, 鈴川流域=8.5, 隈戸川流域=21.5	阿武隈川流域=49.4, 釈迦堂川流域=30.1, 鈴川流域=7.7, 隈戸川流域=19.5	—	阿武隈川流域=39.5, 釈迦堂川流域=24, 鈴川流域=6.1, 隈戸川流域=15.6	—	
天栄村	釈迦堂川流域=28.5, 竜田川流域=10.1, 細野川流域=7.6	釈迦堂川流域=25.9, 竜田川流域=9.2, 細野川流域=6.9	—	釈迦堂川流域=20.7, 竜田川流域=7.3, 細野川流域=5.5	竜田川流域=(6, 5.8), 細野川流域=(5, 5.5)	
三春町	桜川流域=13.2, 大滝根川流域=29.9, 八島川流域=10.7	桜川流域=9.8, 大滝根川流域=27.2, 八島川流域=9.7	桜川流域=(6, 9.8)	桜川流域=5.3, 大滝根川流域=21.7, 八島川流域=7.7	桜川流域=(5, 5.3), 八島川流域=(6, 6.2)	
小野町	右支夏井川流域=16.6, 黒森川流域=5.6, 十石川流域=8, 夏井川流域=21.9	右支夏井川流域=15.1, 黒森川流域=5.1, 十石川流域=7.3, 夏井川流域=19.9	—	右支夏井川流域=12, 黒森川流域=4, 十石川流域=5.8, 夏井川流域=15.9	右支夏井川流域=(5, 12), 黒森川流域=(5, 4), 十石川流域=(5, 4.4), 夏井川流域=(6, 12)	

(参考)洪水警報の危険度分布の基準値

令和2年9月6日現在

市町村等名 まとめた地域	市町村等	基準Ⅲ(洪水警報の基準よりも一段高く設定した基準)		基準Ⅱ(洪水警報基準)		基準Ⅰ(洪水注意警報基準)	
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準*1	複合基準*1
中通り南部	白河市	阿武隈川流域=35.6, 谷津田川流域=10.7, 隈戸川流域=19.8, 矢武川流域=12.4, 社川流域=23.3, 藤乃川流域=17.4, 外面川流域=9.7	阿武隈川流域=32.4, 谷津田川流域=9.4, 隈戸川流域=18.0, 矢武川流域=11.3, 社川流域=21.2, 藤乃川流域=15.8, 外面川流域=8.8	谷津田川流域=(8, 8.4), 矢武川流域=(8, 7.9)	阿武隈川流域=25.9, 谷津田川流域=6.6, 隈戸川流域=14.4, 矢武川流域=8, 社川流域=16.9, 藤乃川流域=12.6, 外面川流域=7	阿武隈川流域=(5, 22.4), 谷津田川流域=(8, 5.3), 矢武川流域=(8, 5.1), 外面川流域=(5, 7)	
	西郷村	阿武隈川流域=24, 谷津田川流域=10.2, 堀川流域=17.9	阿武隈川流域=21.8, 谷津田川流域=9.3, 堀川流域=16.3	阿武隈川流域=(7, 19.6)	阿武隈川流域=17.4, 谷津田川流域=5.3, 堀川流域=13	阿武隈川流域=(5, 17.4), 谷津田川流域=(5, 5.3), 堀川流域=(5, 13)	
	泉崎村	阿武隈川流域=35.8, 泉川流域=12.8	阿武隈川流域=32.5, 泉川流域=11.6	—	阿武隈川流域=26, 泉川流域=9.2	—	
	中島村	阿武隈川流域=37.3, 泉川流域=17.4	阿武隈川流域=33.9, 泉川流域=15.8	—	阿武隈川流域=27.1, 泉川流域=12.6	阿武隈川流域=(5, 27.1)	
	矢吹町	阿武隈川流域=51.7, 泉川流域=17.1, 隈戸川流域=21.6	阿武隈川流域=41.7, 泉川流域=15.5, 隈戸川流域=19.6	阿武隈川流域=(8, 37.5)	阿武隈川流域=33.3, 泉川流域=12.4, 隈戸川流域=15.6	阿武隈川流域=(5, 33.3), 隈戸川流域=(8, 12.6)	
	棚倉町	社川流域=26.4, 久慈川流域=23.1, 近津川流域=15.6, 大草川流域=11	社川流域=24, 久慈川流域=21, 近津川流域=14.2, 大草川流域=10	—	社川流域=19.2, 久慈川流域=16.8, 近津川流域=11.3, 大草川流域=8	社川流域=(7, 16.8), 久慈川流域=(5, 16.8)	
	矢祭町	久慈川流域=46.2, 矢祭川流域=16.6, 小田川・滝川流域=13.7	久慈川流域=42, 矢祭川流域=15.1, 小田川・滝川流域=11.8	久慈川流域=(8, 37.8), 小田川・滝川流域=(12, 10.6)	久慈川流域=33.6, 矢祭川流域=12, 小田川・滝川流域=9.4	久慈川流域=(5, 28.6), 小田川・滝川流域=(7, 7.7)	
	楡町	久慈川流域=40.3, 川上川流域=30.4, 渡瀬川流域=16, 西川流域=6.8	久慈川流域=36.6, 川上川流域=27.6, 渡瀬川流域=14.5, 西川流域=6.2	久慈川流域=(8, 32.9)	久慈川流域=29.2, 川上川流域=22, 渡瀬川流域=11.6, 西川流域=4.9	久慈川流域=(5, 27.2)	
	鮫川村	鮫川流域=16.8, 渡瀬川流域=14.5	鮫川流域=15.3, 渡瀬川流域=13.2	—	鮫川流域=12.2, 渡瀬川流域=10.5	渡瀬川流域=(5, 7.2)	
	石川町	阿武隈川流域=40.2, 社川流域=40.7, 北須川流域=22.6, 今出川流域=14.2	阿武隈川流域=36.5, 社川流域=37, 北須川流域=20.5, 今出川流域=12.9	—	阿武隈川流域=29, 社川流域=28, 北須川流域=16.4, 今出川流域=10.3	阿武隈川流域=(5, 29), 社川流域=(7, 28), 今出川流域=(8, 8.2)	
玉川村	阿武隈川流域=52.4, 泉郷川流域=11.3, 金波川流域=8.3	阿武隈川流域=47.6, 泉郷川流域=10.3, 金波川流域=7.5	阿武隈川流域=(5, 42.8)	阿武隈川流域=38, 泉郷川流域=8.2, 金波川流域=6	阿武隈川流域=(5, 38), 泉郷川流域=(5, 8.2)		
平田村	北須川流域=17.8, 平田川流域=10.8	北須川流域=16.2, 平田川流域=9.8	—	北須川流域=12.9, 平田川流域=7.8	—		
浅川町	社川流域=28.5, 殿川流域=10.9	社川流域=25.9, 殿川流域=9.9	—	社川流域=20.7, 殿川流域=7.9	—		
古殿町	鮫川流域=27.7, 小松川流域=11.8, 太平川流域=10.9	鮫川流域=25.2, 小松川流域=10.7, 太平川流域=9.9	—	鮫川流域=20.1, 小松川流域=8.5, 太平川流域=7.9	鮫川流域=(7, 17.9), 太平川流域=(7, 6.3)		
浜通り北部	相馬市	地蔵川流域=11, 小泉川流域=10.2, 梅川流域=6.9, 日下石川流域=13.3	地蔵川流域=10, 小泉川流域=9.3, 梅川流域=5.3, 日下石川流域=12.1	梅川流域=(5, 4.7), 日下石川流域=(5, 10.8), 宇多川流域=(5, 21.5)	地蔵川流域=8, 小泉川流域=6.8, 梅川流域=4.2, 日下石川流域=9.6	地蔵川流域=(5, 8), 小泉川流域=(5, 6.8), 梅川流域=(5, 3.2), 日下石川流域=(5, 6.5), 宇多川流域=(5, 13.5)	
	南相馬市	真野川流域=31.7, 笹部川流域=10, 小高川流域=20, 前川流域=6.8	真野川流域=28.8, 笹部川流域=8, 小高川流域=18.2, 前川流域=6.2	小高川流域=(7, 16.3)	真野川流域=23, 笹部川流域=6.4, 小高川流域=14.5, 前川流域=4.9	真野川流域=(5, 15.2), 笹部川流域=(7, 5.1), 小高川流域=(5, 10.5)	
	新地町	三滝川流域=5.7, 砂子田川流域=6.1, 立田川流域=6.9	三滝川流域=5.2, 砂子田川流域=5.5, 立田川流域=6.3	—	三滝川流域=4.1, 砂子田川流域=4.4, 立田川流域=5	三滝川流域=(5, 4.1), 砂子田川流域=(5, 4.4)	
	飯館村	新田川流域=12.5, 比曾川流域=13.3, 飯樋川流域=11.9	新田川流域=11.4, 比曾川流域=12.1, 飯樋川流域=10.8	—	新田川流域=9.1, 比曾川流域=9.6, 飯樋川流域=8.6	新田川流域=(5, 9.1)	

(参考)洪水警報の危険度分布の基準値

令和2年9月6日現在

市町村等名 まとめた地域	市町村等	基準Ⅲ(洪水警報の基準よりも 一段高く設定した基準)		基準Ⅱ(洪水警報基準)		基準Ⅰ(洪水注意報基準)	
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準*1	流域雨量指数基準	複合基準*1
浜通り中部	広野町	北追川流域=13.1, 浅見川流域=13.5	北追川流域=11.9, 浅見川流域=12.3	—	複合基準*1	北追川流域=9.5, 浅見川流域=9.8	—
	榴葉町	木戸川流域=37, 井出川流域=17.2	木戸川流域=33.6, 井出川流域=15.6	—	—	木戸川流域=26.8, 井出川流域=12.4	—
	高岡町	富岡川流域=19.9, 紅葉川流域=12.9, 境川流域=10.9	富岡川流域=18.1, 紅葉川流域=11.7, 境川流域=9.9	—	—	富岡川流域=14.4, 紅葉川流域=9.3, 境川流域=7.9	富岡川流域=(8, 11.5)
	川内村	木戸川流域=27.9, 小白井川流域=18.2, 長綱川流域=11.2	木戸川流域=25.4, 小白井川流域=16.5, 長綱川流域=10.2	—	—	木戸川流域=20.3, 小白井川流域=13.2, 長綱川流域=8.1	木戸川流域=(5, 19.7), 小白井川流域=(5, 13.2)
	大熊町	熊川流域=23.1, 境川流域=11.7	熊川流域=21, 境川流域=10.6	—	—	熊川流域=16.8, 境川流域=8.4	熊川流域=(5, 16.8)
浜通り南部	双葉町	前田川流域=16.1, 戒川流域=5.2	前田川流域=14.6, 戒川流域=4.7	前田川流域=(8, 14.2)	—	前田川流域=11.6, 戒川流域=3.7	前田川流域=(5, 11.6)
	浪江町	高瀬川流域=38, 請戸川流域=9.2	高瀬川流域=34.5, 請戸川流域=8.4	請戸川流域=(8, 6)	—	高瀬川流域=27.6, 請戸川流域=6.7	高瀬川流域=(8, 22.1), 請戸川流域=(7, 5.4)
	葛尾村	葛尾川流域=14.1, 野川川流域=7.8	葛尾川流域=12.8, 野川川流域=7.1	—	—	葛尾川流域=10.2, 野川川流域=5.6	野川川流域=(7, 4.5)
	いわき市	仁井田川流域=19.6, 新川流域=15.5, 好間川流域=20.4, 鮫川流域=49.9, 大久川流域=19.4, 滑津川流域=12.8, 藤原川流域=10.7, 蛭田川流域=9.6, 三夜川流域=3.5, 宮川流域=6.9, 障子川流域=2.4	仁井田川流域=17.8, 新川流域=14.1, 好間川流域=18.5, 鮫川流域=45.4, 大久川流域=17.6, 滑津川流域=11.6, 藤原川流域=9.7, 蛭田川流域=8.7, 三夜川流域=3.2, 宮川流域=6.3, 障子川流域=2.2	新川流域=(8, 9.3), 鮫川流域=(14, 36), 藤原川流域=(12, 7.2), 蛭田川流域=(8, 7.9), 宮川流域=(8, 5.6)	—	仁井田川流域=14.2, 新川流域=11.2, 好間川流域=14.8, 鮫川流域=36.3, 大久川流域=14, 滑津川流域=9.2, 藤原川流域=7.7, 蛭田川流域=6.9, 三夜川流域=2.5, 宮川流域=5, 障子川流域=1.7	仁井田川流域=(5, 14.2), 新川流域=(8, 8.4), 好間川流域=(8, 11.8), 鮫川流域=(8, 29), 大久川流域=(5, 11.2), 滑津川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 蛭田川流域=(7, 5.5), 夏井川流域=(5, 36), 三夜川流域=(5, 2.5), 宮川流域=(5, 5)
	喜多方市	一ノ戸川流域=24.9, 濁川流域=23.7, 田付川流域=14.3, 大塩川流域=21.8, 姥堂川流域=9.9, 境見川流域=8.7	一ノ戸川流域=22.6, 濁川流域=21.5, 田付川流域=13, 大塩川流域=19.8, 姥堂川流域=9, 境見川流域=7.9	一ノ戸川流域=(5, 22.3), 大塩川流域=(5, 17.8), 境見川流域=(5, 7.4)	—	一ノ戸川流域=18, 濁川流域=17.2, 田付川流域=10.4, 大塩川流域=15.8, 姥堂川流域=7.2, 境見川流域=6.3	一ノ戸川流域=(5, 14.4), 田付川流域=(6, 8.3), 大塩川流域=(5, 12.6), 阿賀川流域=(5, 52.4), 境見川流域=(5, 6.3)
会津北部	北塩原村	大塩川流域=16, 三ノ森川流域=7.3, 長瀬川流域=28.7	大塩川流域=14.5, 三ノ森川流域=6.6, 長瀬川流域=26.1	—	—	大塩川流域=11.6, 三ノ森川流域=5.2, 長瀬川流域=20.8	大塩川流域=(6, 9.3)
	西会津町	奥川流域=17.9, 笹川流域=10.2, 長谷川流域=13.4, 阿賀川流域=103	奥川流域=16.3, 笹川流域=9.3, 長谷川流域=12.2, 阿賀川流域=89.7	奥川流域=(6, 16), 阿賀川流域=(6, 89.2)	—	奥川流域=13, 笹川流域=7.4, 長谷川流域=9.7, 阿賀川流域=11.7	奥川流域=(6, 10.4), 長谷川流域=(5, 8.8), 阿賀川流域=(5, 71.1)
	磐梯町	前川流域=5.6, 小屋川・大谷川流域=12, 滝尻川流域=5	前川流域=5.1, 小屋川・大谷川流域=10.9, 滝尻川流域=4.5	—	—	前川流域=4, 小屋川・大谷川流域=8.7, 滝尻川流域=3.6	—
	猪苗代町	高橋川流域=7.7, 小黒川流域=11.3, 長瀬川流域=34.9, 酸川流域=20, 大倉川流域=21.7, 高森川流域=9.4	高橋川流域=5.4, 小黒川流域=10.3, 長瀬川流域=31.7, 酸川流域=18.2, 大倉川流域=19.7, 高森川流域=8.5	小黒川流域=(5, 5.4)	—	高橋川流域=4.3, 小黒川流域=5.3, 長瀬川流域=25.3, 酸川流域=14.5, 大倉川流域=15.7, 高森川流域=6.8	高橋川流域=(6, 3.4), 小黒川流域=(5, 4.4), 高森川流域=(5, 6.8)

(参考)洪水警報の危険度分布の基準値

令和2年9月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	基準Ⅲ(洪水警報の基準よりも 一段高く設定した基準)		基準Ⅱ(洪水警報基準)		基準Ⅰ(洪水注意報基準)		
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準*1	複合基準*1	
会津中部	会津若松市	宮川流域=27, 湯川流域=15.1,	宮川流域=24.5, 湯川流域=13.7,	宮川流域=19.6, 湯川流域=10.9,	宮川流域=19.6, 湯川流域=10.9,	宮川流域=(5, 19.6),	宮川流域=(5, 19.6),	
		原川流域=12.3, 水玉川流域=11.9	原川流域=11.2, 水玉川流域=10.8	原川流域=8.9, 水玉川流域=6.6	原川流域=8.9, 水玉川流域=6.6	水玉川流域=(5, 6.9)	水玉川流域=(5, 6.9)	
	郡山市湖南	常夏川流域=7.6, 菅川流域=9.1,	常夏川流域=6.9, 菅川流域=8.3,	常夏川流域=5.5, 菅川流域=6.6,	常夏川流域=5.5, 菅川流域=6.6,	—	—	—
		舟津川流域=17.2	舟津川流域=15.6	舟津川流域=12.4	舟津川流域=12.4	—	—	—
	会津坂下町	只見川流域=79.9, 旧宮川流域=62,	只見川流域=72.5, 旧宮川流域=5.6,	只見川流域=68, 旧宮川流域=4.4,	只見川流域=68, 旧宮川流域=4.4,	只見川流域=(5, 47.3),	只見川流域=(5, 47.3),	只見川流域=(5, 47.3),
		宮川流域=27.1	宮川流域=24.6	宮川流域=19.6	宮川流域=19.6	宮川流域=(5, 19.6),	宮川流域=(5, 19.6),	宮川流域=(5, 19.6),
	湯川村	瀧川流域=16.9, 旧湯川流域=10.1	瀧川流域=15.4, 旧湯川流域=9.2	瀧川流域=12.3, 旧湯川流域=7.3	瀧川流域=12.3, 旧湯川流域=7.3	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
	柳津町	只見川流域=86.7, 銀山川流域=9.2,	只見川流域=78.8, 銀山川流域=8.4,	只見川流域=63, 銀山川流域=6.7,	只見川流域=63, 銀山川流域=6.7,	只見川流域=(6, 42.8),	只見川流域=(6, 42.8),	只見川流域=(6, 42.8),
		滝谷川流域=20.8	滝谷川流域=18.9	滝谷川流域=15.1	滝谷川流域=15.1	滝谷川流域=(5, 15.1),	滝谷川流域=(5, 15.1),	滝谷川流域=(5, 15.1),
三島町	只見川流域=86, 滝谷川流域=21.3,	只見川流域=78.2, 滝谷川流域=19.4,	只見川流域=62.5, 滝谷川流域=15.5,	只見川流域=62.5, 滝谷川流域=15.5,	只見川流域=(5, 50),	只見川流域=(5, 50),	只見川流域=(5, 50),	
	大谷川流域=13.6	大谷川流域=12.4	大谷川流域=9.9	大谷川流域=9.9	大谷川流域=(5, 7.9)	大谷川流域=(5, 7.9)	大谷川流域=(5, 7.9)	
金山町	只見川流域=78, 野尻川流域=27.5,	只見川流域=70.9, 野尻川流域=25,	只見川流域=56.7, 野尻川流域=20,	只見川流域=56.7, 野尻川流域=20,	只見川流域=(5, 56.7),	只見川流域=(5, 56.7),	只見川流域=(5, 56.7),	
	山入川流域=13.9	山入川流域=12.6	山入川流域=10	山入川流域=10	山入川流域=(5, 10)	山入川流域=(5, 10)	山入川流域=(5, 10)	
昭和村	滝谷川流域=10, 野尻川流域=26,	滝谷川流域=9.1, 野尻川流域=23.6,	滝谷川流域=7.2, 野尻川流域=18.8,	滝谷川流域=7.2, 野尻川流域=18.8,	滝谷川流域=(5, 7.2),	滝谷川流域=(5, 7.2),	滝谷川流域=(5, 7.2),	
	玉川流域=19, 見沢川流域=12.2	玉川流域=17.3, 見沢川流域=11.1	玉川流域=8.8	玉川流域=8.8	野尻川流域=(5, 15),	野尻川流域=(5, 15),	野尻川流域=(5, 15),	
会津美里町	宮川流域=27.1, 佐賀瀬川流域=10.6,	宮川流域=24.6, 佐賀瀬川流域=9.6,	宮川流域=19.6, 佐賀瀬川流域=7.6,	宮川流域=19.6, 佐賀瀬川流域=7.6,	宮川流域=(5, 19.6),	宮川流域=(5, 19.6),	宮川流域=(5, 19.6),	
	水玉川流域=11.2, 藤川川流域=8.8	水玉川流域=9.9, 藤川川流域=8	水玉川流域=6.4	水玉川流域=6.4	水玉川流域=(5, 6.3),	水玉川流域=(5, 6.3),	水玉川流域=(5, 6.3),	
天栄村湯本	鶴沼川流域=26.3, 河内川流域=9.8,	鶴沼川流域=23.9, 河内川流域=8.9,	鶴沼川流域=7.1,	鶴沼川流域=7.1,	鶴沼川流域=(7, 17.3)	鶴沼川流域=(7, 17.3)	鶴沼川流域=(7, 17.3)	
	赤石川流域=11.2	赤石川流域=10.2	赤石川流域=8.1	赤石川流域=8.1	—	—	—	
下郷町	鶴沼川流域=27.8, 観音川流域=14.7,	鶴沼川流域=25.3, 観音川流域=13.4,	鶴沼川流域=20.2, 観音川流域=10.7,	鶴沼川流域=20.2, 観音川流域=10.7,	鶴沼川流域=(7, 6)	鶴沼川流域=(7, 6)	鶴沼川流域=(7, 6)	
	戸石川流域=8.9, 加藤谷川流域=18.4,	戸石川流域=7.6, 加藤谷川流域=16.7,	戸石川流域=6, 加藤谷川流域=13.3,	戸石川流域=6, 加藤谷川流域=13.3,	戸石川流域=(7, 6)	戸石川流域=(7, 6)	戸石川流域=(7, 6)	
檜枝岐村	阿賀川流域=55.7	阿賀川流域=50.6	阿賀川流域=40.4	阿賀川流域=40.4	—	—	—	
	松枝岐川流域=24.8, 舟岐川流域=15.5,	松枝岐川流域=22.5, 舟岐川流域=14.1,	松枝岐川流域=11.2,	松枝岐川流域=11.2,	—	—	—	
只見町	実川流域=13.4	実川流域=12.2	実川流域=9.7	実川流域=9.7	—	—	—	
	只見川流域=71.9, 蒲生川流域=21.2,	只見川流域=65.4, 蒲生川流域=19.3,	只見川流域=52.3, 蒲生川流域=15.4,	只見川流域=52.3, 蒲生川流域=15.4,	只見川流域=(5, 36),	只見川流域=(5, 36),	只見川流域=(5, 36),	
南会津町	伊南川流域=47.1, 小屋川流域=9.6,	伊南川流域=38.3, 小屋川流域=8.5,	伊南川流域=30.6, 小屋川流域=6.8,	伊南川流域=30.6, 小屋川流域=6.8,	伊南川流域=(5, 15.3),	伊南川流域=(5, 15.3),	伊南川流域=(5, 15.3),	
	箱岩川流域=34.2, 湯ノ岐川流域=17.6,	箱岩川流域=30.6, 湯ノ岐川流域=16,	箱岩川流域=24.4, 湯ノ岐川流域=12.8,	箱岩川流域=24.4, 湯ノ岐川流域=12.8,	伊南川流域=(5, 24.5),	伊南川流域=(5, 24.5),	伊南川流域=(5, 24.5),	
南会津町	西根川流域=15.7, 阿賀川流域=32.6	西根川流域=14.3, 阿賀川流域=29.2	西根川流域=11.4, 阿賀川流域=23.3	西根川流域=11.4, 阿賀川流域=23.3	伊南川流域=(5, 23.8),	伊南川流域=(5, 23.8),	伊南川流域=(5, 23.8),	
	—	—	—	—	水無川流域=(7, 36.5),	水無川流域=(7, 36.5),	水無川流域=(7, 36.5),	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。